

賣藥部外品取
縮規則施行に
關する通牒

ハ免許不相成ヲ適當ト被認、三ノ場合ハ其ノ容器又ハ被包等ノ外觀的體裁ノ如何ニ拘ラス社會通念上藥品又ハ之ニ類似スルモノト認ムヘキモノハ藥物ト解シ可然ト存候

(B) 賣藥部外品取締規則施行ニ關スル件

內務次官通牒(昭和七年七月二十六日) 各地方長官宛

今般內務省令第二十五號ヲ以テ賣藥部外品取締規則制定セラレ九月一日ヨリ施行相成候ニ就テハ左記事項御了知ノ上本令實施上遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

記

- 一 從來各廳府縣ニ於テ制定シタル賣藥部外品ニ關スル取締規則ハ本令施行ト同時ニ之ヲ廢止シ若シ本令以外ニ賣藥部外品ニ非サル藥物ニ對シ取締規則ヲ設ケントスルトキハ其ノ要旨及制定ノ理由ヲ具シ豫メ本省ニ稟伺セラレ度キコト
- 一 賣藥部外品ニ非サル物ニシテ第一條末段ノ規定ニ依リ指定ヲナス必要アリト認ムルモノアルトキハ其ノ品名、原料品名及分量、用法、用量、效能並取締ヲ必要トスル理由ヲ具シ本省ヘ申請アリタキコト
- 一 第一條第一號ニ所謂疾病ノ豫防又ハ皮膚障害ノ豫防若ハ除去ノ效能アリトスル賣藥部外品ハ公衆衛生上最モ注意ヲ要スルトコロニシテ且又藥品又ハ賣藥トノ關係モ考慮セサルヘカラサルヲ以テ之カ免許申請ニ當リテハ充分慎重調査ノ上ニ許否ヲ決定シ痘苗血清其ノ他細菌學的豫防品ハ賣藥部外品トシテハ免許セサル様致シ度キコト尙花柳病豫防藥ニ關シテハ警視總監ノ照會ニ對スル昭和三年一月二十一日衛第九八一號回答ニ於テ其ノ性質賣藥ト認ムヘキモノハ之ヲ賣藥部外品トシテ許可相成ヘキ限ニ無之旨指示シアリテ其ノ性質賣藥ト認ムヘキモノトハ花柳病豫防藥ニシテ花柳病治療ノ效能アリトスルモノヲ指稱スルモノナレハ單ニ花柳病豫防ノ效能アリトスル花柳病豫防藥ハ賣藥部外品トシテ取扱フコト
- 一 第二條又ハ第三條ノ規定ニ依リ提出スル賣藥部外品ノ見本品ハ賣藥部外品ノ取締ノ參考ト爲スヘキモノナルヲ以テ免許ノ際其ノ見本品ノ性状品質ノ概略ヲ附記シ必要期間之ヲ保存スルコト
- 一 原料品毒劇藥又ハ毒劇物ナル賣藥部外品ノ製造ハ公衆衛生上ノ危害防止ノ見地ヨリ成ル可ク藥劑師、製藥者又ハ藥事ニ關シ

之等ト略々同等ノ知識、經驗ヲ者スル者ヲシテ爲サシムル様致シ度キコト

- 一 賣藥部外品トシテ發賣ノ免許ヲ得タル毒物劇物ニ對シテハ本令ト共ニ毒物劇物營業取締規則ノ適用アルヲ以テ其ノ販賣交付ノ手續ヲ簡易ナラシムル爲メ今般毒物劇物營業取締規則中改正アリタルニ就テハ賣藥部外品タル毒物劇物ニ關シテハ此ノ點特ニ留意セラレ度キコト

- 一 本令ニハ規定スルトコロナキモ賣藥部外品ノ免許ニ當リ免許鑑札ヲ下付シ明治四十三年五月勅令第二一九號道府縣手数料令及明治四十三年五月內務省令第一九號ニ依リ免許其ノ他ノ手数料ヲ徵收スルコトハ差支ナキコト
- 一 免許鑑札ノ様式ハ今後發給スル場合ニハ左記ニ依ルコト

| | |
|--------------|-------------|
| 第 號 | 賣藥部外品免許證 |
| 一 品 名 | 營 業 所 |
| 右賣藥部外品發賣ヲ免許ス | 氏 |
| 昭和年月日 | 生 年 月 日 |
| | 名 (又ハ法人ノ名稱) |
| | 應 府 縣 |

(用紙大小ハ成ル可ク賣藥免許證ト同様ニスルコト)

- 一 附則第三項ニ依リ手續ヲ爲シタル賣藥部外品ノ發賣者ニ對シテハ成ル可ク速ニ許否ヲ決定スルコト

賣藥部外品

賣薬部外品取締規則及同施行細則實施上の注意に關する通牒

(C) 賣薬部外品取締規則及同施行細則實施上の注意ニ關スル件

警視廳衛生部長通牒 (昭和七年八月二十五日) 管下各警察署宛

(衛發令第七三三號)

本年七月二十二日内務省令第二五號ヲ以テ賣薬部外品取締規則、本月二十三日警視廳令第二三號ヲ以テ賣薬部外品取締規則施行細則公布セラレル九月一日何レモ其ノ實施ヲ見ルヘキモ之カ施行ニ當リ左記事項ニ留意シ過誤ナキヲ期セラレ度

記

- 一 本令施行ニ伴ヒ從來ノ賣薬部外品中左記ノモノハ本令ノ適用ヲ除外セラレタリ
 - (一) 除鼠、驅蟲(蠅、蚊、蚤類ノ驅除用撒布劑又ハ燻蒸劑ヲ除ク)(昭和七年八月二十七日内務省告示第七十六號ヲ以テ指定)
 - 防臭及消毒劑
 - (二) 衛生綿、家庭綿ノ類
 - (三) 齒磨、化粧品(白粉、白粉下ノ類)中規則第一條各號ニ該當スル效アリトシテ免許(業者ノ有スル免許事項控ニ依リ調査ノコト)セラレタルモノヲ除ク
- 二 從來藥品、賣薬又ハ賣薬部外品ニ非サル滋養強壯劑ハ規則第一條第一號ニ依リ新タニ本令ノ適用ヲ受クルヲ以テ調査ノ上該當者ニ對シ本令施行後三ヶ月以内ニ規則附則第三項ノ手續ヲ爲サシムルヲ要ス
- 三 以上一該當ノモノニ對シテハ關係業者ニ本令ノ趣旨ヲ指示シ可成免許證ヲ徴シ臺帳削除ノ上報告スルコト
- 四 賣薬部外品臺帳ハ當分ノ内舊臺帳ヲ使用スルモ差支ナキコト
- 五 賣薬部外品トシテ免許ヲ受ケタル劇物バラフェニールンヂアミン^レヲ含有スル染毛用製劑ニ付テハ別紙ノ通り毒物劇物營業取締規則中一部改正セラレ第七條(其ノ製劑ヲ交付小分、販賣)スル場合ノ容器又ハ被包ノ制限並記載事項)及第八條(販賣ノ場合ノ買受證)ノ規定ハ除外セラレタルモノ他ハ(本劑製造ノ場合ニ於ケル第四條ノ事項及製造販賣請賣ヲ營ム者)ノ資格並第九條ノ(幼者又ハ不安心ト認ムル者ニ對スル販賣制限等)總テ適用セラレルコト

化粧品

第九章 化粧品

略稱 規則↓化粧品取締規則(警視廳令)

一 化粧品取締の沿革

化粧品取締の沿革

化粧品取締規則に就ては或る地方廳に於ては賣薬部外品の一種として之を取締を爲し又其の他に於ては自由營業に放任すると云ふ様に各地方廳が區々たる取締を爲し來つたものであるが昭和七年七月二十二日内務省令第二十五號を以つて賣薬部外品取締規則が公布、同年九月一日より實施せらるるに當り各地方廳令は廢止され従つて化粧品も亦取締の羈絆を脱するに至つたのである。而して警視廳管下に於ては化粧品を發賣する者頗る多く爲に從來より賣薬部外品營業取締規則に依つて之を取締を爲し來つたものである。抑も化粧品は其の大部分が顔面其の他皮膚に塗布又は撒布するものであり其の品質の良否が保健衛生上に與ふる影響は決して輕視すべきでない。彼の含鉛白粉が衛生上有害なるものとして既に販賣又は販賣の目的を以つて陳列、貯藏する事を禁止せられた如きに徴しても推察に難からぬ處である。従つて内務省令賣薬部外品取締規則の制定により直ちに化粧品類の取締を廢止する事は東京府の如き多數營業者を抱擁する地域(昭和六年末概算一營業者數四千九百餘名、免許方數一萬三千百餘、年産額一千萬圓)を管轄する警視廳に於ては特に之を取締に考慮を要すべき事情に立ち到つたのである。其の結果警視廳に於ては化粧品の單獨法令を制定し従前通り引續き之を取締を爲す必要ありと認め法規制定に關し衛生局長に稟伺した處、取締規則を制定するも異存なき旨の回答に接したので「通牒(A)参照」昭和七年八月二十三日警視廳令第二十四號を以つて化粧品取締規則を公布、同年九月一日より實施せらるるに至つたものである。

化粧品

二 解説

昭和七年八月二十三日警視廳令第二十四號化粧品取締規則は ①化粧品の定義 ②化粧品の發賣免許 ③化粧品の容器又は被包 ④罰則等に關する事項を規定したものである。警視廳に於ては右規則の實施により従來通り化粧品の取締を爲すことを得たのであるが其の後他府縣よりの伺出に對し衛生局長は化粧品取締規則制定の必要を認めざる旨の回答を與ふるに至つたので現に化粧品の取締を爲すは獨り警視廳あるのみである。然るに其の後各府縣に於ては内務省令賣藥部外品取締規則第一條に掲ぐる如き效能ありとする藥物の認定範圍を漸次擴大する傾向にあり其の實質が化粧品にして賣藥部外品の取締を受くるもの尠ならず、例へばクリーム、化粧下、頭髮用香水、洗粉の類に在つても名稱、原料品或は效能の如何に依つては賣藥部外品として免許さるる實情にあるものの如くであり従つて將來賣藥部外品の範圍が益々擴大せらるるに於ては化粧品取締規則存在の意義も自ら薄弱となるであらう。

化粧品の定義

三 化粧品の定義

化粧品とは ①白粉、白粉下、化粧水、クリーム類 ②紅、眉墨、洗粉、爪磨劑の類 ③頭髮用香水(ポマード、チック、香油の類) ④齒磨 ⑤其の他人體の美容衛生に直接關係ありと認むるもの等であつて藥品、賣藥、賣藥部外品に非ざるものを謂ふのである。(規則第一條) 従つて假令洗粉、齒磨の様なものでも賣藥又は賣藥部外品として免許を受けたものがあるならば其の物については本令の適用を爲さぬ、即ち化粧品としての取締を受けぬのである。

化粧品の發賣免許

四 化粧品の發賣免許

化粧品を發賣せんとする者は ①住所、營業所、氏名及生年月日(法人に在りては其の名稱、事務所所在地、代表

者の氏名及定款の寫) ②名稱 ③原料品名及其の分量(原料品にして成分不明なる時は定量分析表を添付すること) ④用法、用量及效用を具し見本品を添へ警視廳監へ願出で免許を受けねばならぬ。(規則第四條第一項) 而して右の ②乃至④の事項を變更せんとする時は免許證を添へ右同様の手續を爲さねばならぬ。但し②の場合即ち名稱のみの變更に在つては見本品は添付する必要が無いのである。(第四條第二項) 尙他府縣に於て免許された化粧品を發賣せんとする場合は③の事項即ち原料品名及其の分量の代りに免許證の寫を添付すればよろしい事になつてゐる。(規則第四條第一項但書) 之は他府縣に於て免許された化粧品に對しては營業者が秘密とする原料品名及其の分量の記載を省略し免許證の寫があればよい事に規定したものである。然るに前述した如く他府縣に於ては化粧品取締規則の制定された處がないので結局此の規定は現在に於ては實際上必要とせざるものである。右に依り化粧品の免許を爲した時は免許證を下付するのであり(規則第五條)此の免許證を毀損、亡失した時は十日以内に其の事由を具して再下付の申請を爲さねばならぬ。(規則第六條) 而して化粧品の發賣免許を讓受け又は相續した場合は三十日以内に規則第四條に準じ免許證を添へ所定の届出を爲さねばならぬ。(規則第八條) 其の他化粧品の發賣者は ①住所、營業所又は氏名(法人に在りては其の名稱、事務所所在地)に異動を生じたとき ②發賣者の法定代理人、保佐人又は夫に異動を生じたとき ③發賣を廢止したとき ④死亡(法人に在りては解散)又は失踪の宣告を受けたときには十日以内に免許證を添へて所定の届出を爲さねばならぬのである。(規則第九條)

五 化粧品の容器又は被包

化粧品の容器又は被包には其の名稱及發賣者の氏名(法人に在りては其の名稱)又は商號並に營業所を明記しなければならぬ。(規則第七條) 右は賣藥部外品の場合と同様其の容器又は被包に營業所、氏名の記載を命じ以つて責任の

化粧品の容器又は被包

化粧品の検査
及行政處分

所在を明かにし取締に便ならしめんが爲の規定である。又氏名に代ふるに商號を以つてするも差支ない事は賣藥及同部外品の場合と同様である。

六 化粧品の検査及行政處分

警視總監は化粧品取締規則執行の爲に吏員をして販賣の用に供する化粧品を検査せしめ或は試験の爲收去し又は製造所、營業所等に臨檢せしむる事を得るのである。(規則第十二條) 而して化粧品にして衛生上危害を生ずるの虞ありと認められた時は發賣者に對し原料品若くは其の分量、用法、用量又は效用の變更を命ずることがある。(規則第十條) 又 ①化粧品にして衛生上危害を生ずるの虞ありと認められたとき ②本令又は本令に基いて發する命令に違反したときは發賣の免許を取消し又は停止若くは販賣を禁止することがあるのである。(規則第十一條)

七 罰 則

拘留又は科料に處せらるるもの

- (A) 免許を受けずして化粧品を發賣せる場合(規則第四條違反)
- (B) 免許證を毀損、亡失したとき十日以内に再下付の申請を爲さぬ場合(規則第六條違反)
- (C) 化粧品の容器又は被包に所定の事項を明記しない場合(規則第七條違反)
- (D) 發賣免許の讓受又は相續を爲したとき三十日以内に所定の届出を爲さぬ場合(規則第八條違反)
- (E) 發賣者が住所、營業所又は氏名に異動を生じたとき、又其の廢止若くは死亡等の際十日以内に所定の届出を爲さぬ場合(規則第九條違反)
- (F) 衛生上危害を生ずるの虞ありと認め免許事項の變更を命じたとき之に従はぬ場合
- (G) 規則第十一條により發賣免許の取消又は停止若くは販賣の禁止を命じたとき之に従はぬ場合

罰則

關係法令

八 關係法令

法規

化粧品取締規則

(一) 法規

(A) 化粧品取締規則(昭和七年八月二十三日)

第一條 本令ニ於テ化粧品ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當シ藥品、賣藥及賣藥部外品ニ非サルモノヲ謂フ

一 白粉、白粉下、化粧水、「クリーム」ノ類

二 紅、眉墨、洗粉、爪磨劑ノ類

三 頭髮用香水、「ボマード」、「チック」、香油ノ類

四 齒磨

五 其ノ他人體ノ美容衛生ニ直接關係アリト認ムルモノ

第二條 本令ニ依リ警視總監ニ提出スル申請書及届書ハ美濃紙ヲ用ヒ營業所所轄警察署ヲ經由スヘシ

第三條 本令ニ依ル申請人及届人ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ法定代理人、準禁治産者ナルトキハ保佐人、妻ナルトキハ夫ノ連署ヲ要ス

第四條 化粧品ヲ發賣セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ見本品ヲ添ヘ免許ヲ受クヘシ但シ他ノ廳府縣ニ於テ免許ニ係ルモノハ第三號ノ事項ニ替ルニ免許證ノ寫ヲ添付スヘシ

一 住所、營業所、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名及定款ノ寫)

二 名稱

三 原料品名及其ノ分量(原料品ニシテ成分不明ナルトキハ定量分析表ヲ添附スルコト)

四 用法、用量及效用

化粧品

前項第二號乃至第四號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ免許證ヲ添ヘ前項ノ手續ヲ爲スヘシ但シ第二號ノ場合ハ見本品ノ添附ヲ要セス

第五條 前條第一項ニ依リ免許シタルトキハ別記様式ノ免許證ヲ下付ス

第六條 免許證ヲ毀損、亡失シタルトキハ十日以内ニ其ノ事由ヲ具シ再下付ヲ申請スヘシ
亡失シタル免許證ヲ發見シタルトキハ直ニ返納スヘシ

第七條 化粧品ニハ容器又ハ被包ニ其ノ名稱及發賣者ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)又ハ商號並營業所ヲ明記スヘシ

第八條 化粧品ノ發賣免許ヲ讓受又ハ相續シタル場合ハ三十日以内ニ第四條ニ準シ免許證ヲ添ヘ、讓受ノ場合ハ双方連署シ、連署シ能ハサルトキハ其ノ事由ヲ記シ相續ノ場合ハ戶籍抄本ヲ添ヘ届出ツヘシ

第九條 發賣者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ免許證ヲ添ヘ十日以内ニ届出ツヘシ

- 一 住所、營業所又ハ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地)ニ異動ヲ生シタルトキ
- 二 發賣者ノ法定代理人、保佐人又ハ夫ニ異動ヲ生シタルトキ
- 三 發賣ヲ廢止シタルトキ
- 四 死亡(法人ニ在リテハ解散)又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ

前項第四號ノ場合ハ戶籍法ノ届出義務者(法人ニ在リテハ清算人)ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第十條 化粧品ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アリト認メタルトキハ發賣者ニ對シ原料品若ハ其ノ分量、用法、用量又ハ效用ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ發賣ノ免許ヲ取消又ハ停止若ハ販賣ヲ禁止スルコトアルヘシ
一 化粧品ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アリト認メタルトキ

二 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

第十二條 本令ノ執行ニ關シ明治三十三年法律第十五號第二條規定ノ職權ヲ行フコトアルヘシ

第十三條 第四條、第六條乃至第九條ノ規定ニ違反シ又ハ第十條及第十一條ノ處分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十四條 化粧品ノ發賣者カ未成年者、禁治産者又ハ法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法定代理人又ハ代表者ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 化粧品ノ發賣者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則

第十六條 本令ハ昭和七年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 大正五年四月警視廳令第四號賣藥部外品營業取締規則ニ依リ免許ヲ受ケタル賣藥部外品ニシテ第一條ノ各號ニ該當スルモノハ本令ニ依リ免許シタルモノト看做ス

第十八條 第一條ニ該當スル化粧品ニ關シ大正五年四月警視廳令第四號賣藥部外品營業取締規則ニ依リ下付シタル免許證ハ本令ニ依リ下付シタルモノト看做ス但シ昭和八年十二月三十一日迄ニ其ノ書替ヲ申請スヘシ

(免許證 雛形)

十八 種

| | | |
|----------|--------------|---------|
| 第 號 | 化粧品免許證 | 營業所 |
| 氏 名 | (法人ニ在リテハ法人名) | 生 年 月 日 |
| 一 名 | 右化粧品發賣ヲ免許ス | 稱 |
| 昭和 年 月 日 | | |
| 警 視 廳 印 | | |

化粧品

化粧品取締規則執行心得

(B) 化粧品取締規則執行心得

(昭和七年八月二十三日
警視總監令第一四九號)

第一條 化粧品取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第四條、第六條、第八條及第九條ノ申請書又ハ届書ヲ受理シタルトキハ所定事項ヲ具備スルヤ否ヤヲ調査シ支障ナシト認メタルトキハ署印ヲ押捺進達スヘシ

第二條 化粧品免許證ハ所轄警察署ニ送付ス

免許證ノ送付ヲ受ケタルトキハ臺帳整理ノ上速ニ本人ニ交付スヘシ

第三條 所轄警察署ハ別記様式ノ臺帳ヲ備ヘ所定事項ヲ記載シ異動ノ都度整理スヘシ(別記様式省略)

第四條 規則第八條及第九條第一號ノ届ニシテ前營業所カ他ノ警察署管内ナルトキハ臺帳ノ送付ヲ請求シ所定事項ヲ記載スヘシ

第五條 規則第十條又ハ第十一條ニ依リ處分ヲ要スト認メタルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ上申スヘシ

第六條 規則第十三條ニ依リ處分シタルトキハ十日以内ニ其ノ事實處分ノ結果ヲ報告スヘシ

附 則

本令ハ昭和七年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

(一) 通 牒

(A) 化粧品取締規則制定ニ關スル件

警視總監照會 (昭和七年八月六日
第一四九號)

本年七月二十二日內務省令第二十五號ヲ以テ賣藥部外品取締規則制定公布セラレ來ル九月一日ヨリ實施ヲ見ル管ナルモ化粧品ハ同令ヨリ除外セラレタルモ當廳ニ於テハ大正五年四月警視廳令第四號賣藥部外品營業取締規則ニ依リ賣藥部外品ノ一種トシテ取締ヲ勵行シ來リ其ノ營業者數ハ昭和六年末概算四千九百餘名、免許方數一萬三千百餘ニ達シ年産額一千萬圓ノ賣上高ヲ示シ全國化粧品ノ大部分ハ東京ニ於テ製産セラレツツアルノ現況ニアリ而シテ此等ノ實情ニ鑑ミ當廳ニ於テハ免許ニ當リ其ノ内容ニ對シ嚴密ナル

化粧品取締規則制定ニ關スル通牒

審査ヲ遂ケ且ツ日常化粧品業者ノ製造所又ハ店舗ニ臨ミ検査ヲ勵行シ來リタル結果最近業界ノ發達著シキモノアリ

然ルニ今之ヲ今次發令セラレタル賣藥部外品取締規則ニ依リ廢止セムカ如何ハシキ化粧品ノ簇出ヲ見一般公衆ノ迷惑甚カラサル而已ナラス延テハ國民保健衛生上ニ及ホス影響モ亦甚カラスト信ス又世上往々化粧品ノ取締ニ關シ未ダ曾テ白粉ヤ「ボマード」「クリーム」ノ類テ死ノ結果ヲ招來セル事例ナシト揶揄的言辭ヲ弄シ暗ニ取締不要論ヲ唱フル者アルモ之レ皮相ノ觀察ニシテ化粧品ハ人ノ美容衛生ニ必要缺クヘカラサルモノニシテ之カ品質ノ良否ハ直チニ人ノ顔面其他ニ重大ナル影響ヲ及ホス而已ナラス天稟ノ美ヲ永久ニ破壞スル虞甚カラサルニ鑑ミ之カ取締ハ等閑ニ附スヘキモノニ非スト信セラルルカ故ニ當廳ニ於テハ左記要旨ニ依リ化粧品取締規則ヲ制定シ化粧品ニ對スル品質ノ精良ヲ期スルト同時ニ國民保健衛生上ノ危害防止ニ努メタキ意向ヲ有シ居リ候條至急何分ノ御指示相仰度

要 旨

一 化粧品取締規則ニ依リ取締ルヘキ範圍

(1) 白粉、白粉下、化粧水、「クリーム」ノ類

(2) 紅、眉墨、洗粉、爪磨ノ類

(3) 頭髮用香水、ボマード、チック、香油ノ類

(4) 齒磨、石鹼(藥品ヲ含有セサルモノヲ除ク)ノ類

(5) 其ノ他直接美容衛生ニ關係アリト認ムルモノ

二 發賣ハ原則トシテ免許制度トシ例外トシテ他ノ廳府縣免許ノ化粧品ヲ當廳管内ノモノカ發賣セムトスルトキニ限り届出制度トス

三 以上ノ免許ハ讓受又ハ相續ヲ認ム

四 化粧品ニハ原則トシテ毒劇藥、毒劇物又ハ配伍ノ結果ニ依リ衛生上危害ヲ生スルノ虞アルモノノ使用ハ免許セサル方針ナルモ

化粧品

例外トシテ警視廳ニ於テ支障ナシト認メタルトキハ免許スルコトトス

- 五 化粧品ニハ其ノ容器又ハ被包ニ省令賣薬部外品取締規則第六條所定ノ事項ヲ明記セシム
- 六 化粧品發賣者ノ營業所又ハ製造所ニ對スル係員ノ臨檢検査試験ノ爲無償收去ノ規定ヲ設クルコト
- 七 衛生上危害ヲ生スル虞アル化粧品ニ對シ其ノ内容變更現品ノ廢棄ニ關スル規定ヲ設クルコト
- 八 免許ヲ受ケタル後化粧品ノ内容ヲ濫リニ變更シ製造販賣シタルトキ及衛生上危害ノ虞アル場合又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル場合ノ免許ノ取消ヲ命ジ得ル規定ヲ設クルコト

衛生局長同答 (昭和七年八月十九日) (衛醫第八三一號)

八月六日附衛第一四九號ヲ以テ御照會相成候處稟伺ノ如キ貴廳ノ事情ニ鑑ミ化粧品取締規則制定相成ルモ異存無之候

(B) 化粧品取締規則施行ニ關スル件

化粧品取締規則施行に關する通牒

警視廳衛生部長通牒 (昭和八年八月二十五日) 管下各警察署長宛

本月二十三日警視廳令第二四號ヲ以テ化粧品取締規則公布セラレ來ル九月一日ヨリ施行ヲ見ルヘキモ之カ施行ニ當リ左記事項ニ留意シ過誤ナキヲ期セラレ度

記

- 一 化粧品取締規則第一條列記ノ化粧品ニシテ賣薬部外品取締規則第一條各號ノ效アリトスルモノハ總テ省令ニ依リ取扱フコト
- 二 舊廳令ニ依リ賣薬部外品トシテ免許シタル化粧品中省令第一條各號ノ一ニ該當セサルモノハ本令ノ適用ヲ受クヘキモノトス
- 三 本令ノ適用ヲ受クヘキ化粧品ノ臺帳ハ當分ノ中賣薬部外品營業臺帳ヲ使用スルモ差支ナシ

第十章 毒物劇物

規則↓毒物劇物營業取締規則(内務省令)

藥律↓藥品營業並藥品取扱規則(法律)

略稱

廳令第二十三號↓毒物劇物營業取締規則に依る願届方に關する件(警視廳令)

省令第二十號↓毒物劇物營業取締規則第一條に據る毒物劇物品目(内務省令)

省令第二十一號↓毒物劇物營業取締規則第八條第三項の毒物劇物品目(内務省令)

省令第四十五號↓毒物劇物營業取締規則第八條第五項に依る毒物劇物の指定及其の著色方法(内務省令)

一 毒物劇物取締の沿革

醫療用藥品については明治二十二年法律第十號藥品營業並藥品取扱規則の發布によつて之が取締を見るに至つたのであるが醫療用外の藥品即ち工業用藥品、化學用藥品、寫真用藥品、染料等に就ては當時明確な取締規則が缺けて居つた。従つて之等醫療用外の藥品中毒性劇性ある所謂工業用藥品に就ては販賣取扱上の手續を藥律に據らしめながら品質の取締に至つては藥律第二十六條、第二十七條に據るに及ばずとなし又染料の類に在つては假令其の物が毒劇の性を有するものでも其の品質取締は勿論、販賣取扱の手續に在つても藥律に據らず自由に取扱はしむると云ふが如き頗る不合理極る解釋を當時の取締當局が懷いて居つたのである。(池口博士著日本藥制註解による)

其の後右の如く同一の醫療用外藥品に對して二様三様の取締解釋を爲すことの不合理な事が漸く認めらるるに及び種々研究の結果遂に藥律に所謂藥品には醫療用外の藥品を包含せずと解せらるるに至つたので醫療用外の毒藥劇藥例

へば寫眞用の昇汞、染料用の硫酸、花火用の鶏冠石の如き毒性劇性あるものが自由に販賣し得ると云ふ様な状態になつたのである。其の結果は勢ひ毒性劇性ある之等の物品による誤用、自殺等衛生上の危害漸く多きを加ふるに至りたると嚴重なる取締を受ける醫療用藥品に比較する時は全く其の權衡を失する事になるので遂に明治四十五年五月十日内務省令を以つて毒物劇物營業取締規則、規則第一條に據る毒物劇物品目及規則第八條第三項の毒物劇物（家事用毒物劇物）が發布せられ同年七月一日より實施せらるるに至つたものである。其の後毒物劇物品目は昭和十一年七月三日内務省令第二十號を以つて、又家事用毒物劇物は同第二十一號を以つて夫々大改正が行はれ今日に及んでゐる。

解説

二 解説

毒藥劇藥と毒物劇物とは其の物自體の性質上には何等相違點を有するものではなく只使用の目的が醫療用にあると否とが異なるのみである。而して之を取締法規の上より見る時は毒藥劇藥は藥品營業並藥品取扱規則により、又毒物劇物は毒物劇物營業取締規則によつて夫々取締を受けるものである。

毒物劇物營業取締規則は明治四十五年五月十日内務省令第五號を以つて發布せられたものであり其の他毒物劇物品目、家事用毒物劇物等が内務省令を以つて指定せられてゐる。而して毒物劇物營業取締規則は ①毒物劇物の定義 ②毒物劇物營業者 ③毒物劇物の取扱 ④毒物劇物の販賣、讓與其他を規定するものであり之を通觀するに毒物劇物の貯藏、取扱又は販賣に關する取締を主眼とする規定であつて製造行為に關しては及んで居らぬのである。

毒物劇物の意義

三 毒物劇物の意義

毒物劇物とは醫藥以外の用に供せしむる目的を以つて販賣する毒性又は劇性の物品で別に指定したものを謂ふ。（規

則第一條）即ち毒物劇物は既に述べた如く廣義の藥品に屬すべきものであつて毒性又は劇性ある物品の意に外ならぬものであり、毒性又は劇性ある物品は其の範圍が頗る廣いので別に内務省令第六號（明治四十五年五月十日）を以つて其の品目が指定せられ爾來部分的の改正はあつたが昭和十一年七月三日内務省令第二十號を以つて大改正が行はれ今日に及んでゐる。「毒藥劇藥並に毒物劇物に關する省令改正の件」第一八三頁通牒（P）参照」

而して藥律第三十五條に依り定められた毒藥劇藥の品目に該當する物品であつて毒物劇物の指定を受けないものは醫藥用品の外は之を貯藏、陳列、販賣又は讓與する事が出來ぬのである。即ち毒藥劇藥に該當する物品で毒物劇物とならないものは醫療用外としては存在せしめないものである。（規則第一條第二項）

毒劇物營業者

四 毒劇物營業者

毒劇物營業（毒物劇物の販賣營業を指すのであるが併せて製造販賣營業をも包含する）を爲さんとする者は地方長官（東京府に在りては警視總監）の許可を受けねばならぬ。藥劑師、藥種商又は製藥者にして毒劇物營業を爲さんとする者は地方長官に届出ればよいのである。（規則第二條）即ち既に述べた如く毒物劇物は單に其の用途が醫療用外にあるのみであつて其の物自體は何れも毒性又は劇性ある物品であるが故に「通牒（A）参照」藥品につき全く知識、經驗を有せざる者が取扱を爲すが如きは頗る危険を伴ふべきは論を俟たぬ所であつて此の故に先づ藥劑師、藥種商及製藥者に對しては單なる届出によつて營業者たる事を認むるも然らざる者にあつては地方長官が試験をして少なく共毒物劇物を取扱ふに足る知識、經驗を有する者と認められた上で、即ち藥業者と同等程度の知識、經驗を有する者を標準として免許を與ふる事になつたものである。「通牒（B）（C）参照」而して未成年者、癡癲白痴者其他毒物劇物の取扱を爲すに堪へずと認むる者及法人等に在つては其の取扱を爲さしむる爲に地方長官の許可を得た營業管理人を置かなければ

ば毒物劇物の營業を爲すことが出来ぬのである。(規則第三條) これは未成年者又は癡癲白痴者の類には毒劇物營業を許可しない事を原則としてゐるものであるが祖先傳來毒劇物營業を營み來つた者の家業繼續上の便宜であるとか營業者が癡癲、白痴になつた時などを考慮して定められた規定である。法人に至つては當然の規定であるが兎に角之等營業管理人は地方長官が適當と認めて許可した者であるならばよろしいのである。又従前營業者に對しては規則發布の日(明治四十五年五月十日)現に毒劇物營業を爲す者は規則施行の日(同年七月一日)より三月以内即ち九月末日迄に地方長官に届出を爲せば毒劇物營業者として營業を繼續し得る事が規定されてゐる。(規則附則第二項) 之を要するに毒劇物營業者たり得る者は ①藥劑師、藥種商及製藥者(單に届出のみにて營業者たり得る者) ②地方長官に願出で許可を受けた者 ③従前營業者(規定の届出を爲した者)であり、②に就ては地方長官の自由裁量に俟つものなので地方長官に依り許可の條件を異にする事は當然であるが警視廳に於ては藥劑師又は警視總監に於て適當と認めたる者を管理人として使用する者又は試験合格者に對して營業の許可を與へてゐる。(廳令第二十三號第一條)

毒物劇物の取扱

五 毒物劇物の取扱

毒物劇物は其の物自體が毒性劇性ある物品であるが故に之が取扱に關しては特に深甚の注意を必要とするものである。

(一) 容器又は被包に關する事項

毒物劇物は堅牢な容器又は被包に容れ之を密閉し其の容器又は被包に「醫藥用外」の四字及其の品名並に毒物には「毒物」の二字、劇物には「劇物」の二字を明記しなければならぬ。右の文字は其の品名を除く外毒物については赤地に白色、劇物については白地に赤色を以つて記載しなければならぬ。(規則第四條) 然しながら卸賣用の毒物劇物に就て

毒物劇物の容器又は被包に關する事項

は其の容器又は被包に品名を記し若くは錯誤を來さざる文字又は記號を使用する限りは右の記載を必要としないのである。(規則第十一條) 毒物劇物の容器又は被包に紙袋等を使用する事は容易に破損して内容物が他品と混淆する虞があるので特に堅牢な容器又は被包の使用を命じたものである。又「醫藥用外」及「毒物」又は「劇物」の文字を規定の色を以つて記載すべきは醫藥用藥品との錯誤を避くる爲の規定に外ならぬものである。卸賣用の毒物劇物に對し右の記載事項を寛大にしたのは特に卸賣業務の性質上其の煩瑣より免かれしむる爲の便宜規定である。

(二) 毒物劇物の貯藏及陳列

毒物は他の物品と區別して貯藏、陳列しなければならぬ。劇物についても亦同様である。而して毒物を貯藏、陳列する場所には鎖鑰を施し其の外部に「醫藥用外毒物」の六字を明記しなければならぬ。(規則第五條) 但し卸賣用の毒物劇物に在つては右の如く毒物を貯藏する場所に鎖鑰を備へたり、「醫藥用外毒物」の文字を記載する事を要しないのである。(規則第十一條第二項) 毒物劇物を他物と混置する事は其の取扱上特に錯誤を來し易い虞があるので之を防ぐ爲の規定である。毒物を貯藏する場所即ち通常毒物棚と呼ぶ場所には容易に内容毒物を持ち出す事が出来ぬ様に必ず鎖鑰の設備が必要な譯であるが卸賣の場合は常に多量の毒物劇物を取扱ふ業務なるが故に斯様な便宜規定が設けられてゐるのである。

(三) 毒物劇物専用の器具

毒物劇物を取扱ふには専用の器具を備へ「毒物」又は「劇物」の文字を其の器具に明記しなくてはならぬ。(規則第六條) 右は毒物劇物に使用する器具が他物に用ふる器具と同じであるが爲に混淆して品質に變化を來すとか或は危険を生ずる等の事を防がんが爲の規定であつて茲に謂ふ器具とは例へば秤量器、乳鉢、匙、筥、漏斗等の類である。而して秤量器の使用に關しては完全なる被包其の他の容器に納めて使用せしむるに於ては同一の器具を以つて毒劇薬を秤

毒物劇物の貯藏及陳列

毒物劇物専用の器具

毒物劇物の交
付、譲與
毒物劇物の交
付手續

量するも差支ないのである。〔通牒(D)参照〕

(四) 毒物劇物の交付手續及販賣、譲與

毒物劇物の販賣又は交付に關しては毒藥劇物よりも寧ろ嚴重と思はれる様な手續規定が定められてゐる。

(A) 毒物劇物の交付手續

毒物劇物を交付するには其の容器又は被包に其の營業所、氏名、法人に在りては其の名稱及所定の文字〔(一)に述べた文字〕を明記しなければならぬ。然し他の毒物劇物營業者に交付する場合は此の限りでない。又右の場合の容器には飲食物用の容器を充用する事が出来ぬ。(規則第七條) 右は毒物劇物の交付を受けた者が錯誤を來さぬやうに規則第四條規定の文字を記入せしめるのであり又毒物劇物の出所を明かにせんが爲に營業所其他の明記を命じたものである。然し同業者に交付する場合は右の様な心配も少ないので特に煩雜を防ぐ意味に於て除外されたものである。毒物劇物の容器に飲食用の器具例へばビール瓶とかサイダー瓶などをレットルのついたまま充用する事は往々にして飲食物と誤つて飲食に供せらるる處があるから之が使用を嚴禁してゐるのである。

(B) 毒物劇物の販賣、譲與

毒物劇物營業者は業務上、學術上又は技藝上必要ありと認むる者より其の従事する業務、學術若くは技藝に就き毒物劇物營業者の知人の證明又は官公署若くは學校の證明其他の徵證となるべき官公文書に依つて證明し、且つ品名、數量、使用の目的、年月日、住所、氏名、法人に在りては其の名稱及職業を記し捺印した證書を提出するに非ざれば之を販賣、譲與する事が出来ぬのである。此の證書は其の日附から十年間保存しなければならぬ。(規則第八條第一項及第六項) 右の規定に於て官公署とは警察署、市役所、區役所、町村役場等を指すものであり、徵證となるべき官公文書とは免許鑑札であるとか納税領收證の如き職業を記入した官公文書である。其他業務上必要なる者の範圍に關しては衛

毒物劇物の販
賣、譲與

毒物劇物を交
付し得ざる場
合

シアンアルカ
リの取扱

生局長の通牒(E)(F)(G)(H)参照に依つて見らるる通り相當廣範圍に解せられてゐるのである。

右は毒物劇物の販賣、譲與に關する原則であつて毒物劇物營業者が官公署、官公立の學校及製造所等に對し毒物劇物を販賣、譲與する場合に於ては右の證明及證書を必要としないし又毒物劇物營業者間に於ての賣買、譲與の場合に於ては右の證書を必要とせず、證明のみにて賣買、譲與を爲し得るのであり(規則第十條)毒物劇物營業者が自己の知人に對して毒物劇物を販賣、譲與する場合に於ては右の證明を必要とせず證書のみにて差支ないのである。(規則第八條第二項) 而して茲に知人と稱するは既に第六章に述べた通りであつて相互面識があると云ふ事は知人たる事の第一要件である。

〔注意事項〕

1 毒物劇物を交付し得ざる場合

毒物劇物營業者は毒物劇物の販賣、譲與を受けんとする者が假令規則第八條の規定を具備して居つても十四歳未満の者又は不安心と認むべき者である時は交付する事が出来ぬのである。(規則第九條)

2 シアンアルカリの取扱

シアンアルカリ殊にシアンカリ(青酸カリ)又はシアンソーダ(青酸ソーダ)は工業用、化學用等醫療用外の用途頗る廣汎な毒物であるが昭和十年十一月東京市淺草區内に於て惹起された青酸カリ使用の毒殺事件が新聞紙上に報道せられ其の猛毒性が社會民衆に宣傳せられた結果各地に青酸カリに依る自殺者頻出するに至つたので之が取締方につき衛生局長は全國地方官宛通牒を發し毒物劇物營業者はシアンアルカリの取締に關しては ①貯藏、陳列に特別の注意を拂ひ又受拂の數量についても注意を怠らざること ②譲渡に際しては當業者又は之に代るべき者が其の衝に當り些少にても不安心と認むる者には交付せざること ③爾今中等學校生徒に對しては絶対に販賣せざること等の事項を示達し嚴重な監視を行はしむることとなつたのである。〔通牒(I)参照〕 依つて毒物劇物營業者は之が取扱殊に交付に際し

毒物劇物

メチールアルコホル(木精)の取扱

ては一層の注意を要するものである。

3 メチールアルコホル(木精)の取扱

メチールアルコホル(木精)は劇物に該當するを以つて劇物としての取締に關しては本規則に據るべきは論を俟たぬ所であるが之を飲食物に使用し爲に中毒事件を惹起した事例に徴し明治四十五年五月二十八日内務省令第八號を以つて「メチールアルコホル(木精)取締規則」が發布せられ以つて嚴重な取締が行はれてゐるものである。即ち毒劇物營業者はメチールアルコホル(木精)の取扱に關し一般劇物としての取締規定に據るべきは勿論であるが其の外之が製造、輸入又は販賣を爲した時は帳簿を作製し其の製造高、受入高、讓渡高、使用高、受入先、讓渡先、其の年月日及讓渡先使用の目的を記入し十年間保存しなければならぬ。「メチールアルコホル(木精)取締規則第三條」
其の他メチールアルコホル(木精)の取締に關しては第二編飲食物關係法令に詳述する處である。

(五) 家事用毒物劇物の販賣、讓與

毒物劇物の販賣、讓與に關しては既に述べた如く買受人が法定の證明であるとか買請證書を提出しなければ買入れの事が出来ぬのであるが一般家庭に於て日常必要な毒物劇物の購入に際しても此の様な手續を必要とする事は取締の必要以上に煩瑣に過ぐるの嫌があるので特に家事に必要な毒物劇物を指定し「省令第二十一號—法規(C)参照」之等の毒物劇物に就ては買受者の制限を行はず單に品名、數量、年月日、住所、氏名、法人に在りては其の名稱を記し捺印した證書を提出せしむるのみにて販賣、讓與する事が出来るのである。(規則第八條第三項、第四項)

(六) 賣藥部外品たる毒物劇物

賣藥部外品として發賣の免許を受けた毒物劇物に就ては規則第七條の交付に際しての容器又は被包の記載事項「(四)の(A)参照」及規則第八條の手續「(四)の(B)参照」を要せずして販賣することが出来るのである。(規則第八條

家事用毒物劇物の販賣、讓與

賣藥部外品たる毒物劇物

著色すべき毒物劇物

(二) 而して現に賣藥部外品の發賣免許を必要とする毒物劇物に在つてはパラフェニールレンジアミンを含有する染毛用製劑及四塩化炭素を含有する蠅、蚊、蚤の類の驅除用撒布劑等がある。従つて之等の物は其の容器又は被包に「醫藥用外劇物」の文字及品名並に「賣藥部外品」の文字を記入し營業所所在地、營業者の氏名又は商號等を明記するに於ては規則第七條、第八條の規定即ち證明又は買請證書を徴せずして販賣、讓與する事が出来るのである。

(七) 著色すべき毒物劇物

農業上必要な毒物劇物中其の外觀が飲食物中の或る物例へば小麦粉であるとか食塩の如きものに類似してゐるの使用者が誤つて食料に供し爲に中毒事件を惹起した實例が屢々あるので斯かる誤用を防止せんが爲に内務大臣が特に必要な毒物劇物を指定し別に定むる方法に依つて著色したものでなければ販賣、讓與を爲し得ざる事としたものである。(規則第八條第五項)

右の規定に依つて現に内務大臣の指定するものは毒物たる驅蟲用の砒酸鉛及其の製劑であつて次の何れかに依る著色を必要とするものである。

- 一 百分中 砒酸鉛又は其の製劑 九十五分 ペンガラ 五分
- 一 百分中 砒酸鉛又は其の製劑 九十七分 群青 三分
- 一 百分中 砒酸鉛又は其の製劑 九十九・五分 絹赤 〇・五分
- 一 百分中 砒酸鉛又は其の製劑 九十八・五分 絹青 一・五分

〔省令第四十五號—法規(D)参照〕

六 毒物劇物巡視及行政處分

毒物劇物

毒物劇物巡視及行政處分

地方長官は吏員をして毒物劇物を製造、貯藏又は販賣する場所を巡視せしむる事が出来る。又試験の用に供する爲に必要な分量の毒物劇物を収去する事が出来るのである。(規則第十二條、第十三條) 而して毒劇物營業者が禁錮以上の刑に處せられたとき又は其の業務に關して不正の行爲があつたときは地方長官は其の業務を禁止し又は停止する事が出来るのである。(規則第十四條) 毒物劇物巡視に關しては警視廳に於ては毒物劇物巡視規程(法規(F)参照)があり之によつて巡視を行つてゐるのである。

七 罰 則

- (一) 百圓以下の罰金に處せらるるもの
- (A) 本令の執行に關し當該吏員の尋問に對し虚偽の答辯を爲し又は職務執行を拒み若くは之を忌避し又は之に支障を加へたる場合
- (B) 毒物劇物の容器又は被包に虚偽の記載をなした場合
- (C) 毒物劇物の指定がない毒藥劇物を醫藥用外品として貯藏、陳列、販賣又は譲與した場合(規則第一條第二項違反)
- (D) 毒物劇物を正規の證明又は證書を徴さずして販賣、譲與した場合(規則第八條第一項違反)
- (E) 家事用毒物劇物を正規の證書を徴さずして販賣、譲與した場合(規則第八條第四項違反)
- (F) 農業上必要な毒物劇物中著色すべく指定されたものに付き著色なき物を販賣、譲與した場合(規則第八條第五項違反)
- (二) 五十圓以下の罰金に處せらるるもの
- (A) 許可を受けず又は届出を爲さずして毒劇物營業を爲した場合(規則第二條違反)
- (B) 業務の禁停止中毒劇物營業を爲した場合

罰則

關係法令

法規

毒物劇物營業取締規則

- (C) 毒物劇物の容器又は被包に所定の記載を爲さぬ場合(規則第四條違反)
 - (D) 毒物劇物に付き規定の貯藏又は陳列を爲さぬ場合(規則第五條違反)
 - (E) 規定の記載を爲さずして毒物劇物を交付した場合(規則第七條違反)
 - (F) 毒物劇物買請證書を規定の期間保存せざる場合(規則第八條第六項違反)
 - (G) 十四歳未満の者又は不安心と認むる者に毒物劇物を交付した場合(規則第九條違反)
 - (H) 毒物劇物の容器又は被包に誤記を爲した場合
 - (三) 科料に處せらるるもの
- 規定の文字を記入した毒物劇物専用の器具を備へざる場合(規則第六條違反)

八 關係法令

(一) 法規

(A) 毒物劇物營業取締規則(明治四十五年五月内務省令第五號
最近昭和十年七月内務省令第四號改正)

第一條 本令ニ於テ毒物劇物ト稱スルハ醫藥以外ノ用ニ供セシムル目的ヲ以テ販賣スル毒性又ハ劇性ノ物品ニシテ別ニ指定シタルモノヲ謂フ

明治二十二年三月法律第十號藥品營業並藥品取扱規則第三十五條ニ依リ定メラレタル毒藥劇物ノ品目ニ該當スル物品ニシテ前項ノ指定ヲ受ケサルモノハ醫藥用品(同法第二十六條但書及第二十七條但書ノ場合ヲ含ム)ノ外之ヲ貯藏、陳列、販賣又ハ譲與スルコトヲ得ス

第二條 毒劇物營業ヲ爲サムトスル者ハ地方長官(東京府ハ警視總監以下之ニ倣フ)ノ許可ヲ受クヘシ
藥劑師、藥種商又ハ製藥者毒劇物營業ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ニ届出ツヘシ

毒物劇物

第三條 未成年者、瘋癲白痴者其ノ他毒劇物ノ取扱ヲ爲スニ堪ヘスト認ムヘキ者及法人ハ其ノ取扱ヲ爲サシムル爲地方長官ノ許可ヲ得タル營業管理人ヲ置クニ非サレハ毒劇物營業ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 毒劇物ハ堅牢ナル容器又ハ被包ニ容レ之ヲ密閉シ其ノ容器又ハ被包ニ醫藥用外ノ四字及其ノ品名並毒物ニハ毒物ノ二字劇物ニハ劇物ノ二字ヲ明記スヘシ

前項ノ文字ハ其ノ品名ヲ除ク外毒物ニ付テハ赤地ニ白色、劇物ニ付テハ白地ニ赤色ヲ以テ記載スヘシ

第五條 毒物ハ他ノ物品ト區別シ貯藏、陳列スヘシ劇物ニ付テ亦同シ

毒物ヲ貯藏、陳列スル場所ニハ鎖鑰ヲ施シ其ノ外部ニ醫藥用外毒物ノ六字ヲ明記スヘシ

第六條 毒劇物ヲ取扱フニハ專用ノ器具ヲ備ヘ毒物又ハ劇物ノ文字ヲ其ノ器具ニ明記スヘシ

第七條 毒劇物營業者毒劇物ヲ交付スルニハ其ノ容器又ハ被包ニ其ノ營業所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱及第四條所定ノ文字ヲ明記スヘシ但シ毒劇物營業者ニ交付スル場合ハ此限ニ在ラス

飲食物用容器ハ之ヲ前項ノ容器ニ充用スルコトヲ得ス

第八條 毒劇物營業者ハ業務上、學術上又ハ技藝上必要アリト認ムル者ヨリ左ノ各號ノ一ニ依リ其ノ從事スル業務、學術若ハ技藝ヲ證明シ且品名、數量、使用ノ目的、年月日、住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱及職業ヲ記シ捺印シタル證書ヲ提出スルニ非サレハ之ヲ販賣讓與スルコトヲ得ス

一 毒劇物營業者知人ノ證明

二 官公署又ハ學校ノ證明其ノ他徵證トナルヘキ官公文書

毒劇物營業者自己ノ知人ニ毒劇物ヲ販賣讓與スル場合ニ付テハ前項ノ證明ヲ要セス

家上必要ナル毒劇物ニシテ別ニ指定スルモノニ付テハ前二項ノ規定ヲ適用セス

前項ノ毒劇物ハ品名、數量、年月日、住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱ヲ記シ捺印シタル證書ヲ提出スルニ非サレハ之ヲ

販賣讓與スルコトヲ得ス

毒劇物營業者ハ農業上必要ナル毒劇物ニシテ別ニ内務大臣ノ指定スルモノハ其ノ定ムル方法ニ依リ著色シタルモノニ非サレハ之ヲ販賣讓與スルコトヲ得ス

第一項及第四項ノ證書ハ其ノ日附ヨリ十箇年間之ヲ保存スヘシ

第八條ノ二 賣藥部外品トシテ發賣ノ免許ヲ受ケタル毒劇物ニ付テハ前二條ノ規定ハ之ヲ適用セス

第九條 毒劇物營業者ハ毒劇物ノ販賣讓與ヲ受ケムトスル者前條ノ要件ヲ具備スルモ十四歳未滿ノ者又ハ不安心ト認ムヘキ者ニハ之ヲ交付スルコトヲ得ス

第十條 毒劇物營業者官公署、官公立ノ學校及製造所等ニ對シ毒劇物ヲ販賣讓與スル場合ニハ第八條ノ手續ヲ要セス

毒劇物營業者ノ間ニ於テ販賣讓與スル場合ニハ第八條ノ證書ヲ要セス

第十一條 卸賣用ノ毒劇物ニ付テハ其ノ容器又ハ被包ニ品名ヲ記シ若ハ錯誤ヲ來ササル文字又ハ記號ヲ使用スル限リ第四條ノ容器又ハ被包ノ記載ニ關スル規定ヲ適用セス

前項ノ毒物ヲ貯藏スル場所ニ付テハ第五條第二項ノ規定ヲ適用セス

第十二條 地方長官ハ吏員ヲシテ毒劇物ヲ製造、貯藏又ハ販賣スル場所ヲ巡視セシムルコトヲ得

第十三條 地方長官ハ試驗ノ用ニ供スル爲必要ナル分量ノ毒劇物ヲ收去スルコトヲ得

前項ニ依リ收去ヲ執行スル場合ニ於テハ明治三十三年内務省令第十號第二條、第三條ノ規定ヲ準用ス

第十四條 毒劇物營業者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ又ハ其ノ業務ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキハ地方長官ハ其ノ業務ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得

地方長官ハ毒劇物營業者ノ業務ヲ禁止又ハ停止ヲ解クコトヲ得

第十五條 本令ノ執行ニ關シ當該吏員ノ尋問ニ對シ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ職務執行ヲ拒ミ若ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘ

タル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

毒劇物ノ容器又ハ被包ニ虚偽ノ記載ヲナシタル者若ハ第一條第二項、第八條第一項、第四項又ハ第五項ニ違背シタル者ハ罰前項ニ同シ

第十六條 第二條ノ許可ヲ受ケス若ハ其ノ届出ヲ爲サシテ毒劇物營業ヲ爲シタル者、禁止又ハ停止申營業ヲ爲シタル者、第四條、第五條、第七條、第八條第六項、第九條ニ違背シタル者又ハ毒劇物ノ容器若ハ被包ニ誤記ヲ爲シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第六條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

第十八條 毒劇物營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニアラス

第十九條 毒劇物營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

第二十條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從事者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違背シタル場合ニ於テハ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

本令ハ明治四十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令發布ノ際現ニ毒劇物ノ營業ヲ爲ス者ハ本令施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ地方長官ニ届出テ毒劇物ノ營業ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(B) 毒物劇物營業取締規則第一條ニ據ル毒物劇物品目(昭和十一年七月三日 內務省令第二〇號)

毒物劇物營業取締規則第一條ニ據ル毒物劇物品目左ノ通指定ス

毒 物

黃磷、硫化磷及其ノ各製劑

グラールレ及其ノ製劑

シアン化合物及其ノ製劑但シ「ベルリン青、黃血塩、赤血塩、ロダン化合物及石灰窒素並其ノ各製劑ヲ除ク

水銀化合物並水銀ヲ含有スル製劑及著色料但シ朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、雷汞及其ノ各製劑ヲ除ク

セレン化合物及其ノ製劑

ニコチン及其ノ塩類並之ヲ含有スル製劑但シ「ニコチン」トシテ一〇%以下ヲ含有スルモノヲ除ク

砒素、其ノ化合物並砒素ヲ含有スル製劑及著色料

弗化水素酸

劇 物

亞硝酸塩類

アニリン及其ノ化合物

亞鉛塩類但シ炭酸亞鉛及雷酸亞鉛ヲ除ク

アンチモン化合物及其ノ製劑但シ金硫黃ヲ除ク

アンモニア水但シ「アンモニア」一〇%以下ヲ含有スルモノヲ除ク

塩酸及其ノ含有物但シ塩化水素一〇%以下ヲ含有スルモノヲ除ク

塩素酸塩類及其ノ製劑但シ塩素酸塩類ヲ含有スル爆發藥ヲ除ク

海葱及其ノ製劑

過酸化ソーダ及其ノ製劑但シ過酸化ナトリウム五%以下ヲ含有スルモノヲ除ク

苛性カリ及其ノ製劑但シ水酸化カリウム五%以下ヲ含有スルモノヲ除ク

毒物劇物

藥事關係法令

苛性ソーダ及其ノ製劑但シ水酸化ナトリウム五%以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 カドミウム化合物
 可溶性ウラン化合物並ウラン^レヲ含有スル著色料
 カリウム
 甘汞及其ノ製劑
 銀ノ無機酸塩類但シ塩化銀及雷酸銀ヲ除ク
 金化合物但シ雷金ヲ除ク
 銀ノ無機酸塩類但シ塩化銀及雷酸銀ヲ除ク
 クロム酸塩類、重クロム酸塩類及無水クロム酸並其ノ各製劑
 クロル醋酸類
 クロルエチル
 クロル醋酸類
 クロロホルム
 クロルピクリン及其ノ製劑
 珪弗化水素酸塩類
 砒酸、其ノ塩類及其ノ各製劑但シ砒酸トシテ一〇%以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 四塩化炭素及其ノ製劑
 密實
 錫塩類
 スルホナール及メチルスルホナール並其ノ各製劑
 石炭酸及其ノ製劑但シ純石炭酸五%以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 硝酸及其ノ含有物但シ純硝酸一〇%以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 銅塩類但シ雷銅ヲ除ク
 ナトリウム
 鉛化合物但シ鉛丹、硫酸鉛及鉛白ヲ除ク
 ニコチン^レトシテ一〇%以下ヲ含有スル製劑
 ニトロベンゾール
 二硫化炭素及其ノ製劑
 バリウム化合物但シ硫酸バリウム^レヲ除ク
 發煙硫酸

家事用毒物劇物品目

パラフェニレンジアミン、パラトルイレンジアミン及其ノ各化合物並其ノ各製劑
 ビクリン酸及其ノ塩類但シ爆發藥ヲ除ク
 ヒドロキシルアミン、其ノ塩類及其ノ各製劑
 プロム
 プロムエチル
 プロム水素酸
 ベタナフトール及其ノ製劑但シ^レベタナフトール一%以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 ホルムアルデヒド含有物但シ^レホルムアルデヒド一%以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 メタノール
 ヨード及其ノ製劑
 ヨード水素酸
 ロテノン及ロテノン^レヲ含有スル生藥(デリス根、魚藤根ノ類)並其ノ各製劑但シ^レロテノン二%以下ヲ含有スル製劑ヲ除ク
 硫酸及其ノ含有物但シ硫酸一〇%以下ヲ含有スルモノヲ除ク

附 則
 本令ハ昭和十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
 明治四十五年内務省令第六號ハ之ヲ廢止ス

(C) 毒物劇物營業取締規則第八條第三項の毒物劇物品目(昭和十一年七月三日内務省令第二十一號)
 毒物劇物營業取締規則第八條第三項ノ毒物劇物ヲ左ノ通指定ス
 一 黃磷ヲ含有スル殺鼠用製劑
 一 ニコチン又ハ四塩化炭素ヲ含有スル殺蟲用製劑
 一 消火器用ノ硫酸、塩酸又ハ四塩化炭素
 一 便器洗滌用ノ塩酸

毒物劇物

一 建物又ハ家具洗滌用ノ苛性ソーダ

附 則

本令ハ昭和十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十五年內務省令第七號ハ之ヲ廢止ス

(D) 毒物劇物營業取締規則第八條第五項ノ規定ニ依ル毒物劇物ノ指定及其ノ著色方法(昭和十年七月九日 內務省令第四五號)

著色スヘキ毒物劇物

一 驅蟲用ノ砒酸鉛及其ノ製劑

著色方法

驅蟲用ノ砒酸鉛及其ノ製劑ハ之ニ「ベンガラ」、群青、絹赤又ハ絹青ヲ左ノ割合ヲ以テ混和シ全質均等ト爲スヘシ

一 百分中砒酸鉛又ハ其ノ製劑九十五分 ベンガラ五分

一 百分中砒酸鉛又ハ其ノ製劑九十七分 群青三分

一 百分中砒酸鉛又ハ其ノ製劑九十九・五分 絹赤〇・五分

一 百分中砒酸鉛又ハ其ノ製劑九十八・五分 絹青一・五分

附 則

本令ハ昭和十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(E) 毒物劇物營業取締規則ニ依ル願届出方ニ關スル件(明治四十五年六月警視廳令第二三號 最近昭和十年十一月警視廳令第二六號改正)

第一條 毒物劇物營業取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條第一項ニ依リ營業ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ本籍、住所、氏名、生年月日、營業所所在地(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所並營業所所在地、代表者ノ氏名ヲ記シ定款寫ヲ添附スヘシ)ヲ記シ毒物劇物營業者試験合格證書寫ヲ添附シ警視廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ但シ藥劑師又ハ警視廳總監ニ於テ適當ト認メタル者ヲ使用シテ營

業ヲ爲サムトスルトキハ前項ノ試験合格證書寫ニ代フルニ藥劑師免狀寫又ハ履歷書ヲ添附スヘシ
第一條ノ二 毒物劇物營業者試験ヲ受ケムトスル者ハ本籍、住所、氏名、生年月日ヲ記シ履歷書及寫眞(願書提出前五ヶ月以内ニ撮影シタル名刺型脱帽半身無鬚紙、其ノ裏面ニ住所、氏名、生年月日ヲ記スコト)ヲ添附シ試験施行ノ前月中ニ警視廳ニ願出ツヘシ試験ハ毎年十月之ヲ行フ其ノ日時及場所ハ十日前之ヲ告示ス
第一條ノ三 試験ハ筆記試験及實地試験ニ分テ實地試験ハ筆記試験及第者ニ之ヲ行フ其ノ科目ハ左ノ如シ
一 毒物劇物ニ關スル法規
二 毒物劇物ノ性状、貯藏方法其ノ他取扱上ノ注意事項
三 毒物劇物ノ實物鑑定及其ノ取扱方法
第一條ノ四 試験ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ下付ス
第一條ノ五 毒物劇物營業者ニ關シ試験手数料金一圓ヲ徵收ス
前項ノ手数料ハ現金又ハ郵便爲替證書ヲ以テ總監官房會計課ニ納付スヘシ
既ニ納付シタル手数料ハ之ヲ還付セス
第二條 規則第二條第二項ノ届出ハ住所、氏名、營業別、營業所所在地ヲ記シタル書面ニ免狀又ハ鑑札ノ謄本ヲ添附シ提出スヘシ
第三條 規則第三條ノ營業管理人ヲ置カムトスルトキハ願書ニ管理人ト爲ルヘキ者ノ履歷書ヲ添附シ提出スヘシ管理人ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
第四條 第一條ニ依ル營業者ニシテ支店又ハ出張所ヲ設ケタルトキハ一箇所毎ニ管理人ヲ定メ其ノ所在地ヲ記シ藥劑師免許證ノ寫又ハ其ノ履歷書ヲ添ヘ十日以内ニ警視廳ニ届出ツヘシ届出事項ニ異動アリタルトキ若ハ之ヲ廢止シタルトキ亦同シ
第四條ノ二 藥劑師又ハ警視廳總監ニ於テ適當ト認メタル者ニ非サル者ヲ本令第三條及第四條規定ノ管理人ト爲スコトヲ得ス
第四條ノ三 第一條、第三條及第四條ノ規定ニ基キ藥劑師ヲ使用シテ營業ヲ爲ス場合ニ在リテハ其ノ營業所以外ニ於テ藥劑師ノ資格ニ伴フ業務ニ従事スル者ヲ使用スルコトヲ得ス
第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ届出ツヘシ

毒物劇物營業取締規則第八條第五項ノ規定ニ依ル毒物劇物ノ指定及其ノ著色方法

毒物劇物營業取締規則ニ依ル願届出方ニ關スル件

- 一 第一條ノ願書又ハ第二條ノ届書ニ記載ノ事項ヲ變更シタルトキ
 - 二 營業許可證ヲ亡失シ又ハ之ヲ發見シタルトキ
 - 三 營業又ハ支店ヲ廢止シタルトキ
 - 四 營業所又ハ支店ヲ他ノ道府縣ニ移シタルトキ
 - 五 營業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ
- 前項第五號ノ場合ニハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ届出又ハ許可證返納ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第五條ノ二 營業者所在不明三箇月以上ニ及ヒタルトキハ營業免許及届ハ其ノ效力ヲ失フ
 - 第六條 營業者ハ左ノ様式ノ標札ヲ營業所又ハ支店ノ門戸ニ掲クヘシ

豎曲尺 二尺
横曲尺 五寸

○ 毒物劇物營業
(支店)名

第七條 本令ニ依ル願届書ハ營業所所在地(支店ニ關シテハ支店所在地)所轄警察官署ヲ經由スヘシ但シ第一條ノ二ノ規定ニ依ル願書ハ直接警視廳ニ提出シ其ノ際手数料ヲ納付スヘシ

第八條 (削 除)

第九條 第四條乃至第六條ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタル場合ハ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

規則附則ニ依ル届書ノ記載事項其ノ他ノ手續ハ第一條第二條第三條ニ準據スヘシ
本令ハ規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本令ハ昭和十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

毒物劇物巡視
規程

(F) 毒物劇物巡視規程(大正元年九月
警視廳訓令甲第六號)

第一條 衛生官吏、警察官吏及藥劑師タル技術員ヲ以テ毒物劇物營業取締規則(以下單ニ規則ト書ス)第十二條ニ依ル吏員ニ命シ本規程ニ依リ巡視セシム

第二條 巡視員ハ制服ヲ着用スル者ノ外左ノ證票ヲ携帯シ巡視ノ際之ヲ示スヘシ(證票省略)

第三條 巡視員ハ左ノ各號ニ依リ調査スヘシ

衛生官吏、警察官吏タル巡視員ノ調査スヘキ事項

- 一 營業許可證又ハ免狀、鑑札ノ正否
 - 二 規則第三條ノ營業者ナルトキハ管理人ノ營業ニ從事スル實況
 - 三 規則第八條ノ證明書類及保存ノ適否
 - 四 毒物劇物ノ製造所、貯藏所、販賣所及營業帳簿ノ整理
- 技術員タル巡視員ノ調査スヘキ事項

一 規則第四條ノ毒物劇物ノ容器、被包並其ノ記載文字ノ適否

二 規則第五條ノ毒物劇物ト他ノ物品トノ區別、貯藏、陳列及鎖鑰等ノ適否

三 規則第六條ノ毒物劇物ヲ取扱フ専用器具其ノ他ノ適否

第四條 巡視ノ際毒物劇物ノ容器又ハ被包等ニ付疑ハシキモノハ規則第十三條ニ依リ必要ナル分量ヲ收去シテ試驗ニ供シ殘部ノ現在品ハ之ヲ封緘シ所有者又ハ所持者ニ保管セシムヘシ

第五條 前條ニ依リ收去シタル毒物劇物ノ試驗成績ハ第三部長ヨリ所轄警察官署長ニ通知シ且現在品ニ對シ相當措置ヲ要スルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル警察官署長ハ現在品處分ニ關シテハ直チニ其ノ旨ヲ毒物劇物ノ所有者又ハ所持者ニ告ケ措置ノ結果ヲ第三部長ニ通報スヘシ

第六條 巡視ノ際懈怠其ノ他ノ不注意ノ廉ヲ發見シタルトキハ其ノ輕易ナルモノハ現場又ハ警察官署ニ於テ將來ヲ戒告シ其ノ重キモノハ始末書ヲ徴シ之ヲ添附シテ第三部長ニ通報シ指示ヲ受クヘシ

第七條 警察官署ニ於テ規則違背者ヲ告發シタルトキ及其ノ判決確定シタルトキハ其ノ願末ヲ第三部長ニ詳報スヘシ

(二) 通牒

(A) 毒物劇物營業取締規則中疑義ニ關スル件

大阪府知事照會 (大正九年十一月六日)

規則第一條ニ所謂「毒性又ハ劇性」ナル用語ハ之ヲ例示ト看做指定サレタル物品ハ必スシモ毒性又ハ劇性タルコトヲ要セスト解シ支障ナキヤ假令ハ毒物劇物品目表ノ燐ハ黃燐赤燐其ノ他ノ燐ヲ包含スト解スヘキカ然ラスシテ若シ毒劇性ヲ有スルコトヲ前提トスト解スルナラハ右品目中ノ除外例(チアン化合物並製劑ヨリ「ベルリン」藍色素等ヲ除キタルカ如キ)ヲ設ケタル理由トハ論理ノ一貫ヲ缺クヤニモ思料サル果シテ何レヲ是トスヘキカ

衛生局長回答 (大正九年十一月十九日)

標記ノ件ニ付十一月六日衛第一一七一〇號ヲ以テ御照會ノ趣了承規則列舉ノ毒劇物ハ毒劇性ヲ有スルモノニ有之尙御例示ノ燐ハ日本藥局方ノ燐同標黃燐ノミヲ指スモノト御了知相成度候

(B) 毒物劇物營業許可ニ關スル件

衛生局長通牒 (明治四十五年五月) 各地方長官宛

本月十日省令第五號ヲ以テ毒物、劇物營業取締規則公布セラレ候處右規則第二條ニ依ル營業ノ許可ニ付テハ履歷ヲ考査シ場合ニ依

毒物劇物營業者ノ意義に關する通牒

リテハ取扱上ノ試験ヲ行フ等藥品營業者ニ準シ相當ノ知識經驗アル者ニ非サレハ許可不相成候標致度尙又規則第三條ノ營業管理人ニ付テモ同様御取扱相成度依命此段及通牒候也

(C) 毒物劇物營業者ノ意義ニ關スル件

青森縣知事照會 (大正七年七月二十五日)

毒物劇物營業取締規則中左記ノ點疑義相生シ候條貴局ノ御意見御回答相煩シ度候也

記

一 毒物劇物營業取締規則ニ依リ毒物劇物中ノ或ル一種藥品ニ限リ製造販賣ヲ出願シタル場合ニ於テ之ヲ總括的ニ毒物劇物營業者トシテノ許可ヲ與フヘキモノナルヤ又其出願セシ藥品ニ限リ何々製造販賣者トシテ許可スヘキヤ

二 明治四十五年五月三日衛第四三三九號衛生局長通牒ニ依レハ毒物劇物營業取締規則第二條ノ許可ニ就イテハ履歷書ヲ考査シ取扱上ノ試験ヲ行フ等藥品營業者ニ準シ相當ノ知識經驗アルモノニアラサレハ許可不相成候云々有之右ハ毒物劇物ニ對シ一般知識ヲ要スルモノト解セラレ候處或ハ出願セシ藥品ノミニ對シテノ知識ヲ有スルモノニテモ差支ヘナキヤ

衛生局長回答 (大正七年八月十二日)

本件ニ關シ客月二十五日附衛第一一八號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ左記ノ通り御取扱相成度

記

一 毒物劇物中ノ或ル一種藥品ト雖モ毒物劇物營業取締規則ニ依リ販賣ヲ出願シタル場合ハ同規則第二條ニ依リ毒物劇物營業者トシテ許可ヲ與フルコト

二 前項營業ノ許可ハ毒物劇物ニ對シ一般知識ヲ要スルコト

(D) 毒物劇物營業取締規則中專用器具ニ關スル件

長野縣知事照會 (明治四十五年六月二十八日)

毒物劇物

毒物劇物營業取締規則中專用器具に關する通牒

本年五月十日内務省令第五號毒物劇物營業取締規則第六條ニ專用器具ヲ備フヘキ旨規定有之候處右ハ毒劇物ノ變化混交又ハ危險等ヲ防遏セラルルノ趣旨ニ外ナラスト思料セラル果シテ然ラハ其内秤量器ノ如キハ凡テ完全ナル被包其ノ他ノ容器ニ納メテ使用セシムルニ於テハ同一ノ器具ヲ以テ毒劇藥ヲ秤量スルモ差支無之義ニ候哉差掛リタル儀モ有之候條至急何分ノ御回報相成度此段及照會候也

衛生局長回答 (明治四十五年七月七日)

毒劇物専用器具ノ儀ニ付客月二十八日附警發第二三九號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ御意見ノ通ニテ差支無之被存候條此段及回答候也

(E) 殺蠅用毒劇物ノ販賣取締ニ關スル件

秋田縣知事照會 (大正五年八月十八日)

客月二十五日附衛京第三〇二號ヲ以テ御通牒相成候紙素含有蠅取紙云々中業務上トアルハ蠅ノ驅除ヲ必要トスル業務假令菓子商料理屋飲食店等ヲ指サルルヤ若シ然リトセハ蠅取ノ目的ヲ達シ得ラルル毒劇物ハ業務上必要ト認メ該營業者ニ販賣差支ナキ義ト被存候得共一應貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

衛生局長回答 (大正五年八月二十四日)

本月十八日衛第二六〇七號照會標記ノ件ハ御意見ノ通りト存候

(F) 劇物含有染毛用製劑取締ニ關スル件

大分縣知事照會 (大正十二年二月十六日)

管内理髮業者ニシテ豫メ劇物含有ノ染毛用製劑(「パラフェニールンヂアミン」)ヲ含有スル染毛用製劑及其ノ他ノ劇物含有染毛用製劑ヲ含ム)ヲ買入レ置キ客ノ需メニ應シテ頭髮ヲ染毛シ一定ノ料金ヲ收受スルモノ有之候處明治四十五年五月内務省令第五號毒物劇物營業取締規則制定ノ趣旨ハ主トシテ公衆衛生上危害防止ニアリト思惟セラレ候就テハ叙上ノ行爲ハ該規則ニ牴觸セサルヤ前項

殺蠅用毒劇物の販賣取締に關する通牒

劇物含有染毛用製劑取締に關する通牒

ノ場合毒物劇物營業者ニ於テ理髮業者ニ對シ「パラフェニールンヂアミン」含有染毛用製劑ヲ販賣スルハ規則第八條第一項ニ規定ノ業務上必要ナルモノト認メテ差支ナキヤ毒物劇物營業者ニ於テ理髮業者ニ對シ前記ノ場合「パラフェニールンヂアミン」含有染毛用製劑ヲ規則第八條第三項規定ノ家上必要ナルモノト認メテ販賣差支ナキヤ以上ノ事項實際取締上疑義相生シ候條御意見承知致度此段及御照會候也

衛生局長回答 (大正十二年五月二十九日)

本件ニ關シ二月十六日衛第五九七號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ左記ノ通りニ有之候條御了知相成度

記

- 一 理髮業者カ豫メ「パラフェニールンヂアミン」ヲ含有スル染毛用製劑又ハ其他ノ劇物含有染毛用製劑ヲ買入レ置キ客ノ需メニ應シテ頭髮ヲ染毛シ一定ノ料金ヲ收受スル行爲ハ毒劇物營業取締規則ニ牴觸スルモノト認メ難シ
- 二 前記ノ製劑ハ理髮業者ノ營業上必要ナル劇物ト認メテ然ルヘキモ理髮業者ニ對シテハ「パラフェニールンヂアミン」以外ノ劇物ヲ含有スル製劑ヲ染毛用トシテ使用セシメサル様致度
- 三 理髮業者ニ對シ「パラフェニールンヂアミン」ヲ含有スル染毛用製劑ヲ同規則第八條第三項及第四項ノ規定ニ依リ販賣差支ナシ

(G) 毒物劇物營業取締ニ關スル件

長崎縣知事照會 (昭和二年八月十五日)

理髮營業者カ自己ノ店舗ニ於テ顧客ノ需アル場合ニ白毛施術ノ目的ヲ以テ毒物劇物營業者ヨリ「パラフェニールンヂアミン」(製劑ニアラサル)ヲ購入セントスル場合ハ規則第八條ノ所謂業務上必要ナルモノト認メ相當手續ヲ了シ販賣差支ナキモノナリヤ差迫リタル事件有之候條乍御手数至急何分ノ御回示相成度此段及照會候也
追テ理髮營業者ニ於テ使用セムトスル方法左記ノ通りニ有之候ニ付爲念御參考迄申添置候

左記

毒物劇物

毒物劇物營業取締に關する通牒

産業組合並市町村農會に於ける毒劇物販賣取締に關する通牒

- 一 バラフェニールンヂアミン 一匁
- 一 澱粉 四匁五分

右ノ粉末ヲ湯ニテ煉リ半流動體トナシ冷後其ノ二分ノ一量ノ過酸化水素液ヲ混シテ染ム

衛生局長回答 (昭和二年八月二十四日)

本年八月十五日附衛第五〇五〇號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件ハ營業上必要ナルモノト認メ販賣差支無之ト存候

(H) 産業組合並市町村農會ニ於ケル毒劇物販賣取締ニ關スル件

栃木縣知事照會 (昭和十年一月十七日)

近時産業組合或ハ市町村農會等ノ發達ニ伴ヒ各々會員ニ對シ毒劇物其ノ他ノ藥品ヲ實費販賣シ居ルノ狀況ナルカ本件ハ毒劇物營業取締規則及藥品營業並藥品取扱規則ニヨリ各々届出若ハ許可ヲ要スルモノト認メラルモ別紙通牒(前掲ニ付略ス)ノ次第モアリ取締上聊カ疑義ヲ相生シ候條左記ニ依リ貴局ノ御意見承知致シ度此段及照會候也

記

- 一 産業組合カ毒劇物ヲ購買シ組合員ニ限リ實費頒布ヲナス場合ハ大正十五年三月九日附衛醫第三三六號ヲ以テ靜岡縣知事(御回答)ノ趣旨ニ基キ當該規則ニヨリ當然取締ヲナスヘキモノト解シ差支ナキカ
- 二 府縣市町村農會又ハ之等聯合會ニ於テ賣藥又ハ藥品ヲ購買シ會員ニ限リ實費頒布ヲナス場合ハ營業ニアラサル理由ヲ以テ大正十五年十月四日附青森縣知事ニ對スル御回答ニ基キ當該規則ノ取締ヲ受クヘキモノニアラスト解シ差支ナキカ
- 三 前二項ノ通り解シ差支ナキモノトセハ農會及産業組合ハ共ニ營業ニアラサルモ法ノ適用ヲ異ニスルハ如何

衛生局長回答 (昭和十年五月二十三日)

標記ノ件ニ關シ一月十七日附栃衛第八九五號ヲ以テ御照會ノ趣了承農會又ハ産業組合ニシテ其會員又ハ組合員ニ毒物若ハ劇物ノ販賣讓渡ヲ反覆繼續シテ爲ス場合ハ爾今之ヲ毒劇物營業者トシテ取扱フコトト致シ度、尤モ其ノ營業管理人ノ許否ニ付テハ農會又ハ

シアンアルカリ取締に關する通牒

産業組合ノ性質ニ鑑ミ充分御斟酌相成度又道府縣市町村農會又ハ之等聯合會ニシテ其ノ會存在ノ目的ノ範圍内ニ於テ賣藥若ハ藥品ノ實費頒布ヲ爲ス場合ハ大正十三年三月附衛醫第三三六號衛生局長通牒ニ準シ御取扱相成度

追而大正十五年十月四日附青森縣知事照會ニ對スル衛生局長回答(農會ノ農作物用毒劇物購入頒布ニ關スル件)ハ廢止セラレタルモノニ付爲念

(I) シアンアルカリ取締ニ關スル件

衛生局長通牒 (昭和十一年一月十三日) 各地方長官宛

標記ノ件ニ關シテハ曩ニ大正十年七月十九日附發衛第二〇二號ヲ以テ毒劇藥及毒劇物販賣方ニ關シ通牒致シ置キタル次第モ有之當業者ニ對スル監督ハ萬遺憾ナキヲ期シ取締相成居ルコトト存シ候ヘ共近時「シアンカリ」ヲ惡用シ社會ノ安寧ヲ亂ル者有之ニ鑑ミ爾今「シアンアルカリ」ニ關シ當業者並ニ正規ノ手續ヲ經テ之ヲ入手シタル者ニ對シ左記事項ヲ遵守セシムル様特ニ御配慮相成度

記

- 一 當業者ノ「シアンアルカリ」ノ貯藏陳列ニ就テハ之ヲ亡失セサル様貯藏陳列ノ場合ニ施ス鎖鑰ハ特ニ留意スルノミナラス受拂ノ數量ニ就テモ注意ヲ怠ラサシムルコト
- 二 「シアンアルカリ」ノ讓渡ニ當リテハ法定ノ手續ヲ嚴守スルハ勿論交付ニ就テハ當業者又ハ之ニ代ルヘキ者自ラ其ノ衝ニ當ルコトトシ讓受者ノ態度口吻等些少ニテモ不安心ト認ムル場合ニハ交付セシメサルコト
- 三 昆蟲捕集用又ハ化學實驗用トシテ毒劇物營業取締規則第八條第二號ノ學校ノ證明アルトキト雖モ中等學校生徒ガ讓受者ナル場合ニ於テハ之ヲ學術上必要アリト認メ難キヲ以テ爾今斯クノ如キモノニ對シテハ讓渡セシメサルコト
- 四 讓受者殊ニ業務上常時貯藏スル者ニ對シテハ貯藏ノ場所ニ鎖鑰ヲ施サシムルノ外之カ亡失、散逸セサル様取扱方ニ關シ嚴重注意セシムルコト

毒物劇物

第二編 飲食物關係法令

第一章 一般飲食物其の他の物品營業者

一般飲食物其の他の物品營業者

飲食物關係法令

〔法第十五號↓飲食物其の他の物品取締に關する件(法律)〕

略稱 內令第十號↓飲食物其の他の物品取締に關する法律施行に關する件(內務省令)
規則↓飲食物營業取締規則(警視廳令)

解説

一 解説

飲食物及之に關聯する其の他の物品、例へば飲食物著色料、飲食物用器具等の良否が、直ちに吾々日常生活の衛生上に重大な關係を有することは此處に改めて申述べるまでもない。我が國に於て之等の物品に對して衛生上の取締方針を確立したのは明治三十三年二月法律第十五號**飲食物其の他の物品取締に關する件**(關係法令參照)が公布せられたときに始まる。然し此の法律は飲食物其の他一般に衛生上吾々に關係の深い物品に關して適用されるものであるが、この法律の執行には何れも内務省令又は廳府縣令等に於て其の都度此の法律を適用する旨を規則の上に明示する必要があるのである。(法第十五號第一條) 而して此の法律の規定の主なる點は大體次の諸點である。

- (一) 飲食物及其の他の物品に關して衛生上危害の虞あるものの製造、販賣、授與及使用の禁止並に停止
- (二) 前上の物品の廢棄(但し衛生上危害なき方法に依る處置の許可を爲し得)

飲食物其の他の物品取締に關する法律施行に關する件(內務省令)

飲食物其の他の物品取締に關する法律施行に關する件(內務省令)

(三) 飲食物及其の他の物品に關して試験に必要な分量の無償收去

以上の如くであるが、此の内行政廳の吏員が之等の物品を收去する場合に於ては制服を著する者の他は必ず衛生上有害物品監視員之證を携帯するを要することになつてゐる。(內令第十號第二條) 尙收去を行ふために營業の場所に吏員が立入るのは營業時間内に限られてゐる。(法第十五號第二條) 此の監視員之證は本令公布當時に於ては**監視員之證**となつて居たのであつたが、昭和五年十二月内務省令第四十號有害避妊用器具取締規則の制定されるに及んで、之等の器具の收去をも前記の法第十五號の範圍に入れることとなり、之が爲名稱を變更して**衛生上有害物品監視員之證**と改めらるることになつたのである。而してこの監視員が物品の收去を爲す場合は營業者に收去を證するに足る證書を交付することに規定せられてゐる。(內令第十號第三條)

二 一般飲食物其の他の物品營業者の取締

我が國に於ては一般に飲食物營業及飲食物器具營業等之に關聯する物品營業者に對しては何れも自由營業を以つて原則としてゐるのであつて何等監督官廳の許可を要せず誰でも勝手に營業が出来ることになつてゐる。但し料理店の如く自宅に於て飲食せしむる飲食物營業に對しては衛生的觀點を離れて風俗的見地から各地方に於て許可營業としてゐるところが多い。然しながら衛生上の見地から其の販賣品については種々な内務省令等に於て全國的に各々一定の取締規定が附されてゐる。そして其の製造場所や構造、設備に對しては全國的に未だ何等纏まつた一定の取締規則がないので各地方に於て其の地方の實情に照し、各必要に應じ飲食物營業取締規則を設けて其の製造場の構造、設備や取扱方法等を取締つてゐる地方が多い。因みに警視廳に於ては本章關係法令の項中に掲げたる如く大正十五年六月警視廳令第二十七號**飲食物營業取締規則**で取締つてゐる。

一般飲食物其の他の物品營業者

衛生上有害物品監視員之證

一般飲食物其の他の物品營業者の取締

一般飲食物其
他の物品の
取締

三 一般飲食物其の他の物品の取締

一般に飲食物其の物の取締に就ては明治三十三年に法律第十五號を以つて飲食物其の他の物品取締に関する件が發布せられてより、相次いで有害性著色料取締規則(明治三十三年四月内務省令第十七號)、飲食物器具取締規則(明治三十三年十二月内務省令第五十號)、人工甘味質取締規則(明治三十四年十月内務省令第三十一號)、飲食物防腐劑取締規則(明治三十六年九月内務省令第十號)を制定し更に警察犯處罰令(明治四十一年九月内務省令第十六號)中に一、二の條項(關係法令參照)を設けて全國的に統一されて取締られることになつてゐる。尤も各殖民地は各別に法令を設けて取締つてゐる。其の後時世の進運と共に之等の規則の内容については變遷があり今日に至つてゐるが、其の詳細については本編第三章に於て詳説することにする。

尙以上の諸法令は何れも飲食物に危險物質を故意に混合するか、又は不良器具等の使用により危險物の混入し來ることを防止するために設けられたものであるが、何れも飲食物の清潔なる取扱を命令したる一般取締ではない。ただ此の内警察犯處罰令のみが稍々此の點に觸れてゐるので、同令中

第二條第三十五號 一定の飲食物に他物を混じて不正の利を圖りたる者

第二條第三十六號 不熟の果物、腐敗の肉類其の他健康を害すべき飲食物を營利の用に供したる者

第三條第九號 炮煮、洗滌、剥皮等を要せず其の儘食用に供すべき飲食物に覆蓋を設けず店頭に陳列したる者

なる規定があるが、此の内前の二條項の方は或る飲食物に他物を混じて利を圖つた場合及一般に危險の處ある物質を營利の用に供したる者となつて居るが、特に後者に就ては營利用に供した事後の取締であり危險なる原料等の貯藏等に關しては取締が出來ず又後條の場合は飲食物に覆蓋を設けるのみの規定で一般的の清潔なる取扱に對しては規定がない。其處で前述の如く各地方で其の實情に應じ飲食物營業取締の規則が多く出來てゐて之が公布されてゐる。警視

罰則

四 罰 則

(一) 飲食物其の他の物品取締に関する件(法律)に関する罰則

(A) 一ケ年以下の重禁錮に四十圓以下の罰金を附加さるるもの
公務執行に際し官公吏不正のありたる場合(法第十五號第四條)

(B) 一ヶ月以下の重禁錮に十圓以下の罰金を附加さるるもの
公務執行者に抗拒したる場合(法第十五號第三條)

(C) 二十圓以下の罰金に處せらるるもの
係官の命令あるに拘らず期間内に履行せざる場合(法第十五號第三條)

(二) 警察犯處罰令(内務省令)中第二條及第三條に関する罰則

第二條に該當する者は三十日未滿の拘留又は二十圓未滿の料料
第三條に該當する者は二十圓未滿の料料

(三) 飲食物營業取締規則(警視廳令)に関する罰則
違反者には拘留又は料料

其の他一般飲食物關係物品の取締規則についての罰則は本編第三章に於て詳述することに致してゐるから其の章を参照されたい。

五 關係法令

關係法令
飲食物其の他の物品取締に關する件

(A) 飲食物其の他の物品取締ニ關スル件(明治三十三年二月法律第一五號)

第一條 販賣ノ用ニ供スル飲食物又ハ販賣ノ用ニ供シ若ハ營業上ニ使用スル飲食器、割烹具及其の他の物品ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アルモノハ法令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ於テ其ノ製造、採取、販賣、授與若ハ使用ヲ禁止シ又ハ其ノ營業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ物品ノ所有者若ハ所持者ヲシテ其ノ物品ヲ廢棄セシメ又ハ行政廳ニ於テ直接ニ之ヲ廢棄シ其ノ他必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ所有者若ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スルノ虞ナキ方法ニ依リ之ヲ處置セムコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

第二條 行政廳ハ吏員ヲシテ前條ノ物品ヲ検査セシメ試験ノ爲必要ナル分量ニ限り無償ニテ收去セシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ吏員ヲシテ普通營業時間又ハ營業ノ爲開カルル間ニ限り物品ヲ製造シ採取シ貯藏シ若ハ携帯スル場所ニ立入ラシムルコトヲ得

第三條 本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ公吏ノ命ヲ受ケテ指定ノ期間内ニ之ヲ履行セサル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス
本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者ニ抗拒シタル者ハ一月以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四條 官吏公吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者本法ノ執行ニ關シ不正ノ所爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ重禁錮ニ處シ四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者本法ノ執行ニ關シ人ノ囑託ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ刑法第二百八十四條ノ例ニ照シテ處斷ス

附 則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

飲食物其の他の物品取締に關する法律施行に關する件

(B) 飲食物其の他の物品取締ニ關スル法律施行ニ關スル件(明治三十三年三月二十七日內務省令第一〇號)

第一條 警視總監北海道廳長官府縣知事(東京府知事ヲ除ク以下之ニ依リ)ハ法令ニ明文アル場合ニ於テ營業者ニ對シ明治三十三年二月法律第十五號ニ依リ行政廳ニ屬スル職權ヲ行フ

前項ノ職權ハ其ノ輕易ナルモノニ限り廳府縣令ヲ以テ警察官署ニ委任スルコトヲ得
第二條 警視總監北海道廳長官府縣知事ハ官吏又ハ衛生技術員ヲシテ明治三十三年二月法律第十五號ノ職權ヲ行ハシムルトキハ制服ヲ著スル者ノ外證票ヲ携帯セシムヘシ

證票ハ左ノ雛形ニ依ルヘシ

二寸二分

| | |
|--------------|-----------|
| 表 | 裏 |
| 衛生上有害物品監視員之證 | 廳 府 縣 名 印 |

第三條 官吏又ハ衛生技術員ハ明治三十三年二月法律第十五號第二條ニ依リ物品ヲ收去スルトキハ營業者ニ證票ヲ交付スヘシ若シ營業者ノ求メアルトキハ事實ノ許ササル場合ヲ除ク外其ノ物品ノ一部ニ封緘ヲ施シ之ヲ交付スヘシ

(C) 警察犯處罰令(明治四十一年九月內務省令第一六號)

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

三十五 一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタル者

三十六 不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

九 炮煮、洗滌、剝皮等ヲ要セス其ノ儘食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケス店頭ニ陳列シタル者

一般飲食物其の他の物品營業者

飲食物營業取
縮規則

(D) 飲食物營業取縮規則(大正十五年六月十七日
警視廳令第二七七號)

第一條 本令ニ於テ飲食物營業者ト稱スルハ營業トシテ飲食物ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ製造、加工若ハ調理スル者ヲ謂フ

第二條 飲食物營業者ハ腐敗、變敗其ノ他衛生上危害ヲ生スルノ虞アル飲食物ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ貯藏陳列シ若ハ之ヲ原料トシテ飲食物ヲ製造、加工若ハ調理スルコトヲ得ス但シ變敗シタル飲食物ニシテ製造、加工、調理又ハ利用ノ方法ニ依リ衛生上危害ヲ生スルノ虞ナシト認メ所轄警察官署ニ於テ之ヲ許可シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ製造、加工、調理又ハ利用ノ方法及設備ヲ詳記シタル願書ニ現品ヲ添ヘ願出ツヘシ

第三條 飲食物營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 販賣ノ目的ヲ以テ不良ノ飲食物ヲ被包、混合其ノ他ノ方法ヲ以テ良品ノ如ク裝ハサルコト
 - 二 客ニ供スル飲食物用器具ハ一客毎ニ清淨ナル湯又ハ水ヲ以テ洗滌シタル清潔ナルモノヲ用キルコト
 - 三 飲食物ヲ販賣、製造、加工、調理、貯藏又ハ陳列スル場所及其ノ容器、器具、計量器、運搬器具、屋臺車等ハ常ニ清潔ニスルコト
 - 四 飲食物用器具ヲ拭淨スル片布ハ白布トシ常ニ清潔ナルモノヲ用キ時々煮沸又ハ其ノ他ノ消毒ヲ爲スコト
 - 五 飲食物ノ殘滓、廢物ハ蓋アル容器ニ入レ防蟲及防臭ノ方法ヲ講スルコト
 - 六 飲食物又ハ其ノ器具ノ取扱ニ從事スル者ハ常ニ其ノ身體及被服ヲ清潔ニスルコト
 - 七 炮煮、洗滌、剥皮等ヲ要セスシテ食用スヘキ飲食物ヲ客ニ供スル場合ニ於テハ其ノ直接被包スル袋、折函、竹皮等ノ類ハ清潔ナルモノヲ使用スルコト
 - 八 前號ノ飲食物ヲ運搬又ハ貯藏スル場合ハ適當ノ覆蓋ヲ爲スコト
- 第四條 所轄警察官署ハ衛生上必要アリト認メタルトキハ飲食物營業者ノ店舗其ノ他ノ場所又ハ井戸、機械、器具、容器、運搬具等ノ改造若ハ修繕又ハ必要ナル施設ヲ命スルコトアルヘシ
- 第五條 第二條、第三條第一號乃至第五號、第七號及第八號ノ規定ノ執行ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ

内務省令に依
り許可を要す
る飲食物營業
者
牛乳營業

處分シ又ハ同法律第二條ノ職權ヲ行フコトアルヘシ

第六條 第二條及第三條ノ規定又ハ第四條ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス但シ他ノ法令ニ別段ノ規定アルモノハ各其ノ法令ノ定ムル所ニ依ル

第七條 本令ハ宿屋、待合茶屋、貸席、休憩場、娛樂場等ノ類ニシテ其ノ營業ニ關シ常時客ニ飲食物ヲ提供スル營業者ニ之ヲ準用ス

第八條 飲食物營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

飲食物營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人、同居者其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス法人ノ代表者又ハ其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

附 則

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二章 内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

一 牛乳營業

法第十五號ノ飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關する件(法律)

規則ノ牛乳營業取縮規則(内務省令)

通牒ノ牛乳營業取縮規則並牛乳營業取縮規則に定むる牛乳及乳製品ノ規格に關する試験方法施行の件

略 稱 (衛生局長通牒)

内令第四十四號ノ牛乳營業取縮規則に定むる牛乳及乳製品ノ規格に關する試験方法(内務省令)

細則ノ牛乳營業取縮規則施行細則(警視廳令)

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

(一) 解説

牛乳は滋強飲料中に於て重要なものであり、特に母乳に乏しき乳兒及虚弱者の營養料としては一層意義深いものであるが、夫れ故に牛乳の營業は國民保健上重大な關係を持つので内務省令に依つて全國的に取締つてゐる。之が取締規則は明治三十三年二月に法律第十五號飲食物其他の物品取締に關する件が制定されてから直ちに同年四月内務省令第十五號を以つて牛乳營業取締規則が公布された。そして此の規則の適用範圍は牛乳及乳製品の搾取、製造、販賣の業者を適當に取締ることにあつて、其の主なる取締の要點は左記の通りであつた。

- (イ) 牛乳の搾取及乳製品の製造を認可營業と爲したること
- (ロ) 牛乳及乳製品に關して品質上一定の規格を設けたること
- (ハ) 乳牛の健康状態につき注意を拂ひ特定の病氣に罹れる病牛よりの搾乳を禁止したること
- (ニ) 腐敗乳及異常乳の販賣を禁止したること
- (ホ) 容器及量器の品質の制限を爲したること
- (ヘ) 本則の執行に關し飲食物其他の物品取締に關する件(法律)を適用せしめたること

大體以上の通りであつたが其の後年と共に牛乳の衛生學上及營養學上の意義が重要な度を加へるので、爾來數次之が改正の後に昭和八年十月内務省令第三十七號を以つて牛乳營業取締規則の大改正が加へられて遂に現今の如きものとなつた。其の大改正の主なる點を挙げれば左記の通りである。

- ① 特別牛乳及其他の牛乳の二種に區別せること
- ② 牛乳の營業を搾取營業、處理營業及販賣營業に區別し、特別牛乳以外の牛乳搾取營業を届出營業とし衛生上の諸設備は之を處理營業に移し之を許可營業としたること、尙販賣營業は單に請賣をなすのみにして詰替等を爲し

牛乳營業取締規則改正(昭和八年)の主要點

得ざるものとしたること

- ③ 牛乳の殺菌法を低溫、高溫の二種に指定せること
- ④ 牛乳の規格中に細菌學的條項をも採用せること
- ⑤ 粉乳にも品質規格を附したること

以上の内①は育兒上其他の目的で衛生上特に注意を要する牛乳を必要とせる者に對しては搾取營業を許可營業として特別の設備と注意の下に搾乳せられたる特別牛乳があり、其の他の一般の牛乳に對しては搾取營業に對する物的設備の制限を撤廢して單なる届出營業とし以つて生産費の低減を圖るを目的として改良されたるもので、②は特別牛乳以外の牛乳に對しては地方長官(東京府にては警視總監、以下之に倣ふ)の許可せる處理場に於て十分牛乳衛生上の諸條件を保持し得るやうにし搾取營業は届出營業とし又販賣營業は地方長官の自由裁量とした。尙警視廳では届出營業となつてゐる。(細則第三十三條) ③は現今の營養學的見地よりすれば牛乳は低溫殺菌を可とすることは勿論なるも本邦の事情として牛乳の腐敗其他の關係より高溫殺菌をも廢止することの不可なる現状より之等を併用し得ることとし、④は從來牛乳の品質の規格は物理的及化學的検査法に依つこととしたるも今回は之に細菌學的検査法を併用することとし、又⑤は從來規則中に名稱のみ存在して何等の規格を有せざりし粉乳にも規格を附したものである。尙本規則に於ては牛乳處理場及特別牛乳の牛舎の構造、設備等に就ては地方長官に委任したるも其の大綱は之を内務省に於て示してゐる。(通牒参照)

因みに東京に於ては既に昭和二年九月警視廳令第四十四號牛乳營業取締規則施行細則に於て牛乳の殺菌法は原則として低溫殺菌法を採用したるも、昭和八年の規則改正に依りても當然從來の方針を變更せず原則として低溫殺菌法を用ひてゐる。(細則第三十一條)

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

牛乳及乳製品
と牛乳業者

牛乳の定義

乳製品の定義

牛乳業者

牛乳業者と
して營業上に
關する諸規定
の規格
牛乳及乳製品

(二) 牛乳及乳製品と牛乳業者

規則に於て牛乳と稱されるものは販賣用に供される全乳と脱脂乳を云ふのであつて(規則第一條)従つて牛乳中に蜂蜜やコーヒ等を入れた蜂蜜牛乳とかコーヒ牛乳とか云ふものは此の規則の取締外であつて之等は現在の普通の飲食物として取締らるべきである。又乳製品と云ふのは販賣用に供する煉乳、脱脂煉乳、粉乳及脱脂粉乳を指して云ふので(規則第一條)之等についても其の中にチョコレート等が入つてゐたり、其の他種々の加工の施されたものは之等の取締外である。従つて之等は自由販賣になつてゐる一般飲食物の取扱を受けるのであるから、相當内容の怪しげなものも尠くない譯である。

而して牛乳業者と云ふのは牛乳の搾取、處理又は販賣を業とする者及乳製品の製造又は販賣を業とする者を稱する。(規則第一條) 而して搾取營業は特別牛乳に於ては許可營業とし其の牛舎の構造、設備に對しても一定の制限(通牒中一乙特別牛乳用牛舎の項参照)を附せるも、其の他の牛乳に於ては届出營業となし、處理營業は盡く之を許可營業とし其の處理場に對しては一定の基準(通牒中一甲牛乳處理場の項参照)が示されてゐる。尙販賣營業は地方により異なるも東京府では届出營業となつてゐることは前にも述べた通りである。(細則第三十三條) 又乳製品の製造營業は規則で許可營業となつてゐる。

而して牛乳業者となるには別段の資格は要しない。誰でも一般の人が營業をすることが出来る。尙本業者に對し地方長官は法第十五號を適用し得ることになつて居り、營業品の無償收去及違反品の廢棄、營業の禁止、停止が出来ることになつてゐる。(規則第二十條、第二十一條)

(三) 牛乳業者として營業上に關する諸規定

(A) 牛乳及乳製品の規格

牛乳は前述の通り之を全乳と脱脂乳とに分類し、全乳は更に之を特別牛乳と其の他の全乳(一般に普通牛乳と云は

れてゐる)とに分類される。尙夫等の規格を示せば左の通りである。

1 總ての牛乳に共通なる規格(規則第六條)

- (イ) 腐敗し居らざること
- (ロ) 苦味若くは粘稠ならざること、又は藍色、赤色其の他異常の色を呈せざること
- (ハ) 他物の混入せざること
- (ニ) 特定の病氣(規則第四條第一號)に罹れる牛、特定の藥品(規則第四條第二號)を服用又は注射後三日以内の牛、細菌學的製劑を注射して牛乳衛生上危害を生ずる處ありと認めらるる反應ある牛(規則第四條第三號)及分娩後七日以内の牛(規則第四條第四號)より搾取せるものに非ざること

2 全乳に對する規格(規則第六條)

- (イ) 比重 攝氏十五度に於て一・〇二八乃至一・〇三四たること
- (ロ) 脂肪 三%以上たること
- (ハ) 細菌數 一cc中二百萬以下なること

3 脱脂乳に對する規格(規則第六條)

- (イ) 比重 攝氏十五度に於て一・〇三三乃至一・〇三八たること
- (ロ) 乾燥物質 八・五%以上たること
- (ハ) 細菌數 一cc中二百萬以下なること

但し全乳、脱脂乳の場合を問はず飲食物製造原料として使用されるものは何れも2及3に掲げたる規定は必ずしも要しないのであるが、然しこの目的に使用される牛乳には必ず原料牛乳なる旨を明記する必要がある。(規則第六條)

内務省令に依り許可を要する飲食物業者

4 特別牛乳に對する規格(規則第七條)

(イ) 同一の營業者が當局の許可を得たる牛舎(通牒中―乙特別牛乳用牛舎の項參照)に於て結核又は傳染性流産に罹つて居らぬ乳牛より搾取し且つ許可を受けたる處理場(通牒中―甲牛乳處理場の項參照)で處理せる牛乳なること

(ロ) 生乳か低溫殺菌乳たること

(ハ) 脂肪 三・三%以上たること

(ニ) 細菌數 一cc中五萬以下なること

又乳製品に對しては次の如き規格が設けられてゐる。

1 總ての乳製品に共通なる規格(規則第八條)

(イ) 腐敗し居らざること

(ロ) 蔗糖以外の他物の混入せざること

(ハ) 總ての牛乳に共通なる規格(四二七頁參照)に適合せる原料を使用し居ること

2 煉乳に對する規格(規則第八條)

(イ) 脂肪 八%以上(無糖煉乳は七%以上)たること

(ロ) 糖量 五五%以下たること

3 脫脂煉乳に對する規格(規則第八條)

糖量 五五%以下たること

4 粉乳に對する規格(規則第八條)

(イ) 脂肪 二〇%以上たること

(ロ) 糖量 五〇%以下たること

5 脫脂粉乳に對する規格(規則第八條)

糖量 六〇%以下たること

牛乳検査の
法

大體以上の通りであるが豫め之等の規格を決定すべき試験法が確定して居らないときには検査者により其の成績が多少なりとも異なることがないとも云へないので、牛乳の比重、脂肪量、細菌數及乾燥物質量の検査法並に乳製品の脂肪量及糖量の検査法に關しては内令第四十四號(關係法令參照)に依つて一定の方法が示されて居り之に據つて検査を行ふことになつてゐる。

牛乳取扱上
の一般規定

(B) 取扱上の一般規定

凡そ牛乳營業者と稱される者は總て營業用牛乳及乳製品に對し次の通り其の取扱上に關し一般に規定されてゐる。

(イ) 牛乳は必ず冷却して保持すること、尙處理後貯藏するときは低溫殺菌乳及生乳は攝氏十度以下に保持すること(規則第十一條)

(ロ) 亞鉛、銅、又は其の合金製の量器、容器は牛乳又は乳製品の取扱器具として使用出来ないこと、但し鍍錫其の他衛生上危害防止方法のあるものは差支ない(規則第十五條)

(ハ) 量器、容器等一般牛乳取扱器具は使用前必ず適當なる滅菌をなすこと、但し牛乳を壘詰の儘高溫殺菌をする硝子壘に對しては其の必要がない(規則第十六條)

(ニ) 牛乳又は乳製品の取扱場所若くは器具は勿論、搾乳用の乳牛の清潔を保つこと(規則第十六條)

(ホ) 傳染病患者(保菌者を含む)、結核患者及癩患者をして牛乳の搾取及處理又は乳製品の製造に従事せしめ得ざること、牛乳營業者にして其の患者なるときも之に準ずる。尙地方長官が必要を認められた際には之等の營業者及從業者に對し醫師を指定して健康診斷書を提出せしむることが出来る(規則第十七條)

(ヘ) 牛乳處理營業者は規則第四條第一號以外の結核又は傳染性流産に罹れる牛より搾取せる牛乳に對しては殺菌

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

牛乳處理上の規定
牛乳處理の定義

をすること、尙殺菌前のものには其の容器に必ず其の旨を明記すること(規則第十條)

(C) 處理上の規定
牛乳の處理と云ふのは牛乳營業者が牛乳の濾過、小分及殺菌の操作をすることを稱する。尤も生乳の場合には當然殺菌の操作はなく脱脂乳にありては脱脂操作が入るが等も皆處理と云ふ意味に包含される。(規則第一條)

此のことに就ては次の如き規定がある。

(イ) 牛乳の處理は必ず地方長官の許可を得たる處理場に於てなさねばならない。尤もこの處理場の構造、設備は地方長官に委任してあるので多少地方により異なるけれど其の標準は内務省に於て示されてゐる。(通牒中一甲牛乳處理場の項参照)

(ロ) 販賣用の牛乳は無殺菌のものでも差支ないが殺菌するならば低温殺菌(攝氏六十三度乃至六十五度で三十分間)又は高温殺菌(攝氏九十五度以上で二十分間)をすることを要する。(規則第九條)

但し規則第四條第一號以外の結核又は傳染性流産に罹れる牛より搾取せる牛乳は必ず殺菌を要することは前述の通りである。(規則第十條) 又特別牛乳は生乳か低温殺菌に限られてゐる。(規則第七條)

牛乳販賣上の規定

(D) 販賣上の規定

前にも述べたやうに牛乳の販賣營業のみをやる者に對しては規則の上に特に何等の規定がない。従つて地方によつて自由營業としてゐるか又は取締の便宜上届出をさせてゐる。東京府では其の店舗の所在地の警察署に届出ることになつてゐる。(規則第三十三條) 販賣營業者は牛乳の規定通りに密閉されたものを單に請賣するのみで詰替等も出来ない。(規則第三十五條) 尙販賣營業者に對しては東京府では必ず牛乳の冷却保持に必要な設備を命じてゐる。(規則第三十五條)

販賣上に關する規定は次の通りである。

(イ) 地方長官の許可せる構造、設備を有する處理場で處理した牛乳の他は牛乳營業者以外に販賣出来ないこと、

尤も之は飲食物の原料となるもので地方長官の許可したものに對しては例外である(規則第十二條)

(ロ) 販賣用の配布牛乳は着色せざる透明の硝子壺を使用すること、但し乳製品其の他の飲食物製造原料用牛乳の容器及地方長官の許可を受けたものは必ずしも其の必要がない(規則第十三條)

(ハ) 牛乳の配布用容器は必ず密閉し左の事項を明記すること(規則第十三條)

1 全乳(特別牛乳)又は脱脂乳の別

2 牛乳營業者の氏名(法人の場合は其の名稱)又は商號

3 配布の月日又は曜日

4 生乳、低温又は高温殺菌の別

(ニ) 前號以外のこと例へば小兒用等の如き牛乳の品質に關する記載は一切爲し得ないこと(規則第十三條)

(ホ) 特別牛乳と稱するもの他は、牛乳に對し小兒用牛乳、優良牛乳等と品質の優良を暗示する名稱を附して販賣することは出来ないこと(規則第七條)

(ヘ) 販賣用の乳製品の容器又は被包には次の事項を明記すること(規則第十四條)

1 煉乳、脱脂煉乳、粉乳又は脱脂粉乳の別と蔗糖を加へないものには無糖の文字

2 製造者(輸入又は移入品に在りては發賣者)の氏名(法人の場合には其の名稱)又は商號及主たる營業所の所在地

(四) 罰則

規則に對する違反事項は罰金又は料料に規定されてゐる。その金額は何れの場合でも百圓以下と定められてゐる。

(規則第二十二條、第二十三條)

尙東京府に於ては此の他に警視廳令に依る牛乳營業取締規則施行細則に違反した場合には其の細則に據つて處罰さ

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

れることになつてゐる。此の方は拘留又は料となつてゐる。(細則第三十九條)
 又牛乳としては販賣せずして搾取したものを販賣用の飲食物原料に使用する際にもこの者は搾取業者としての届出は勿論、販賣用の牛乳に課せられたる衛生上の遵守規定は之を準用することとなつて居り、従つて何れの罰則も牛乳業者に準用されることとなつてゐる。(規則第二十五條、細則第四十二條) 尙牛乳業者が未成年者、禁治産者又は法人の場合は其の罰則が法定代理人又は代表者に課されること(未成年者でも成年者と營業上同能力を有すと認めらるる者は本人)及雇人や家族の規則違反に對しても業者自身が處罰を受けねばならぬことに規定されてゐることは他の規則の場合と同様である。(規則第二十四條、細則第四十條、第四十一條)

(五) 關係法令

(一) 法規

關係法令
 法規
 飲食物其他
 の物品取締に
 關する件

(A) 飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件(明治三十三年二月)
(法律第一五號)

第四二〇頁參照

(B) 牛乳營業取締規則(明治三十三年四月)
(最近昭和八年十月內務省令第三七號改正)

第一條 本令ニ於テ牛乳ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル全乳又ハ脱脂乳ヲ謂ヒ、乳製品ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル煉乳、脱脂煉乳、粉乳又ハ脱脂粉乳ヲ謂フ

牛乳業者ト稱スルハ牛乳ノ搾取、處理若ハ販賣又ハ乳製品ノ製造若ハ販賣ヲ營業ト爲ス者ヲ謂フ
 牛乳ノ處理ト稱スルハ牛乳ヲ濾過シ、小分シ且殺菌スルノ操作(生乳ニ在リテハ殺菌スルノ操作ヲ除キ、脱脂乳ニ在リテハ脱脂スルノ操作ヲ含ム)ヲ謂フ

第二條 牛乳(特別牛乳ヲ除ク)ノ搾取ノ營業ヲ爲サントスル者ハ搾取場所在地ノ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監、以下之ニ倣フ)ニ届出ヅベシ

第三條 特別牛乳ノ搾取及處理若ハ其ノ他ノ牛乳ノ處理又ハ乳製品ノ製造ノ營業ヲ爲サントスル者ハ作業場所在地ノ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第四條 牛乳業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル牛乳ヲ搾取スルコトヲ得ズ

- 一 牛疫、炭疽、氣腫疽、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、乳房結核、重症肺結核、汎發結核、著シク榮養ヲ害セル結核諸症、牛痘、黃疸、放線菌病、胃腸炎、乳房炎、膿毒症、敗血症、尿毒症、中毒、腐敗性子宮炎又ハ熱性諸病ニ罹レル牛
- 二 エゼリン、モルヒネ、アトロピン其ノ他ノアルカロイド若ハ其ノ塩類、ホミカ、阿片末、ロート葉、ロート根、ヒヨス葉、マングラ葉、リロ根、石炭酸、クレゾール、巴豆油、ロカイ、ヨード若ハ其ノ塩類、砒素若ハ其ノ化合物、水銀若ハ其ノ塩類、銅若ハ其ノ塩類、アンチモン塩類、亞鉛塩類、鉛塩類又ハ此等ヲ含有スル製劑ヲ服用セシメ又ハ注射シタル後三日以内ノ牛
- 三 細菌學的製劑ヲ注射シ反應アル牛
- 四 分娩後七日以内ノ牛

第五條 牛乳業者ハ牛乳搾取ノ用ニ供スル牛ニシテ前條第一號ノ疾病、同條同號以外ノ結核又ハ傳染性流産ニ罹レル疑アリト認ムルトキハ直ニ獸醫師ノ診斷ヲ受クベシ

獸醫師前條第二號又ハ第三號ノ藥品ヲ牛乳搾取ノ用ニ供スル牛ニ對シ内用トシテ處方シ又ハ注射シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ牛乳ノ搾取ノ營業ヲ爲ス者ニ告知スベシ

第六條 牛乳業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル牛乳ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ運搬若ハ貯藏スルコトヲ得ズ但シ第五號乃至第七號ノ牛乳ヲ乳製品其ノ他ノ飲食物ノ製造原料ニ供スル目的ヲ以テスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 腐敗シタルモノ
- 二 苦味アルモノ若ハ粘稠ナルモノ又ハ藍色、赤色其ノ他異常ノ色ヲ呈スルモノ
- 三 他物ノ混ジタルモノ
- 四 第四條ノ牛ヨリ搾取シタルモノ

內務省令に依り許可を要する飲食物業者

五 全乳ニシテ攝氏十五度ニ於テ比重一・〇二八ニ滿タズ若ハ一・〇三四ヲ超ユルモノ又ハ處理シタル全乳ニシテ百分中三・〇分以上ノ脂肪量ヲ有セザルモノ

六 脫脂乳ニシテ攝氏十五度ニ於テ比重一・〇三二ニ滿タズ若ハ一・〇三八ヲ超ユルモノ又ハ百分中八・五分以上ノ乾燥物質量ヲ有セザルモノ

七 十立方ミリメートル中ノ細菌數二萬以上ノモノ

前項但書ノ場合ニ於テハ牛乳ノ容器ニ原料牛乳ナル旨ヲ明記スベシ

第七條 牛乳營業者ハ左ノ各號ニ該當スル全乳ニ非ザレバ之ニ特別牛乳ナル名稱ヲ附シテ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ運搬若ハ貯藏スルコトヲ得ズ

一 同一營業者ガ第十八條ノ規定ニ依ル牛舎ニ於テ結核又ハ傳染性流産ニ罹ラザル乳牛ヨリ搾取シ且同條ノ規定ニ依ル牛乳處理場ニ於テ處理シタルモノ

二 生乳又ハ低溫殺菌方法ニ依リ殺菌シタルモノ

三 百分中三・三分以上ノ脂肪量ヲ有スルモノ

四 十立方ミリメートル中ノ細菌數五百以下ノモノ

牛乳ニハ前項ノ規定ニ依リ特別牛乳ナル名稱ヲ附スルノ外小兒用牛乳、優良牛乳其ノ他品質ノ優良ナルコトヲ暗示スル名稱ヲ附シテ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ運搬若ハ貯藏スルコトヲ得ズ

第八條 牛乳營業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル乳製品ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列若ハ貯藏スルコトヲ得ズ

一 腐敗シタルモノ

二 他物(蔗糖ヲ除ク)ノ混ジタルモノ

三 第六條第一項第一號乃至第四號ノ牛乳ヲ原料ト爲シタルモノ

四 百分中八・〇分(蔗糖ヲ加ヘザル煉乳ニ在リテハ百分中七・〇分)以上ノ脂肪量ヲ有セザル煉乳又ハ百分中五五・〇分以上ノ糖量ヲ有スル煉乳若ハ脫脂煉乳

五 百分中二・〇分以上ノ脂肪量ヲ有セズ若ハ百分中五〇・〇分以上ノ糖量ヲ有スル粉乳又ハ百分中六〇・〇分以上ノ糖量ヲ有スル脫脂粉乳

第九條 牛乳營業者牛乳ノ殺菌ヲ爲サントスルトキハ低溫殺菌方法又ハ高溫殺菌方法ニ依ルベシ

低溫殺菌方法ト稱スルハ攝氏六十三度乃至六十五度ニ於テ三十分間加熱スルコトヲ謂ヒ、高溫殺菌方法ト稱スルハ攝氏九十五度以上ニ於テ二十分間加熱スルコトヲ謂フ

地方長官必要アリト認ムルトキハ第一項ノ殺菌方法ヲ其ノ一ニ制限スルコトヲ得

第十條 牛乳ノ處理ノ營業ヲ爲ス者ハ第四條第一號以外ノ結核又ハ傳染性流産ニ罹レル牛ヨリ搾取シタル牛乳ハ之ヲ殺菌スベシ

牛乳營業者ハ前項ノ牛乳ノ殺菌前ニ於テハ容器ニ其ノ旨ヲ明記スベシ

第十一條 牛乳營業者ハ牛乳ヲ冷却保持スベシ但シ處理シタル牛乳ヲ貯藏スル場合ハ高溫殺菌方法ニ依リ殺菌シタルモノヲ除クノ外攝氏十度以下ナルコトヲ要ス

第十二條 牛乳營業者ハ第十八條ノ規定ニ依ル牛乳處理場ニ於テ處理シタル牛乳ニ非ザレバ之ヲ牛乳營業者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ

地方長官必要アリト認ムルトキハ飲食物ノ製造原料ニ供スル牛乳ノ販賣ニ關シ前項ノ規定ニ拘ラズ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十三條 牛乳營業者ハ牛乳ヲ配布スル容器ニハ著色セザル透明ノ硝子壺ヲ用フベシ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル容器又ハ乳製品其ノ他ノ飲食物ノ製造原料ニ供スル牛乳ノ容器ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

牛乳ヲ配布スル容器ハ之ヲ密閉シ且之ニ左ノ各號ノ事項ヲ明記スベシ

一 全乳(特別牛乳ニ在リテハ特別牛乳)又ハ脫脂乳ノ別

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

- 二 牛乳營業者ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)又ハ商號
- 三 配布ノ月日又ハ曜日
- 四 生乳、低溫殺菌又ハ高溫殺菌ノ別

牛乳ヲ配布スル容器ニハ前項ニ掲グル事項ノ外小兒用其ノ他牛乳ノ品質ニ關スル記載ヲ爲スコトヲ得ズ

第十四條 牛乳營業者ハ乳製品ノ容器又ハ被包ニ左ノ各號ノ事項ヲ明記スベシ

- 一 煉乳、脫脂煉乳、粉乳又ハ脫脂粉乳ノ別並ニ蔗糖ヲ加ヘザルモノニ在リテハ無糖ノ文字
- 二 製造者(輸入又ハ移入ニ係ルモノニ在リテハ發賣者)ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)又ハ商號及其ノ主タル營業所所在地

第十五條 牛乳營業者ハ亞鉛、銅又ハ此等ノ合金ニテ製シタルモノヲ牛乳又ハ乳製品ノ容器、量器其ノ他牛乳又ハ乳製品ヲ取扱フ器具トシテ使用スルコトヲ得ズ但シ牛乳又ハ乳製品ニ接觸スル部分ニ鍍錫其ノ他ノ方法ヲ施シ衛生上有害ノ虞ナキモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 牛乳營業者ハ牛乳ノ容器、量器其ノ他牛乳ヲ取扱フ器具ヲ使用セントスルトキハ之ニ適當ナル滅菌方法ヲ施スベシ但シ牛乳ヲ攪詰ノ儘高溫殺菌方法ニ依リ殺菌スル場合ノ硝子壺ハ此ノ限ニ在ラズ

牛乳營業者ハ牛乳又ハ乳製品ヲ取扱フ器具及場所並ニ牛乳搾取ノ用ニ供スル牛ヲ常ニ清潔ニ保持スベシ

第十七條 牛乳營業者ハ傳染病患者(病原體保有者ヲ含ム)、結核患者又ハ癩患者ヲシテ牛乳ノ搾取若ハ處理ノ各操作又ハ乳製品ノ製造ニ從事セシムルコトヲ得ズ牛乳營業者ニシテ其ノ患者ナルトキ亦之ニ準ズ

地方長官必要アリト認ムルトキハ牛乳營業者又ハ從業者ニ對シ醫師ヲ指定シテ健康診斷書ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 牛乳處理場及特別牛乳ノ用ニ供スル牛舎ノ構造設備及管理方法ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第十九條 地方長官ハ當該官吏ヲシテ牛乳搾取ノ用ニ供スル牛ヲ檢診セシメ又ハ牛乳若ハ乳製品ヲ取扱フ場所ノ構造設備及管理方法ヲ檢査セシムルコトヲ得

第二十條 地方長官ハ第四條ノ牛、第六條第一項ノ牛乳、第八條ノ乳製品、第十條第一項若ハ第十二條ノ規定ニ違反シテ販賣ノ用ニ供スル牛乳又ハ第十五條ノ容器ヲ用ヒタル牛乳若ハ乳製品ニ關シテハ明治三十三年法律第十五號第一條ノ規定ニ依リ處分スルコトヲ得本令ニ違反シタル牛乳營業者ニ關シ亦同ジ

第二十一條 地方長官ハ本令ノ執行ニ關シ明治三十三年法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第二十二條 左ニ掲グル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 許可ヲ受ケズシテ第三條ノ營業ヲ爲シタル者
- 二 第四條、第六條第一項、第七條、第八條、第十條第一項、第十二條、第十三條第三項、第十五條又ハ第十七條第一項ノ規定ニ違反シタル者

第二十三條 左ニ掲グル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第二條、第五條、第九條第一項、第十一條、第十三條第一項又ハ第十六條第二項ノ規定ニ違反シタル者
- 二 第六條第二項、第十條第二項、第十三條第二項又ハ第十四條ノ規定ニ依ル表示ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ表示ヲ爲シタル者
- 三 第十七條第二項ノ命令ニ從ハザル者
- 四 第十九條ノ檢診若ハ檢査ヲ拒ミ又ハ妨ゲタル者

第二十四條 牛乳營業者ガ未成年者、禁治産者又ハ法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人又ハ代表者ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

牛乳營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十五條 第二條、第四條乃至第六條、第十條、第十二條、第十五條乃至第二十一條及此等ノ罰則並ニ前條ノ規定ハ直接販賣ノ用ニ供スル牛乳ニ非ズト雖モ之ヲ搾取シタル者ニ於テ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ製造原料ニ充ツル場合ニ之ヲ準用ス

內務省令に依り許可を要する飲食物營業者

附 則

第二十六條 本令ハ昭和九年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年内務省令第四十六號ハ之ヲ廢止ス

第二十七條 従前ノ規定ニ依リ牛乳ノ搾取又ハ乳製品ノ製造ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケ本令施行ノ際現ニ牛乳ノ搾取、處理又ハ乳製品ノ製造ノ營業ヲ爲ス者ハ本令ニ依リ牛乳ノ搾取營業ノ届出ヲ爲シ又ハ牛乳ノ處理若ハ乳製品ノ製造ノ營業ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

本令施行前廳府縣令ニ依リ認可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シ本令施行ノ際現ニ牛乳ノ處理ノ營業ヲ爲ス者ハ本令ニ依リ牛乳ノ處理ノ營業ノ許可ヲ受ケタルモノト見做ス

第二十八條 前條ノ牛乳營業者ニ於テ本令施行ノ際現ニ營業ノ用ニ供スル牛乳處理場ニ付テハ本令施行後三年ヲ限リ第十八條ノ規定ニ基キ地方長官ノ定ムル牛乳處理場ノ構造設備ニ據ラザルコトヲ得

第二十九條 本令施行前ノ製造ニ係ル乳製品ニ付テハ第八條第五號又ハ第十四條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(C) 牛乳營業取締規則ニ定ムル牛乳及乳製品ノ規格ニ關スル試驗方法(昭和八年十一月)

牛乳營業取締規則に定むる牛乳及乳製品ノ規格に關する試驗方法

牛乳營業取締規則第六條及第七條ノ牛乳ノ比重、脂肪量、細菌數及乾燥物質量並ニ第八條ノ乳製品ノ脂肪量及糖量ノ檢定ハ左ノ試驗方法ニ依ルベシ

一 牛乳ノ比重

攝氏一五度ニ於テ「クウエンス・ミユルレル氏乳稠計」ヲ用ヒテ測定ス若シ他ノ溫度ニ於テ測定シタル場合ハ別記矯正表ニ依リ攝氏一五度ニ於ケル比重ニ換算スベシ

一 牛乳ノ脂肪量

硫酸(攝氏一五度ニ於テ比重一・八二〇乃至一・八二五ニシテ九〇乃至九一%ノモノ)一〇ccヲ「ピベット」ヲ用ヒテ「ゲルベル氏乳

脂計」ニ注入シ次ニ牛乳一ccヲ「ピベット」ヲ用ヒテ徐々ニ硫酸上ニ層積シ更ニ純アミルアルコール(攝氏一五度ニ於テ比重約〇・八一五ニシテ沸騰點攝氏一二八乃至一三〇度ノモノ)一ccヲ層積シ(檢体及前兩試薬ハ測定前ニ攝氏一五度ト爲スベシ)次ニ「ゴム栓」ヲ以テ栓塞シ指ヲ以テ栓ヲ壓シツツ急ニ振盪シ牛乳ノ溶解シタル後攝氏約六五度ノ溫湯中ニ一五分鐘浸漬シ次ニ二乃至五分鐘遠心器(一分間ノ廻轉數七〇〇回以上ノモノ)ニ掛ケ更ニ攝氏約六五度ノ溫湯中ニ數分間浸漬シ析出セル脂肪層ノ度數ヲ檢スベシ之ニ十分ノ一ヲ乘ズルトキハ牛乳百分中ノ脂肪量ヲ得ベシ

一 牛乳ノ細菌數

牛乳ヲ其ノ容器ト共ニ二〇回以上能ク振盪シ牛乳細菌用「ピベット」(牛乳〇・〇一ccヲ測リ排出シ得ルモノ)ニテ牛乳ヲ適當ニ吸取シ清潔ナル白布ヲ以テ「ピベット」ノ外壁ニ附着セル牛乳ヲ拭拭シ次ニ「ピベット」内ノ牛乳ヲ其ノ尖端ヨリ白布ヲ用ヒテ吸引シ牛乳量ヲ正確ニ〇・〇一ccト爲シ其ノ全部ヲ載物硝子上ニ放出シ塗抹針ヲ用ヒテ一平方cmノ面積ニ一様ニ塗抹シ約五分鐘微ニ加温乾燥シタル後別記溶液ニ瞬間浸漬染色シ直ニ餘液ヲ振り落シテ乾燥スルヲ待チ水洗シテ更ニ乾燥セシメ標本ヲ作製ス油浸「レンズ」ヲ裝備セル顯微鏡ヲ用ヒ對物測微計ヲ以テ視野ノ直徑ヲ〇・二〇五mmニ調節シ上記ノ標本ヲ鏡檢シ三〇以上ノ代表的視野ノ各細菌數ヲ測定シ一視野ニ對スル平均數ヲ求ムベシ之ニ三〇〇〇ヲ乘ズルトキハ牛乳〇・〇一cc中ノ細菌數ヲ得ベシ

別記溶液ノ調製法

コルベン中ニ「テトラクロロエタン」四〇cc及純アルコール五四ccヲ入レ攝氏七〇度迄加温シ之ニ「メチレン青」一・〇〇乃至一・一二gヲ混ジ強ク振盪シテ色素ヲ完全ニ溶解セシメ其ノ冷却スルヲ待チテ氷醋酸六ccヲ徐々ニ加ヘ濾過シタル後密栓シテ貯フベシ

一 脫脂乳ノ乾燥物質量

海砂若ハ浮石末約一五gヲ小皿ニ取り小硝子棒ヲ挿入シ乾燥セシメ秤量シタル後之ニ牛乳約一〇gヲ取り秤量シ時々攪拌シツツ重湯煎上ニ於テ蒸發セシメ乾燥スルニ至リ更ニ之ヲ乾燥箱内ニ移シ攝氏一〇三度ノ溫ニテ恒量ヲ得ルニ至ル迄乾燥セシメ乾燥物質量ヲ算定スベシ

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

一 煉乳又ハ粉乳ノ脂肪量

煉乳約二五gヲ小ベツヘル中ニ秤取シ之ヲ水ヲ以テ内容一〇〇ccノ「メスコルペン」中ニ洗入シ全容量ヲ一〇〇ccト爲シ其ノ一〇ccヲ「リョーリッヒ」管ニ入レ（粉乳ニ在リテハ其ノ約一gヲ水一〇ccト共ニ「リョーリッヒ」管ニ入ルベシ）一〇%ノ「アンモニ」ア水一・二五cc（檢体酸性強キトキハ二cc）、純アルコール一〇ccヲ順次ニ加ヘ各試薬ヲ加フル毎ニ能ク混和セシメ次ニ「エーテル」二五ccヲ加ヘ三〇秒間強ク振盪シ更ニ石油エーテル（沸騰點攝氏六〇度以下ノモノ）二五ccヲ加ヘ再ビ三〇秒間強ク振盪シタル後靜置シ上層透明トナルニ及ビ管側ノ排液用活栓ヲ開キテ「エーテル」性液分ノ可及的多量ヲ流出セシメ小乾燥濾紙ヲ用ヒテ豫メ秤量セル秤量壺中ニ濾入シ次ニ「エーテル」及石油エーテル各一五ccヲ順次ニ前記リョーリッヒ管中ニ注加シ各試薬ヲ加フル毎ニ三〇秒間強ク振盪シタル後靜置シ分離セル透明ノ「エーテル」性液ヲ前記濾紙ヲ用ヒテ前記秤量壺中ニ濾入シ「エーテル」及石油エーテル同容量混和液ノ少量ヲ以テ排出嘴端、濾紙及漏斗ニ附着セル脂肪分ヲ前記秤量壺中ニ洗入シ「エーテル」分ヲ蒸散セシメ水蒸氣乾燥箱内ニテ一時間乾燥シ秤量シ脂肪量ヲ算定スベシ

一 煉乳、脫脂煉乳、粉乳又ハ脫脂粉乳ノ糖量

檢体約五gヲ「ベツヘル」ニ秤取シ水四〇〇ccニ溶解シ硫酸銅液（一I中結晶硫酸銅六九・三一五gヲ含ムモノ）一〇ccヲ混ジ次ニ極微ノ酸性若ハ中性ヲ呈スルニ至ル迄加里滴液（一I中苛性加里一四・二gヲ含ムモノ）ヲ和シ更ニ水ヲ加ヘテ全量ヲ五〇〇ccト爲シ之ヲ濾過シテ得タル濾液ヲ以テ可檢液トス

(イ) 乳糖ノ定量 可檢液一〇〇ccヲ煮沸セル「フエーリング」溶液五〇cc中ニ注ギ六分間煮沸シ玆ニ析出スル亞酸化銅ヲ熱ニ乗ジテ重量既知ノ石棉濾過管ヲ以テ濾過シ逐次熱湯、「アルコール」及「エーテル」ヲ用ヒテ洗滌シ乾燥シ空氣ヲ通ジツツ弱ク熾灼シテ亞酸化銅ヲ酸化銅ニ變化セシメタル後濾過管ヲ水素發生器ニ連接シ乾燥セル水素瓦斯ヲ通ジツツ其ノ酸化銅ヲ再ビ弱ク熾灼シテ全ク之ヲ純銅ニ還元シ水素瓦斯ヲ通ジツツ冷却シタル後秤量シ其ノ銅量ヲ別記乳糖定量表ニ照シテ乳糖ノ量ヲ算定スベシ

(ロ) 蔗糖ノ定量 可檢液五〇ccヲ硝子壺ニ取り定規塩酸一ccヲ加ヘ長サ約一mノ小硝子管ヲ壺口ニ附シ沸騰重湯内ニ於テ三〇

(D) 牛乳營業取締規則施行細則（昭和九年五月）
（警視廳令第七號）

第一章 通 則

第一條 本令ニ基キ警視總監ニ提出スル願届書ハ作業場所在地所轄警察署長（以下單ニ警察署長ト稱ス）ヲ經由スベシ

第二條 願書ニ記載スベキ事項ニシテ他ノ法令ニ依リ警視總監又ハ警察署長ノ許可又ハ認可ヲ要スル場合ハ其ノ必要事項ヲ併セ具シ提出スベシ

第三條 許可ヲ受ケタル工事竣功シタルトキハ警視總監ニ届出デ使用認可ヲ受クルニ非ザレバ使用スルコトヲ得ズ

第四條 許可ヲ受ケタル牛乳營業ヲ繼承セントスルトキハ双方連署（相續ノ場合ハ戶籍謄本添附）ノ上警視總監ニ届出デ許可ヲ受ケベシ但シ連署シ能ハザル事由アルトキハ其ノ旨願書ニ附記スルト共ニ其ノ事由ヲ確認スルニ足ルベキ書類ヲ添附スベシ届出ヲ爲シタル牛乳搾取營業ヲ繼承セントスルトキハ前項ニ準ジ届出ツベシ

第五條 本令ニ依ル願届ハ願届人ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ法定代理人、準禁治産者ナルトキハ保佐人、妻ナルトキ内務省令に依リ許可を要する飲食物營業者

ハ夫ノ連署ヲ要ス

前項ノ法定代理人、保佐人又ハ夫ニ異動アリタルトキハ十日以内ニ警視總監(牛乳販賣營業者ニアリテハ警察署長)ニ届出ヅベシ

第六條 牛乳營業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ十日以内ニ警視總監(牛乳販賣營業者ニアリテハ警察署長)ニ届出ヅベシ

一 營業者ノ本籍、住所、氏名(法人ニアリテハ名稱、事務所所在地、代表者ノ住所、氏名及定款)又ハ商號(處理營業ヲ除ク)ニ變更アリタルトキ

二 休業三十日ニ及ビタルトキ

三 營業ヲ廢止シタルトキ

四 營業者死亡シタルトキ

五 法人解散シタルトキ

前項第四號ノ場合ニアリテハ戶籍法第十七條ニ依ル届出義務者ヨリ第五號ノ場合ニ在リテハ清算人ヨリ届出ヅベシ

第七條 牛乳營業者ハ其ノ家族、同居人、雇人其ノ他ノ者ヲシテ業務ニ從事セシメタルトキハ其ノ住所、氏名及生年月日ヲ五日以内ニ警察署長ニ届出ヅベシ其ノ移動アリタルトキ亦同ジ

第八條 牛乳營業者ハ別記第一號様式乃至第四號様式ニ依リ毎月五日迄ニ前月中ノ搾乳量、處理量、移入量及乳製品ノ製造量ヲ警視總監ニ届出ヅベシ

第九條 牛乳營業者他管下ヨリ牛乳ヲ移入セントスルトキハ豫メ別記第五號様式ニ依リ警視總監ニ届出ヅベシ

前項ノ届出ハ六箇月毎ニ之ヲ更新スベシ

第十條 牛乳營業者組合ヲ組織シタルトキハ規約及代表者ヲ定メ五日以内ニ警視總監ニ届出ヅベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

警視總監必要アリト認メタルトキハ規約又ハ役員ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十一條 本令中構造設備ニ關スル規定ハ營業又ハ土地ノ狀況ニ依リ斟酌スルコトアルベシ特殊構造ニ係ルモノニ付亦同ジ

第十二條 警視總監又ハ警察署長ハ衛生上ノ危害其ノ他公害ヲ生ズルノ虞アリト認メタルトキハ建物ノ移轉、改修其ノ他適當ナル

措置ヲ命ズルコトアルベシ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消シ營業ヲ禁止シ又ハ停止スルコトアルベシ

一 竣功期日ヲ經過シ仍工事竣功セザルトキ

二 使用認可後六十日ヲ經過スルモ營業ヲ開始セザルトキ

三 休業引續キ六十日以上ニ亘リタルトキ

四 營業者ノ所在不明九十日以上ニ亘リタルトキ

五 他人ニ名義ヲ貸スノ事實アリト認メタルトキ

六 衛生上ノ危害其ノ他公害ヲ生ズルノ虞アリト認メタルトキ

七 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

前項ノ規定ニ依リ處分ヲ受ケタル者ト雖改悛ノ情顯著ナルトキハ禁止ヲ解除シ又ハ停止期間ヲ短縮スルコトアルベシ

第十四條 牛乳營業者第四十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル「バター」又ハ「チーズ」ノ製造業者ニ牛乳ヲ販賣スルトキハ昭和八年十月内務省令第三十七號牛乳營業取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第十二條第一項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第二章 牛乳搾取營業

第十五條 牛乳(特別牛乳ヲ除ク)搾取營業ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 營業者ノ本籍、住所、氏名及生年月日(法人ニアリテハ名稱、事務所所在地、代表者ノ住所、氏名及定款ノ寫)

二 牛乳搾取場ノ所在地

三 牛房數

四 牛乳取扱方法

五 糞尿其ノ他汚物ノ處分方法

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

前項第二號乃至第五號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ警視總監ニ届出ヅベシ

第十六條 特別牛乳ノ搾取營業ノ願書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 前條第一項ノ事項
- 二 附近一〇〇米以内ノ見取圖
- 三 敷地、運動場及建物ノ面積
- 四 建物及設備ノ配置圖(敷地内排水路及其ノ隣接關係ヲモ明記スルコト)平面圖、斷面圖及仕様書
- 五 機械ノ調書及圖面
- 六 使用水ノ供給方法
- 七 工事竣功期日

前項ノ事項ヲ變更セントスルトキハ警視總監ノ許可ヲ受クベシ但シ前條第一項第一號ノ事項ニ付テハ此ノ限ニアラズ

第十七條 牛乳搾取場ハ左ノ地域内ニ設置スルコトヲ得ズ但シ警視總監ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラズ

- 一 市街地建築物法施行地域
- 二 離宮、御用邸又ハ御陵墓ヲ距ル三五〇米以内ノ地域

前項但書ニ依リ地域ノ許可ヲ受ケントスル者ハ搾取場所在地、附近一〇〇米以内ノ見取圖及敷地面積ヲ具シ願出ヅベシ

第十八條 特別牛乳ノ搾取場ニハ左ノ各號ノ設備ヲ爲スベシ但シ特別牛乳ノ處理場ト同一構内ニ設置スルトキハ第三號乃至第五號ノ設備ヲ省略スルコトヲ得

- 一 牛 舍
- 二 搾乳室
- 三 牛乳取扱室

四 器具取扱室

- 五 給水装置
 - 六 飼料置場及飼料取扱室
 - 七 運動場
 - 八 糞溜、尿溜、汚物溜及汚水溜
 - 九 隔離場
 - 十 塙
- 特別牛乳ノ搾取場ノ敷地内ニハ前項各號ノ外他ノ建物ヲ設クルコトヲ得ズ但シ警視總監支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニアラズ

第十九條 特別牛乳ノ搾取場ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フベシ

- 一 牛 舍
 - イ 地盤ハ周圍ノ地面ヨリ〇・一米以上高クシ其ノ表面ハ耐水材料ヲ以テ敷設シ一米ニ付〇・〇一五米ノ勾配ヲ附スルコト牛房ノ地盤面ニハ取リ外シ得ベキ厚板張ヲ爲スコトヲ得
 - ロ 天井張ト爲シ天井高ハ二・八米以上ト爲スコト
 - ハ 内壁ハ白色ノタイルヲ以テ地盤ヨリ高一米以上ノ腰張ヲ爲スコト
 - ニ 適當ナル採光換氣ノ装置ヲ爲スコト
 - ホ 耐水材料ヲ以テ尿溜及汚水溜ニ通ズル溝ヲ設クルコト
- ヘ 牛房ハ堅形保定装置ト爲シ間口ハ一・一米以上奥行ハ一・六米乃至一・七五米ト爲シ其ノ後方ニハ深〇・一五米以上幅〇・三米以上ノ排水溝ヲ設クルコト

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

- ト 牛房ノ前方ニハ一・四米以上後方ニハ一米以上ノ餘地ヲ存スルコト
- チ 牛房ヲ二列ト爲ストキハ瓦合ト爲シ列間ニハ一・八米以上ノ餘地ヲ存スルコト
- リ 牛房列ノ兩端及十房毎ニ幅員一米以上ノ通路ヲ設クルコト

二 搾乳室

- イ 構造ハ第一號ニ依ルコト
- ロ 他ノ建物(牛乳取扱室ヲ除ク)ト別棟ト爲スコト
- ハ 牛乳取扱室ト同棟ナルトキハ隔壁ヲ設ケ兩室ノ出入口ヲ各別ニ設クルコト
- ニ 窓ニハ〇・〇〇二米目以下ノ金網ヲ張り内部ニ硝子戸ヲ設クルコト
- ホ 出入口ニハ適當ナル防蠅設備ヲ爲スコト
- ヘ 更衣室及手洗場ヲ附設スルコト

三 牛乳取扱室

- イ 廣ハ一〇平方米以上ト爲シ構造ハ第一號イ乃至ニ及第二號ニ、ホニ依ルコト
- ロ 他ノ建物(搾乳室ヲ除ク)ト別棟ト爲スコト
- ハ 冷却設備(冷凍機)ヲ爲スコト

四 器具取扱室

- イ 構造ハ第一號イ乃至ニ及第二號ニ、ホニ依ルコト
- ロ 洗滌滅菌ニ必要ナル設備ヲ爲スコト

五 給水装置

上水道ヲ使用セザル場合ハ閉鎖式井戸及用水槽ヲ設クルコト

六 飼料置場及飼料取扱室

- イ 構造ハ第一號イ、ハ、ニ準ズルコト
- ロ 飼料置場ト飼料取扱室ト接続スルトキハ適當ナル隔壁ヲ設クルコト

七 運動場

- イ 適當ナル斜面ト爲シ排水設備ヲ爲スコト
- ロ 周圍ニハ堅固ナル柵ヲ設クルコト

八 糞溜、尿溜、汚物溜及汚水溜

- イ 牛舎、飼料置場及飼料取扱室ヨリ二米以上搾乳室、牛乳取扱室及器具取扱室ヨリ一〇米以上ノ距離ヲ存スルコト
- ロ 臭氣ノ發散ヲ防止スルニ足ルベキ蓋ヲ設クルコト
- ハ 尿溜及汚水溜ノ周縁ハ周圍ノ地面ヨリ〇・二米以上高クスルコト

九 隔離場

- イ 牛舎、糞溜、尿溜、汚物溜及汚水溜ヲ設ケ其ノ構造ハ第一號イ、ハ、ニ、ホ及第八號ニ準ズルコト
- ロ 他ノ建物ト別棟ト爲スコト

第二十條 牛乳搾取營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ但シ特別牛乳以外ノ牛乳搾取營業者ニアリテハ第二號、第三號、第九號、第十

二號及第十八號ニ依ラザルコトヲ得

- 一 糞、尿、溜物及汚水ハ時々排出シ停滯流溢セシメザルコト
- 二 場内ニハ乳牛(種牛、犢ヲ含ム)以下之ニ做フ)及警察署長ノ許可ヲ受ケタル家畜ノ外飼養セザルコト
- 三 場内所定ノ各場室ニハ其ノ標示ヲ爲シ他ノ用途ニ使用セザルコト
- 四 牛房ニハ番號、牛名號ヲ記シタル木札ヲ掲ゲ乳牛ハ二頭以上ヲ收容セザルコト

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

- 五 乳牛ニハ新鮮ナル飼料及飲料ヲ與ヘ牛體ハ常ニ清潔ニ梳拭シ且適當ナル運動ヲ爲サシムルコト
- 六 病牛、産牛ハ隔離スルコト
- 七 搾乳セントスルトキハ牛體ヲ洗拭スルコト
- 八 搾乳ノ際ハ牛尾ヲ保定シ一頭毎ニ新ナル微温湯ニテ乳房ヲ洗滌シ且滅菌シタル布片ヲ以テ淨拭スルコト
- 九 搾乳スルトキハ搾乳室ニ於テ口徑小ナル容器ニ搾乳スルコト
- 十 搾乳ノ都度搾リ初メノ牛乳ハ除去シ搾取シタル牛乳ハ直ニ濾過冷却シ容器ニハ適當ナル覆蓋ヲ爲スコト
- 十一 牛乳ノ濾過用具ハ滅菌シタルモノヲ用ヒ時々取替ヲ爲スコト
- 十二 牛乳ノ取扱ハ牛乳取扱室以外ノ場所ニ於テ爲サザルコト
- 十三 隔離シタル乳牛ノ牛房ニハ病名ヲ標記シ其ノ牛ニ使用スル容器、器具ハ專用ト爲シ使用ノ都度滅菌スルコト
- 十四 牛乳ノ搾取又ハ取扱ニ従事スル者ハ就業前石鹼ヲ以テ手指ヲ洗滌スルコト
- 十五 牛乳ノ搾取又ハ取扱中ハ清潔ナル衣、帽及「マスク」ヲ着用スルコト
- 十六 牛乳ノ容器、量器其ノ他牛乳ヲ取扱フ器具ハ使用ノ都度苛性曹達水ヲ以テ洗滌シ淨水ニテ洗淨シタル後攝氏九十五度以上ノ熱湯又ハ蒸氣ヲ以テ五分間以上若ハ噴出蒸氣ヲ以テ一分間以上滅菌スルコト
- 十七 牛乳ノ取扱、貯藏又ハ運搬ノ用ニ供スル器具ハ他ノ用途ニ使用セザルコト
- 十八 特別牛乳用ノ容器ニハ「特別牛乳用」ト明記スルコト
- 十九 乳製品其ノ他飲食物ノ製造原料ニ供スル牛乳ノ容器ニハ「原料牛乳」ト明記スルコト
- 二十 其ノ他警察署長ノ命ジタル事項
- 第二十一條 牛乳搾取營業者左ノ各號ノ一ニ該當スル乳牛アリタルトキハ直ニ警視總監ニ届出ヅベシ
 - 一 規則第四條第一號ノ疾病、同條同號以外ノ結核又ハ傳染性流産ノ診斷ヲ受ケタルトキ

二 獸醫師ヨリ規則第五條第二項ノ規定ニ依ル告知ヲ受ケタルトキ

第二十二條 牛乳搾取營業者ハ搾取場ニ別記第六號様式ノ牛籍簿ヲ備ヘ所定ノ事項ヲ記入シ異動ノ都度整理スベシ

前項ノ帳簿ハ使用前警察署長ノ檢印ヲ受ケ使用終了後一箇年間之ヲ保存スベシ

第二十三條 特別牛乳ノ搾取營業者乳牛ノ牽入、出産其ノ他異動アリタルトキハ第六號様式ニ準ジ五日以内ニ警察署長ニ届出ヅベシ

前項ノ乳牛ハ警視廳ノ檢査ヲ受クルニ非ザレバ搾乳用ニ供スルコトヲ得ズ

第二十四條 牛乳搾取營業者規則第四條第一號以外ノ結核又ハ傳染性流産ニ罹レル乳牛ヨリ搾取シタル牛乳ノ殺菌前ニ於テハ其ノ容器ニ「要殺菌」ト朱書スベシ

第二十五條 牛乳搾取營業者ハ毎月一回以上場内ノ大掃除ヲ行フベシ

前項ノ大掃除ハ特別牛乳ノ搾取場ニアリテハ期日ヲ定メ施行三日前ニ警察署長ニ届出デ施行後檢査ヲ受クベシ

第二十六條 當該官吏又ハ吏員ニ於テ乳牛ニ特徴ヲ附スル爲其ノ角又ハ蹄ニ烙印セントスルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
前項ノ烙印ハ警視總監ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ消除スルコトヲ得ズ

第三章 牛乳處理營業

第二十七條 牛乳處理營業ノ願書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ特別牛乳ノ處理ヲ爲ス者ニアリテハ第十六條第一項ノ事項ヲ併記スベシ

一 營業者ノ本籍、住所、氏名及生年月日(法人ニアリテハ名稱、事務所所在地、代表者ノ住所、氏名及定款ノ寫)

二 商號

三 牛乳處理場ノ所在地

四 附近一〇〇米以内ノ見取圖

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

飲食物關係法令

- 五 牛乳處理豫定量
- 六 牛乳處理方法
- 七 建物及設備ノ配置圖、平面圖、斷面圖及仕様書
- 八 機械ノ調書及圖面
- 九 使用水ノ供給方法
- 十 工事竣功期日

前項ノ事項(第一號ヲ除ク)ヲ變更セントスルトキハ警視總監ノ許可ヲ受クベシ

第二十八條 牛乳處理場ニハ左ノ各號ノ設備ヲ爲スベシ

- 一 牛乳取扱室
- 二 器具取扱室
- 三 牛乳貯藏設備
- 四 牛乳検査設備
- 五 受乳室及配乳室
- 六 給水装置

第二十九條 牛乳處理場ノ構造設備ハ第十九條第一號イ乃至ニ依ルノ外左ノ制限ニ從フベシ

- 一 牛乳取扱室
- イ 廣ハ二〇平方米以上ト爲スコト
- ロ 濾過、殺菌(生乳ヲ除ク)、冷却及燻詰ニ必要ナル設備ヲ爲スコト
- ハ 低溫殺菌器ニハ自記溫度計ヲ附設スルコト

ニ 露面冷却器ヲ使用スルトキハ防塵装置ヲ爲スコト

ホ 第十九條第二號ニ乃至ニ依ルコト

二 器具取扱室

イ 廣ハ第一號イニ依ルコト

ロ 第十九條第四號ロニ依ルコト

三 牛乳貯藏設備

冷却装置(冷凍機)及溫度計ヲ附設スルコト

四 牛乳検査設備

牛乳ノ検査ニ必要ナル装置ヲ爲スコト

五 受乳室及配乳室

受乳室及配乳室ハ各別ニ設クルコト

六 給水装置

第十九條第五號ニ依ルコト

第三十條 特別牛乳ノ處理場ハ他ノ用途ニ供スル建物ト區別スベシ但シ警視總監支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニアラズ

第三十一條 牛乳ヲ殺菌セントスルトキハ低溫殺菌方法ニ依ルベシ

第三十二條 牛乳處理營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 受乳シタルトキハ直ニ比重、脂肪及酸度(特別牛乳ニアリテハ細菌數)ヲ検査シ其ノ成績ヲ別記第七號様式ニ依リ記載シ置クコト
- 二 記録シタル自記溫度計ノ用紙ハ六箇月間保存スルコト

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

- 三 牛乳ヲ配布スル容器ニハ規則第十三條第二項第一號ノ事項ヲ、同條同項第二號乃至第四號ノ事項ヲ記載スルコト
- 四 牛乳ヲ配布スル容器ノ密閉栓ニハ滅菌シタル王冠栓又ハ紙製密閉栓ヲ使用スルコト
- 五 紙製密閉栓ヲ使用スルトキハ包裝紙ヲ以テ被覆スルコト
- 六 牛乳罐ハ洗滌、滅菌シタル後ニ非ザレバ搬出セザルコト
- 七 第二十條第三號、第十一號、第十二號、第十四號乃至第二十號及第二十四條ノ事項

第四章 牛乳販賣營業

第三十三條 牛乳販賣營業者中牛乳ノ配布ヲ爲サントスル者ハ本籍、住所、氏名及生年月日（法人ニアリテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ住所、氏名及定款ノ寫）、商號及店舗所在地ヲ具シ店舗所在地警察署長ニ届出ツベシ他管下ノ牛乳營業者ニシテ管内ニ牛乳ヲ配布セントスルトキ亦同ジ

第三十四條 牛乳販賣營業者（前條ニ該當セザルモノヲモ含ム以下之ニ做フ）ノ店舗ニハ牛乳ノ冷却保持ニ必要ナル設備（特別牛乳ノ移入販賣ヲ爲ス者ハ冷凍機）ヲ爲スベシ

第三十五條 牛乳販賣營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 飲用ニ供スル牛乳ハ牛乳處理場ニ於テ壞詰シタルモノニ非ザレバ販賣ヲ爲サザルコト
- 二 高温殺菌ノ牛乳ハ東京市内及八王子市内ニ於テ販賣ヲ爲サザルコト
- 三 牛乳ノ詰替又ハ密閉栓ノ取換ヲ爲サザルコト
- 四 第二十條第十七號及第二十號ノ事項

第五章 乳製品製造營業

第三十六條 乳製品製造營業ノ願書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 營業者ノ本籍、住所、氏名及生年月日（法人ニアリテハ名稱、事務所所在地、代表者ノ住所、氏名及定款ノ寫）
- 二 商號
- 三 製造場ノ所在地
- 四 附近一〇〇米以内ノ見取圖
- 五 乳製品ノ種類及製造量
- 六 製造方法
- 七 建物及設備ノ平面圖及仕様書
- 八 機械ノ調書及圖面
- 九 使用水ノ供給方法
- 十 工事竣功期日

前項ノ事項（第一號ヲ除ク）ヲ變更セントスルトキハ警視總監ノ許可ヲ受クベシ

第三十七條 乳製品製造場ニハ製造室、牛乳貯藏場、包装室及製品置場ヲ設ケ構造ハ第十九條第一號イ乃至ニ、第二號ニ、ホニ準ズベシ

第三十八條 乳製品製造營業者ハ第二十條第三號、第十一號、第十四號乃至第十七號、第十九號及第二十號ヲ遵守スベシ

第六章 罰則

第三十九條 第三條、第四條、第六條乃至第九條、第十五條第二項、第十六條第二項、第十七條第一項、第十八條第二項、第二十条乃至第二十六條、第二十七條第二項、第三十條乃至第三十五條、第三十六條第二項及第三十八條ノ規定ニ違反シ又ハ第十二條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第四十條 牛乳營業者未成年者、禁治産者又ハ法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法定代理人又ハ代表者ニ適用ス但シ營業ニ關シ成内務省令に依リ許可を要する飲食物營業者

年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニアラズ

第四十一條 牛乳營業者ハ其ノ家族、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第四十二條 第一條、第五條、第六條、第八條、第十二條、第十三條、第十五條、第十七條、第二十條乃至第二十二條、第二十四條乃至第二十六條、第三十六條、第三十七條、第四十條及之等ノ罰則並前條ノ規定ハ規則第二十五條ノ準用ヲ受クル者ニ之ヲ準用ス

附 則

第四十三條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十四條 昭和二年九月警視廳令第四十四號牛乳營業取締規則施行細則ハ之ヲ廢止ス

第四十五條 第三十一條ノ規定ハ當分ノ内三多摩郡及島嶼ノ處理營業者ニ限り之ヲ適用セズ

第四十六條 従前ノ規定ニ依リ現ニ牛乳ノ請賣ヲ爲ス者ハ本令ニ依リ牛乳販賣營業ノ届出ヲ爲シタル者ト看做ス

第四十七條 警視總監必要アリト認ムルトキハ處理セザル牛乳原料トシ「バター」又ハ「チーズ」ノ製造ヲ業ト爲サントスル者ニ對シ

第二十九條ノ構造設備ニ付許可ヲ受ケシムルコトアルベシ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ警視總監ニ願出ツベシ

- 一 本籍、住所、氏名及生年月日(法人ニアリテハ名稱、事務所所在地、代表者ノ住所、氏名及定款ノ寫)
- 二 製造場所在地
- 三 建物及設備ノ平面圖並仕様書
- 四 脱脂乳ノ處分方法
- 五 工事竣功期日

通牒 牛乳營業取締規則並に牛乳製及に乳製品ノ規格ニ關シテ試驗方法施行の試

(別表様式ハ略ス)

(二) 通 牒

牛乳營業取締規則並ニ牛乳營業取締規則ニ定ムル牛乳及乳製品ノ規格ニ關スル試驗方法施行ノ件

衛生局長通牒 (昭和八年十一月二十一日) 各地方長官宛

今般省令第三十七號ヲ以テ牛乳營業取締規則改正相成候處其ノ改正ノ要旨ハ牛乳ヲ特別牛乳及其ノ他ノ牛乳ノ二種ニ區分シ特別牛乳ニ關シテハ特ニ嚴格ナル取締ヲ加ヘ以テ育兒上其ノ他消費者ノ利便ニ資シタルコト特別牛乳以外ノ牛乳ノ搾取營業ニ關スル物の設備ノ制限ヲ撤廢スルト共ニ法規上ノ手續ヲ簡易ナラシメ以テ牛乳ノ生産費ノ低減ヲ期シタルコト牛乳營業ノ物的設備ニ對スル取締上ノ主眼ヲ處理營業ニ移シ以テ牛乳ノ衛生上ノ取締ノ徹底ヲ期シタルコト及牛乳營業者ノ取扱上ノ注意ヲ周到ナラシメテ牛乳ノ品質ノ改善ヲ圖リタルコト等ニ有之尙右改正ニ伴ヒ省令第四十四號ヲ以テ牛乳營業取締規則ニ定ムル牛乳及乳製品ノ規格ニ關スル試驗方法ヲ制定シ牛乳及乳製品ノ規格ニ關スル試驗方法ノ統一ヲ期シタル次第ニ有之候條左記事項御留意ノ上本令ノ實施ニ遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

記

第一 第四條第三號中「反應」トハ牛乳衛生上障害ヲ生ズル處アリト認メラルル反應ノ謂ニシテ之ヲ例ヘバ左ノ如シ

(イ) ツベルクリンノ注射ニ因リ体温一度以上ノ上昇ヲ來ス場合

(ロ) 炭疽豫防疫ノ注射ニ因リ其ノ注射部位ニ小兒掌大以上ノ腫張ヲ呈シ又ハ体温一度以上ノ上昇其ノ他全身症狀ヲ呈スル場合

(ハ) 狂犬病豫防疫氣腫疽豫防疫其ノ他ノ細菌學的製劑ノ注射ニ因リ体温一度以上ノ上昇其ノ他全身症狀ヲ呈スル場合

第二 第九條第三項ノ規定ニ依リ殺菌方法ヲ一ニ制限セントスルトキハ理由ヲ具シ豫メ本省ニ稟伺スルコト

第三 第十二條第二項ヲ適用スル場合ハ當分ノ内バター、チーズノ製造工場ニシテ地方長官ノ定ムル牛乳處理場ト同程度ノ構造設備ヲ有スルモノニ對シテノミ同條第一項ノ緩和規定ヲ設クルコト

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

第四 本令第十八條ノ規定ニ基キ定ムベキ牛乳處理場及特別牛乳用牛舎ノ構造設備及管理方法ハ左ノ標準ニ據ルコト

甲 牛乳處理場

- 一 牛乳處理場ハ少クトモ牛乳取扱室及器具取扱室ニ區劃スルコト
 - 二 床ハコンクリート其ノ他不滲透質ノ材料ヲ以テ築造シ之ニ適當ナル勾配ヲ附シ且排水溝ヲ設クルコト
 - 三 牛舎、住宅又ハ物置等ト同棟ナルトキハ間壁ヲ設クルコト
 - 四 適當ナル採光、換氣及防蠅ノ設備ヲ爲スコト
 - 五 牛乳取扱室ハ天井張ト爲スコト
 - 六 良水ノ充分ナル供給設備ヲ爲スコト
 - 七 熱湯又ハ蒸氣ノ適當ナル供給設備ヲ爲スコト
 - 八 牛乳ノ加熱殺菌器ニハ適當ナル溫度計ヲ附シ低溫殺菌器ニハ更ニ成ル可ク自記溫度計ヲ附スルコト
 - 九 特別牛乳ノ處理ト其ノ他ノ牛乳ノ處理トヲ併セ行フ牛乳處理場ニ在リテハ前各號ニ依リ別ニ特別牛乳専用ノ牛乳取扱室ヲ設クルコト
 - 一〇 牛乳取扱室ハ牛乳ノ瀾過、小分、殺菌、冷却其ノ他ノ操作ニ充テ器具取扱室ハ牛乳ノ容器、量器其ノ他牛乳ヲ取扱フ器具ノ洗滌、滅菌ノ操作ニ充ツルコト
 - 一一 牛乳取扱室及器具取扱室ハ其ノ目的以外ノ爲ニ之ヲ使用セザルコト
- 乙 特別牛乳用牛舎
- 一 特別牛乳用牛舎ハ之ヲ専用ト爲シ其ノ他ノ牛舎ト同棟ナルトキハ間壁ヲ設クルコト
 - 二 床ハ周圍ノ地面ヨリ高クシ不滲透質ノ材料ヲ以テ築造シ且之ニ適當ナル勾配ヲ附スルコト

- 三 牛房ハ成ル可ク幅一・一〇m以上長一・六〇乃至一・七五mト爲シ其ノ前方ニハ整形保定裝置ヲ設ケ其ノ後方ニハ深〇・一五m以上幅〇・三〇m以上ノ排水溝ヲ設クルコト
- 四 適當ナル採光、換氣及手洗ノ設備ヲ爲スコト
- 五 屋根裏ヲ利用スル場合ハ天井ヲ堅固緊密ニ爲スコト
- 六 不滲透質ノ材料ヲ以テ築造シ且適當ナル覆蓋ヲ有スル汚物溜及汚水溜ヲ附設スルコト
- 七 排水良好ナル運動場ヲ附設スルコト
- 八 別ニ搾乳専用室ヲ設クル場合ハ第一號乃至第六號ヲ準用スルコト
- 九 汚物ハ每搾乳前ニ牛舎外所定ノ場所ニ搬出シ且床面ヲ洗滌スルコト
- 第五 第十九條ノ規定ニ依ル牛ノ檢診又ハ牛乳若ハ乳製品ヲ取扱フ場所ノ構造設備及管理方法ノ検査ハ成ル可ク實施回数ヲ多カラシムルコト尙低溫殺菌ヲ爲スモノニ付テハ特ニ取締ノ徹底ヲ期スルコト

二 清涼飲料水營業

略稱 〔法第十五號↓飲食物其ノ他の物品取締に關する件(法律) 規則↓清涼飲料水營業取締規則(内務省令)〕

(一) 解説

清涼飲料水とは元來獨逸語の Erfrischungsgetränke なる語の邦譯と見るべきであつて従つて清涼飲料水は衛生上重要なる意義を有する物なることは今更申すまでもない。我が國に於ては明治三十三年二月に法律第十五號を以つて飲食物其ノ他の物品取締に關する件が制定せられると直ちに清涼飲料水營業取締規則(明治三十三年六月内務省令第三

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

十號)が公布せられた。當時は其の取締の目的は果實水のやうなりモナーデ類とラムネのやうな炭酸瓦斯含有の飲料水とが主なる物であつたので、根本として完全に透明であることを命じ且つテール色素の使用を禁止したのであつたが、其の後明治三十九年には罰則適用に關する一部改正(内務省令第九號)があり、更に明治四十三年七月には相當廣範圍に涉る改正(内務省令第二十六號)があつた。即ち其の主なる點はテール色素は地方長官(東京府にては警視總監、以下之に倣ふ)の許可を得たるものは使用し得ること、但しこの際には「人工著色」の文字を明記すること、又王冠栓等を施したる物にて製造地方長官の許可を受けたるものは製造年月日の記載を省略し得ること等の點であつた。更に大正十二年四月にはスカッシュ類の出現に依り之を規則中に包含するため原料に使用する果實の類に原因する沈澱、濁濁は當然之を許容するの建前を以つての改正(内務省令第七號)があり、又更に昭和七年七月には牛乳や乳製品を原料とする酸性飲料を清涼飲料水中に包含する目的に依るの改正(内務省令第二十九號)があつて従つて牛乳及乳製品を原料とするものには之等に原因する濁濁は止むを得ないものとして許可する方針となつて今日に至つてゐるのである。

以下規則について少しく申述べることにする。

(一) 清涼飲料水と清涼飲料水營業者

(A) 清涼飲料水と稱するもの

清涼飲料水と
清涼飲料水營
業者
清涼飲料水の
定義

規則に依り清涼飲料水と稱されるものは左の如きものを云ふのである。(規則第一條)

- 1 炭酸含有の飲料水
- 2 リモナーデ(果實水、薄荷水、桂皮水の類を含む)
- 3 果實汁、果實蜜及之に類似する製品にして稀釋して飲用に供するもの

4 牛乳又は乳製品を原料とする酸性飲料

5 内務大臣の指定する飲料

以上の通りであるが、尤も大正十五年四月より清涼飲料水税法に依り大藏省で清涼飲料水に課税することになつたが、この税法に依るものは炭酸瓦斯含有のもののみを指して云ふので其のものには課税されない。故に衛生法規によつて清涼飲料水と稱されるものは以上の通りと心得べきである。この内1はラムネ、サイダーを始め單に炭酸瓦斯を水に溶解せるソーダ水と稱されるものも此の内に入るのである。2は元來リモナーデと稱するものは芳香を有する果實汁液に水及砂糖の適量を加へたるものを云ふので従つてリモナーデは水、酸及砂糖の三要素を有し之により飲用すれば清涼の味を有するものを稱するのである。又此の天然品の代りに人工的に有機酸(酒石酸、クエン酸、乳酸等)と砂糖及水を加へ之に人工香料と著色を施して造つたものもあるが之等も皆2の中に包含してゐるのである。3は果汁及之に砂糖蜜を加へたる所謂果實シロップと稱されるもの、及之等果實の代りに使用される2の場合と同様なる人工果實シロップは勿論、天然果實の果肉を細分したるものに砂糖蜜を加へたる所謂スカッシュ或はクラッシュと稱されるものも皆之に入り、即ち何れも飲用の際に稀釋して飲用されるものは之に入る。4は牛乳又は乳製品を原料として之を乳酸醱酵せしめたるもの或は牛乳又は乳製品に乳酸若くはクエン酸等の有機酸を加へて著しく酸性を呈せしめたるものを云ふのである。5は現在之に屬するものは指定されてゐない。

大體以上の通りであるから従つてアイスクリームやリモナーデを凍結して造りたる所謂アイスケーキや固形ラムネ等は清涼飲料水には屬さない。然るに果實蜜の素等と稱する有機酸、色素及香料に水を加へたるものは果實汁、果實蜜に類似する製品として清涼飲料水として扱はれる。又牛乳を含むものでも紅茶牛乳の如きもの、或は牛乳に砂糖、香料を加へ更に著色して例へばレモンクリーム等と稱して賣らるるものも本則に照して規定以外のものと認めらるる

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

のである。尙近時牛乳を原料として之を稀釋したるものに乳酸菌を入れたるものを毎日配達して其の儘飲用に供する如くせられたる飲料あるも之等乳酸菌の生菌を攝取する目的にして直接清涼を目的とせざるものは規則の範圍外である。又牛乳若くは乳製品を含む酸性飲料でも稀釋せずして其の儘飲用に供されるものは原料の性質上變敗し易きため許可せられざる清涼飲料水となつてゐる。

清涼飲料水營業者

(B) 清涼飲料水營業者

清涼飲料水營業者と稱するのは清涼飲料水の製造販賣を營業とする者若くは請賣の營業をなす者を云ふのである。(規則第一條) 而して製造營業を爲さんとするものは地方長官の認可を受けることを要するのである。(規則第二條) 然し製造營業者となるには別段資格等を要しないので誰でも認可を得られる。而して其の請賣營業は全く自由營業である。

尙清涼飲料水營業者に對し地方長官は法第十五號を適用し得ることになつて居り、營業品の無償收去及違反品の廢棄、營業の禁止、停止が出来ることになつてゐる。(規則第九條、第十條)

(三) 清涼飲料水營業者の營業上に関する諸規定

(A) 製造設備に関する規定

清涼飲料水の製造は前述の如く認可を受けて行ふものなるが故に其の製品は純良なるものを必要とするのである。従つて其の製造場及設備に對しては相當嚴重に取締られてゐる。之等に就ての規定は左記の通りである。

- 1 製造場の位置、構造及面積等不適當ならざること
- 2 清涼飲料水に接觸する部分を銅、鉛又は其の合金で造られた調製器、容器又は量器を用ひることが出来ないこと、但し鍍錫等の方法で危險の虞をなくしたるものは差支ない(規則第三條)

清涼飲料水營業上の諸規定に關する諸規定
清涼飲料水製造設備に關する規定

3 原料水は飲用適なるものを使用すること

1に就ては此の製造が認可營業であるので其の製造場があまり不潔の場所に在つたり又其の面積があまり狹隘である場合等には各地方廳で夫々認可せられない。警視廳では製造場は其の地盤を不滲透質の材料又は厚板で張らせることとし尙製造場の面積にしても果實水では製造室四坪、調合室一坪以上、果實蜜類は製造室六坪、調合室一坪以上、炭酸含有飲料水は製造室十坪、調合室一坪以上と定められてゐる。2は敢て説明する迄もない。斯かる金屬製器具を製造上使用するのは炭酸瓦斯含有の飲料水製造の場合が多いので斯かる際には實際に炭酸水を詰めた儘にして實際の時のやうに一定時間放置してからこの液中に鉛や銅の溶解し來るや否やを檢査して危險の有無を調査する場合が多いのである。3に就ては規則に於ては特別の規定がないが清涼飲料水の原料水は殊に重要なものであることは今更申すまでもない。警視廳では豫め原料水を調査し夫れが飲料適の場合であるか又は上水道の供給ある場所以外は製造場の設置を認可しない。この點は他の府縣に於ても皆略々同様である。

(B) 取扱上の規定

清涼飲料水取扱上の規定

- 1 製造器、調製器、量器等の一般器具及製造場、取扱場所等は清潔を保つこと(規則第七條)
 - 2 結核、癩、梅毒及傳染病に罹れる者には製造、小分等を爲さしめないこと、又夫等の場所に立入らしめないこと(規則第八條)
 - 3 製品は氏名、社名、營業所の所在地及製造年月日を記載した票紙で封緘すること、但し地方長官の許可したものは此の限りでない(規則第六條)
 - 4 テール色素を含有するものには製造者又は輸入者は容器に「人工著色」の文字を明記すること(規則第六條)
- 以上の内1及2に就ては別に説明を要しないが3に就ては王冠栓を施したるもの等は概して製造場及設備ともに良

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

好なもの多く従つて長期の保存に耐へ必ずしも製造年月日を記載するの必要なきものあるに依り地方長官に於て製造年月日の記載を省略せしむることを許可出来ることになつてゐる。4はテール色素使用のものは内地製のものに於て輸入品は輸入者に於て必ず「人工著色」なる文字を容器に明記することを要するので輸入品にあつては假令歐文で其の旨が記されてゐても更に前記の文字を明瞭に容器に記載することを要するのである。

(C) 製品内容に関する規定

清涼飲料水内容に関する規定

清涼飲料水に使用するテール色素

- 1 清涼飲料水の製造又は貯藏に有害性テール色素や人工甘味質(サッカリン其他)、有害性の香料又は防腐劑を使用せざること(防腐劑に就ては例外規定あり、第四九〇頁参照)又テール色素は假令無害性のものでも製造地の地方長官の許可なきものは使用し得ざること(規則第四條)
 - 2 次の如き清涼飲料水は之を販賣し又は販賣の目的で陳列し若くは貯藏することが出来ないこと(規則第五條)
 - (イ) 溷濁又は變敗したるもの(例外規定あり、次項参照)
 - (ロ) 沈澱物又は固形の夾雜物あるもの(例外規定あり、次項参照)
 - (ハ) 塩酸、硝酸及硫酸其の他遊離鹽酸を含有するもの
 - (ニ) 砒素、アンチモン、鉛、亞鉛、銅、錫を含有するもの
 - (ホ) 有害性又は無許可テール色素使用のもの
 - (ヘ) 人工甘味質(サッカリン其他)を含有するもの
 - (ト) 有害性香料を含有するもの
 - (チ) 防腐劑を含有するもの(例外規定あり、第四九〇頁参照)
- 大體以上の通りであるがテール色素中現に使用を許可せられ居るものは明治四十三年七月衛第五三六六號衛生局

長通牒(關係法令参照)に示されたるもの及其の後の各地方廳と衛生局との照會回答に依る左記の如きものとの二つである。

ノイコクシン、ボンソーR、クロセインスカレット、マゼンタフクシン、ポルドーB、ファストグリーン、タルトラジン、サンセットイエロー、ブリアントブルー、ボンソーSX
又果實蜜、果實汁及この類似製品で稀釋して飲用に供することになつてゐるものに於ては原料たる果實の類と砂糖と水の他に何物も入つてゐない製品に於ては前記(イ)(ロ)の條項は其の原因が原料の植物の組織及成分に因る場合に限つて適用しない。又牛乳若くは乳製品原料の酸性飲料では其の溷濁が原料たる牛乳若くは乳製品に原因する場合に限つて(イ)の條項は適用しないことになつてゐる。然し何れの場合でも變敗したものは當然販賣してならないことに規定されてゐる。(規則第五條第二項)

罰則

(四) 罰則

清涼飲料水は衛生上重要な意義を有するだけに其の罰則も情狀により體刑の場合と罰金刑の場合とがある。清涼飲料水營業者が規則に於て明示すべき事項に虚偽の記載をなして封緘票紙を施したり若くは封緘せしめたる者、又は封緘票紙に虚偽の改竄をなした者は二十五日以下の重禁錮に規定されてゐる。(規則第十一條)
其の他の違反の場合は二十五圓以下の罰金刑であり、尙東京府では此の外に警視廳令により清涼飲料水營業取締に関する施行規則が制定されてゐて、之に違反せる場合は十日以下の拘留又は一圓九十五錢以下の料料と云ふことになつてゐる。尙清涼飲料水營業者が未成年者、禁治産者又は法人の場合は其の罰則が法定代理人又は代表者に課されること(未成年者でも成年者と營業上同能力を有すと認めらるる者は本人)及雇人や家族の規則違反に對しても營業者自身が處罰を受けねばならぬことに規定されてゐることは他の關係規則の場合と同様である。(規則第十四條)

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

關係法令

法規
飲食物其他
の物品取締に
關する件

清涼飲料水營
業取締規則

(五) 關係法令

(一) 法規

(A) 飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件(明治三十三年二月)
法律第一五號

第四二〇頁參照

(B) 清涼飲料水營業取締規則(明治三十三年六月五日內務省令第三〇號)
最近昭和七年七月內務省令第二九號改正

第一條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル左ノ物ヲ謂フ

- 一 炭酸含有ノ飲料水
- 二 「リモナーデ」(果實水、薄荷水及桂皮水ノ類ヲ含ム)
- 三 果實汁、果實蜜及之ニ類似スル製品ニシテ稀釋シテ飲用ニ供スルモノ
- 四 牛乳又ハ乳製品ヲ原料トスル酸性飲料
- 五 內務大臣ノ指定スル飲料

清涼飲料水營業者ト稱スルハ清涼飲料水ノ製造(清涼飲料水ニ供スル礦泉ノ採取ヲ含ム以下做之)、販賣又ハ請賣ヲ營業ト爲ス者ヲ謂フ

第二條 清涼飲料水製造ノ營業ヲ爲サムトスル者ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

地方長官本條ノ認可ヲ爲ストキハ衛生技術員ヲシテ製造場ノ構造、設備及用水ヲ検査セシムヘシ

第三條 清涼飲料水營業者ハ飲料水ニ接觸スル部分ヲ銅、鉛又ハ其ノ合金ニテ製シタル調製器、容器又ハ量器ヲ使用スルコトヲ得
ス但シ鍍錫其ノ他衛生上有害ノ處ナキ方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ノ製造又ハ貯藏ニ有害性「テール」色素、「サッカリン」其ノ他人工甘味質、有害性芳香質又
ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ス

「テール」色素ハ前項以外ノモノト雖モ製造地地方長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五條 清涼飲料水營業者ハ左ノ清涼飲料水ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

- 一 濁濁又ハ變敗シタルモノ
- 二 沈澱物又ハ固形ノ夾雜物アルモノ
- 三 塩酸、硝酸及硫酸其ノ他遊離酸ヲ含有スルモノ
- 四 砒素、安知母紐謨、鉛、亞鉛、銅、錫ヲ含有スルモノ
- 五 有害性其ノ他製造地又ハ輸入地地方長官ノ許可ヲ受ケサル「テール」色素ヲ含有スルモノ
- 六 「サッカリン」其ノ他人工甘味質ヲ含有スルモノ
- 七 有害性芳香質ヲ含有スルモノ
- 八 防腐劑ヲ含有スルモノ

果實汁、果實蜜及之ニ類似スル製品ニシテ稀釋シテ飲用ニ供スルモノノ中原料トシテ使用スル果實ノ類、砂糖及水ノ外他物ヲ混
和セサル製品ニ付テハ前項第一號及第二號ノ規定ハ原料植物ノ組織及成分ニ基因スル場合ニ限り之ヲ適用セス但シ變敗シタルモ
ノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

牛乳又ハ乳製品ヲ原料トスル酸性飲料ニ付テハ其ノ濁濁ニシテ牛乳又ハ乳製品ニ基因スル場合ニ限り第一項第一號ノ規定ハ之ヲ
適用セス但シ變敗シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六條 清涼飲料水製造者ハ其ノ氏名、社名、營業所ノ所在並製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封
緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

「テール」色素ヲ含有スル清涼飲料水ニハ製造者又ハ輸入者ハ其ノ容器ニ人工著色ノ文字ヲ明記スヘシ

內務省令に依リ許可を要する飲食物營業者

- 第七條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ノ調製器、容器、量器及製造場其ノ他清涼飲料水ヲ取扱フ場所ヲ常ニ清潔ニ爲スヘシ
- 第八條 清涼飲料水營業者ハ結核、癩病、梅毒及傳染病ニ罹レル者ヲシテ清涼飲料水ノ調製若ハ小分ヲ爲サシメ又ハ其ノ場所ニ立入ラシムルコトヲ得ス清涼飲料水營業者ニシテ其ノ疾病ニ罹レルトキ亦之ニ準ス
- 第九條 地方長官ハ第三條ノ器具第五條ノ清涼飲料水ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ
- 第十條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得
- 第十一條 清涼飲料水營業者虛偽ノ記載ヲ爲シタル封緘票紙ヲ貼用シ若ハ貼用セシメタル者又ハ封緘票紙ニ虛偽ノ改竄ヲ爲シ若ハ爲サシメタル者ハ二十五日以下ノ(重禁錮)ニ處ス
- 第十二條 左ニ掲グル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 認可ヲ受ケスシテ第二條ノ營業ヲ爲シタル者
 - 二 第三條乃至第五條ニ違背シタル者
- 第十三條 第六條乃至第八條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十四條 清涼飲料水營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 清涼飲料水營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス
- 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス
- 法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

- 第十五條 本則ハ明治三十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ「ラムネ」ニ關シテハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十六條 地方長官ハ清涼飲料水ノ製造場ノ構造、設備及管理方法ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第十七條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

附 則 (昭和七年七月內務省令第二十九號)

本令ハ昭和七年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際清涼飲料水製造營業者ニ非ズシテ現ニ第一條第一項第四號ノ飲料製造ノ營業ヲ爲ス者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第二條ノ規定ニ依ル手續ヲ爲スベシ
 本令施行ノ際清涼飲料水製造營業者ニシテ現ニ第一條第一項第四號ノ飲料製造ノ營業ヲ爲ス者ハ其ノ製品ニ付第四條第二項又ハ第六條第一項但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受クルヲ要スルトキハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ其ノ手續ヲ爲スベシ
 第一條第一項第四號ノ飲料ニシテ本令施行前ノ製造ニ係ルモノ及前二項ノ場合ニ於テ許可ノ處分ヲ受クル迄ノ製造ニ係ルモノニ付テハ本令ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(二) 通 牒

清涼飲料水營業取締規則中改正ニ關スル件

衛生局長通牒(明治四十三年七月) 各地方長官宛
(第五三六六號)

今般清涼飲料水營業取締規則中改正相成候處「テール」色素中ニハ無害性ノモノモ有之等ハ必要ニ應シ使用ヲ許可シ可然トノ趣旨ヲ以テ改正相成候次第ニ有之候得共該色素ハ其種類甚多ク既製品ニ付果シテ何レノ種類ノモノヲ用ヒタリヤ從テ無害ノモノナリヤヲ檢定スルハ至難ナル趣ニ付營業者ヲシテ先以テ其使用セントスル「テール」色素(輸入品ナルトキハ其使用シタル「テール」色素)ノ種類ヲ詳記出願セシメ且之ニ試驗用ノ現品ヲ添付セシメ願書記載ノ種類ト一致スルヤ否ヤヲ檢定シタル上許可セラレ而シテ許可後販

內務省令に依り許可を要する飲食物營業者

通牒
 清涼飲料水營業取締規則中改正に關する通牒

賣ノ製品カ許可以外ノ「テール」色素ヲ含有セサルヤ否取締上御注意相候様致度候而シテ「テール」色素中左記ノモノハ必要ニ應シ前記手續ニ依リ許可セラレ可然モ其他ノ「テール」色素若クハ之ヲ含有スル著色料ノ使用ヲ出願シ又ハ是等ヲ含有スル飲料水ノ輸入販賣若クハ是等ヲ含有スル原料ノ使用ヲ出願スル者アリタルトキハ當分ノ内一應當局ニ御打合セノ上許否相成度候又第六條第一項ノ改正ハ「クラウンコルク」(或ハ云フ王冠打)硝子玉栓等ヲ用フル「サイダー」「ラムネ」等ハ其製造場ノ構造設備製法等近來概シテ改良セラレ製品又相當持久力ヲ有スルニ至リ強テ之ニ製造年月日ヲ記載セシムルノ必要ナク而モ運搬又ハ販賣上多大ノ困難ヲ感シ候趣ニ付今回之ヲ改正セラレタル次第ニ有之依テ前記ノ趣旨御斟酌ノ上封緘省略ヲ許可セラレ可然候次ニ今回ノ改正中製造地又ハ輸入地地方長官ノ許可云々トアルハ一旦製造地又ハ輸入地地方長官ニ於テ許可シタルモノハ他管内ニ於テハ更ニ許可其他ノ手續ヲ要セス販賣セシムルノ趣旨ニ有之候間御承相成度尙第六條第二項ハ需用者ヲシテ製造原料ヨリ生シタル色相ト誤認セシムルノ弊ヲ防クノ趣旨ニ出テタル義ニ付貼紙ノ相當ナル位置ニ明瞭ニ記載セシムル様御取締相成度候此段及通牒候也

一 赤 色

- (1) 「フロキシシ」 Phloxin (デクロール、テトラブROOM、フルオレスツェイン)ノ「カリウム塩類」
- (2) 「エオジン」 Eosin (テトラブROOM、フルオレスツェイン)ノ「アルカリ塩類」
- (3) 「エリトロジン」 Erythrosin B 又「ヨードエオジン」 B-Todesin B (テトラヨード、フルオレスツェイン)ノ「アルカリ塩類」
- (4) 「ローゼンガール」 Rose bengale 又「ベンガールローゼ」 Bengal rose (デクロール、テトラヨード、フルオレスツェイン)ノ「カリウム塩類」
- (5) 「アマラント」 Amaranth 又「エヒトロート」 N-Fehrlot NS 又「ナフトールロート」 S-Naphtholrot S 又「ボルダー」 S-Bordeaux S (ナフトオン酸アツォ、ナフトール(一)デスルフォ酸(三、六)ノ「ナトリウム塩類」)

二 橙 黄 色

「オレンジ」 Orange I 又「アルファナフトールオレンジ」 α -Naphtholorange 又「トロロオン」 000一號 Tropolin 000 Nr. 1 (スルファンル酸アツォ、アルファナフトール)ノ「ナトリウム塩類」

三 黄 色

「ナフトールゲルブ」 S-Naphthogelb S 又「シュウエーフェルゲルブ」 S-Schwedgelb S 又「ゾイレゲルブ」 S-Säuregelb S 又「アニリンゲルブ」 Anilingelb 又「チトロニン」 Citronin 又「ヤウネアチデ」 Jaunecide (チニトロ(一、四)ナフトール(一)スルフォ酸(七)ノ「カリウム又ハ「ナトリウム塩類」)

四 青 色

「インデゴヂスルファチド」 Indigodisulfacid (インデゴ、ヂスルフォ酸ナトリウム)

五 緑 色

「リヒトグリュン」 S.F. Lichtgrün S.F. 又「ゾイレグリュン」 D-Säuregrün D 又「ゾイレグリュン、エキストラ」 Säuregrün extra (ヂメチール、ヂベンチール、ヂアミド、トリフェニール、カルビノール、トリスルフォ酸ノ「ナトリウム塩類」)

三 氷 雪 營 業

略 稱 { 法第十五號 ↓ 飲食物其他の物品取締に關する件(法律)
規則 ↓ 氷雪營業取締規則(内務省令)

(一) 解 說

本邦に於ては從來氷雪を直接飲食に供する風習あるを以つて其の衛生上の問題は特に重要なるものがあるので明治三十三年七月内務省令第三十七號を以つて氷雪營業取締規則が公布されて種々の規定が出来ると同時に法第十五號を之に適用することとした。其の後この規則は大正元年十一月内務省令第十四號で一部改正があり今日に及んでゐる。

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

氷雪營業と云つても雪を營業として販賣してゐるところは今日では殆んどない。又氷には二種類あつて其の一つは天然氷であり他の一つは人造氷である。而して天然氷には清水の氷結するに適當な地に氷池を造つて此處に清水を引込んで表面を相當の厚さに氷結せしむるもの、清淨な河川の一部を仕切つて河水を引入れて氷結せしむるもの、又は清淨な天然の湖水や池の表面の結氷したものを採取したもの等がある。人造氷は普通液化アムモニアの氣化する際に要する潜熱により鹽類溶液を冷却し此の中に清水を滿たせる製氷罐を浸して氷結せしむるものであるが、此の際に水は周圍より氷結し始め中央部に不純物が集まる爲に時々換水と稱して中央部分の水を汲出して更に清水を注入することを要する。而して規則に於ては氷は飲食用氷と其の他の氷とに分けてゐて飲食用氷に對しては特に其の融解水の水质等に對し嚴重な取締規定があるのである。

(一) 氷雪と氷雪營業者

氷雪と氷雪營業者

氷雪營業者

氷雪に關する取締に就ては前述の如く氷雪營業取締規則があるが此の規則に於て氷雪と稱するのは販賣用に供する氷雪のみを云ふのであつて(規則第一條)又規則で氷雪營業者と云ふのは販賣用の氷雪を製造し又は採收して販賣する者及其の卸賣又は請賣をする者等全部を云ふのである。之等の營業をなすには勿論何等の資格を要しないのであつて誰でも營業をなし得るのであるが氷雪を製造又は採收して販賣することを爲さんとする者は地方長官(東京府に於ては警視總監、以下之に倣ふ)、卸賣を爲さんとする者は警察官署の認可を要することになつてゐる。(規則第二條)尙地方長官が製造又は採收して販賣することを認可する場合には衛生技術官をして製造、貯藏、採收の場所の構造、設備及材料等に關し衛生上の検査をなさしむることを必要とすることに規定されてゐる。(規則第二條)尙氷雪營業者に對しては法第十五號を適用し營業品の無償收去を爲し得ることになつて居り又飲食用氷に就ては違反品の廢棄、營業の禁停止が出来ることになつてゐる。(規則第六條、第七條)

氷雪營業者の營業上に關する諸規定
氷雪の品質に關する規定

(三) 氷雪營業者の營業上に關する諸規定

(A) 氷雪の品質に關する規定

1 飲食用氷雪に關する規定(規則第三條、第四條)

飲食用氷雪の融解水に對しては次の如き規定がある。

- (イ) 無色透明にして臭味なきこと
- (ロ) 夾雜物は僅微に止ること
- (ハ) クロール量は百萬分の二以下なること
- (ニ) 硝酸量は百萬分の一以下なること
- (ホ) アムモニア量は百萬分の〇・〇五以下なること
- (ヘ) カメレオン消費量は百萬分の三以下なること
- (ト) 亞硝酸は痕跡以下なること

以上の内アムモニア、亞硝酸に就ては通常飲料水に於ては檢出することを許容しないことになつてゐるのであるが此の際には僅微ながら含有されてゐることを認められてゐるのは氷雪が天然の場合、人造の場合等種々あるためであらう。しかしクロールに就ては百萬分の二以下と頗る嚴格に決められてゐる。之に就ては嚴に失するとの苦情もあるやうであるが現今ではこの點で十分氷の清淨さを嚴格に維持してゐる状態となつてゐる。

2 雜用氷雪に關する規定

之には別段の品質規定がない。

内務省令に依り許可を要する飲食物營業者

(B) 氷雪の販賣上に関する規定

氷雪營業者であれば販賣は自由に出来ることが原則となつてゐるのであるが、しかし飲食用の氷雪を請賣する營業者は其の使用の目的が飲食用であると否とに拘らず飲食用氷に關する規定に適合しない氷雪の販賣又は貯藏は出来ないことに規定されてゐる。(規則第五條)

尙氷は其の性質上製品にマークを附し難いので飲食用氷と雜用氷との區別は一見して判別し難いので各地方に於ても之が取締には特に苦心を致してゐる。警視廳に於ては東京に於て氷の製造又は採收に關しては其の目的が飲食用であると否とに拘らず其の製品は飲食用氷雪に對する規格に適合するものでなければ販賣を認めないことにしてゐる。換言すれば其の目的の如何に拘らず飲食用氷としての適合品でなければ市上に出さしめないことを原則としてゐる。之は勿論飲食用氷なるや雜用氷なるや購買者に區別し難いため斯く決められたので各地方でも警視廳と同様な取締方針を取つてゐるところも少なくない。

(四) 罰則

氷雪營業者に對する規則違反の罰則は最高二十五圓以下の罰金刑であつて體刑はない。(規則第八條、第九條) 尙東京府に於てはこの他に警視廳令に依つて氷雪營業取締に關する施行規則が公布されてゐて之に違反する場合は拘留、科料と云ふことになつてゐる。其の他各地方に於ても夫々府縣令等で細則が定められてゐる所が多い。

又氷雪營業者が未成年者、禁治産者又は法人のときは其の罰則は法定代理人又は代表者に課されること(未成年者でも成年者と營業上同能力を有すと認めらるる者は本人)及雇人や家族の規則違反に對しても營業者自身が處罰を受けねばならぬことに規定されてゐることは他の關係規則の場合と同様である。(規則第十條)

(五) 關係法令

(A) 飲食物其の他の物品取締ニ關スル件(明治三十三年二月
法律第一五號)

第四二〇頁參照

(B) 氷雪營業取締規則(明治三十三年七月內務省令第三七號
最近大正元年十一月內務省令第一四號改正)

第一條 本則ニ於テ氷雪ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル氷及雪ヲ謂フ

氷雪營業者ト稱スルハ氷雪ヲ採收製造シテ販賣シ又ハ其ノ卸賣若ハ請賣ヲ爲ス者ヲ謂フ

第二條 氷雪ヲ採收製造シテ販賣セントスル者ハ地方長官、其ノ卸賣ヲ爲サントスル者ハ警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

地方長官本條ノ認可ヲ爲ストキハ衛生技術員ヲシテ採收、製造又ハ貯藏ノ場所ノ構造、設備竝ニ材料ノ検査ヲ爲サシムヘシ

第三條 氷雪ノ融解水ハ無色透明ニシテ臭味ナク又夾雜物アルモ僅微ヲ過クヘカラス

氷雪融解水ノ百萬分中格魯兒量ハ二分硝酸量ハ一分安母尼亞量ハ〇・〇五分過滿俺酸加留誤消費量ハ三分亜硝酸ハ痕跡ヲ過クヘカラス

第四條 氷雪營業者ハ第三條ノ規定ニ適合スル氷雪ニ非サレハ飲食用ノ目的ヲ以テ販賣シ又ハ貯藏スルコトヲ得ス

第五條 飲食用ノ氷雪ヲ請賣スル營業者ハ飲食用ノ目的ヲ以テスルト否トニ拘ハラズ第三條ノ規定ニ適合セサル氷雪ヲ販賣シ又ハ貯藏スルコトヲ得ス

第六條 地方長官ハ左ノ場合ニ於テハ第三條ノ規定ニ適合セサル氷雪ニ關シテ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

一 氷雪營業者飲食用ノ目的ヲ以テ販賣ニ供シ又ハ貯藏スルトキ

二 第五條ノ營業者販賣ニ供シ又ハ貯藏スルトキ

第七條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第八條 第二條第一項及第四條ニ違背シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

內務省令に依り許可を要する飲食物營業者

第九條 第五條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 氷雪營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

氷雪營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第十一條 本則ハ明治三十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ雪ニ關シテハ明治三十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 地方長官ハ氷雪ノ採收、製造又ハ貯藏ノ場所ノ構造、設備及管理方法ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

第三章 一般飲食物其の他の物品に關する取締

一 人工甘味質

略 稱 法第十五號↓飲食物其の他の物品取締に關する件(法律)
規則↓人工甘味質取締規則(内務省令)

(一) 解説

一般飲食物其の他の物品に關する取締
人工甘味質の取締

解説

人工甘味質の定義

人工甘味質に對しては明治三十四年十月に内務省令を以つて人工甘味質取締規則が制定され明治三十九年六月と昭和三年六月に多少の改正があつて今日になつてゐるのであるが、抑も人工甘味質とは如何なる物を指して云ふのかと云へば規則に於てはサッカリン其の他之に類する化學的製品で含水炭素ならざるものを云ふ(規則第一條)と定義されてゐるので現今主なものとしてはサッカリンの他にズルチン、グルチン等の人工甘味質があり又グリセリン等も此の内に於てゐる。人工甘味質は一般に販賣用の飲食物には使用出來ないことになつてゐるのであるが(規則第二條)之は人工甘味質が衛生上害がありとする見地のみからではない。例へばサッカリンの如きは實際使用せらるる如き少量では無害と稱し得べきも砂糖の如き榮養素としての價値なくして砂糖の代りに使用するは贗造と見るべきである。又一方衛生上の見地のみならず砂糖消費の減少を防止經濟上の問題にも立脚せられたるものである。従つて人工甘味質中でも最も毒性少なきサッカリンの如きは使用を許すべきであるとの意見も近來屢々聞かれる所である。

尙販賣用の飲食物中の人工甘味質検査に對しては法第十五號を適用して地方長官(東京府にては警視總監、以下之に倣ふ)は飲食物の無償收去及違反品の廢棄、營業者に對しては營業の禁止、停止が出來ることになつてゐる。(規則第五條、第六條)

(二) 取締規定

人工甘味質は販賣用の飲食物に使用することが出來ないばかりでなく之の入つた飲食物を販賣したり又其の目的で陳列、貯藏も出來ないのである。(規則第二條) 但し例へば糖尿病の治療の如き何等か治病上の目的に供するために飲食物の調味に使用する場合を除外されてゐるのである。(規則第二條) しかし人工甘味質を使用した飲食物を前記の目的で販賣しようとするには左記の點を心得なくてはならぬ。

(イ) 人工甘味質使用の治療目的の飲食物を販賣せんとする者は其の氏名、營業所を營業所所在地の地方長官に届

一般飲食物其の他の物品に關する取締

人工甘味質含有の飲食物を販賣し得る場合

取締規定

罰則

出ること(規則第三條)

- (ロ) 前記の人工甘味質使用の飲食物は醫師の證明ある者にのみ之を販賣、授與する事が出来ること(規則第三條)
- (ハ) 前記の人工甘味質使用の飲食物を販賣、授與する際には容器又は被包を用ひ之に「人工甘味質製」の六字を記すこと(規則第四條)

(三) 罰則

人工甘味質取締規則違反に對しては總て五十圓以下の罰金又は拘留若しくは科料と云ふことになつてゐる。(規則第七條)

尙營業者が未成年者、禁治産者又は法人のときは其の罰則は法定代理人又は代表者に課されること(未成年者でも成年者と營業上同能力を有すと認めらるる者は本人)及雇人、家族等の規則違反に對しても營業者自身が處罰を受けねばならぬことに規定されてゐることは他の關係規則の場合と同様である。(規則第八條)

(四) 關係法令

(A) 飲食物其ノ他ノ物品取締に關スル件(明治三十三年二月法律第一五號)

第四二〇頁參照

(B) 人工甘味質取締規則(明治三十四年十月內務省令第三一號、最近昭和三年六月內務省令第二二號改正)

第一條 人工甘味質トハ「サッカリン」(甘精)其ノ他之ニ類スル化學的製品ニシテ含水炭素ニ非サルモノヲ謂フ

第二條 販賣ノ用ニ供スル飲食物ニハ人工甘味質ヲ加味スルコトヲ得ス但シ治療上ノ目的ニ供スヘキ飲食物ノ調味ニ使用スルハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ違反スル飲食物ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

關係法令
飲食物其の他の物品取締に關する件
人工甘味質取締規則

第三條 人工甘味質ヲ加味シタル治療上ノ目的ニ供スヘキ飲食物ヲ販賣セムトスル者ハ其ノ氏名及營業所ヲ主タル營業所所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

前項ノ飲食物ハ醫師ノ證明アル者ニ限り之ヲ販賣授與スルコトヲ得

第四條 前條ノ飲食物ヲ販賣授與スルトキハ容器又ハ被包ヲ用キ其ノ容器又ハ被包ニハ「人工甘味質製」ノ六字ヲ記スヘシ

第五條 地方長官ハ第二條第一項ノ規定ニ違反スル飲食物ニ關シテ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得

本則ニ違反シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第六條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シテ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第七條 第二條第一項第二項第三條第一項又ハ第四條ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第八條 營業者カ未成年者禁治産者又ハ法人ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人又ハ代表者ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

附 則

第九條 本則ハ明治三十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

二 有害性著色料

略 稱 法第十五號「飲食物其の他の物品取締に關する件(法律)規則」有害性著色料取締規則(內務省令)

(一) 解説

一般飲食物其の他の物品に關する取締

有害性著色料の取締

解説

飲食物の原料に如何程純良なものを用ひても之に着色を施した際に其の着色料が若し有害なものであつたなら結果に於て其の飲食物は有害なものとなり、又飲食物でなくとも化粧品や齒磨、小兒玩弄品等に於ても、更に又衣服其の他吾人の身の廻りの物に就ても有害な着色料を使用せる結果により吾々が健康を脅かされることは誠に少なくないものである。故に我が國に於ては明治三十三年二月法律第十五號飲食物其の他の物品取締に關する件が制定されると直ちに同年四月内務省令第十七號を以つて有害性着色料取締規則が公布された。之は單に飲食物に使用出来ない有害性着色料を指定して其の使用を禁止したのみならず化粧品、齒磨、小兒玩弄品から衣服の材料等に使用すべからざる着色料をも指定し併せて同じ着色料でも其の使用の方法に依つては使用差支なき除外例等をも示したものである。其の後明治三十七年七月、同三十九年六月、同四十二年一月、大正二年七月及昭和五年十月、同九年十二月等に社會の實情に即して一部改正があり今日に至つてゐるのである。

さて現行規則の有害性着色料なるものを見るに一、二のテール色素及其の他の有機性色素等を包含するも大部分は有害性金屬類及其の鹽類を列擧してゐる。しかしながら近來の色素界の情勢を見るにテール色素の研究誠に目覺ましいものがあつて驚くべき多數の新製品の出現があり其の内には相當毒性の著しいもの又殆んど無害なるものもあるが何れも本規則に於ては之に觸れて居ないのである。従つて之等は普通一般飲食物に使用することは自由なのであるが清涼飲料水に使用する場合に於ては其の使用する色素は總て認可を受くることになつてゐるので勝手に使用出来ない。此の點は清涼飲料水の項に於て詳しく述べてゐるところである。以上の通りであるから一般テール色素の取締を如何に處理すべきやは今後に残された問題と見做さるべきである。

尙有害性着色料検査の目的を以つて規則中に擧げられたる物品を收去することは法第十五號を適用して無償收去することが差支ないことになつて居り尙地方長官(東京府にては警視總監、以下之に倣ふ)は違反品の廢棄及營業者に對しては營業の禁止、停止が出来ることになつてゐる。(規則第七條、第八條)

(二) 取締規定

取締規定
規則で規定する有害性着色料

規則に於て有害性着色料とは取締上之を指定して居るのであるが、其の列擧に當り二種類に分類して左記の如くして居るのである。(規則第一條)

第一種 左の物質、其の化合物及之を含有するもの

砒素、バリウム、カドミウム、クロム、銅、水銀、鉛、錫、アンチモニウム、ウラニウム、亞鉛、藤黃、ピクリン酸、デニトロクレゾール、コラルリン

第二種 左の物質及之を含有するもの

硫酸バリウム、硫化カドミウム、酸化クロム、朱、酸化錫、ムッシューフ金、酸化亞鉛、硫化亞鉛、銅、錫、亞鉛及其の合金屬で固有の光澤を有するもの

以上列擧の二種類の内、第一種について見れば二、三のテール色素及其の他の有機性色素を包含して居るが大部分は有害性金屬が指定されて居るのである。又第二種に屬するものは實は盡く第一種内に屬すべきものであつて従つて第二種と稱するけれども第一種の除外例と見做すべきものである。之等は何れも其の性質が水又は稀薄酸に難溶性であるとか又は經驗上毒性の尠ない着色料のみを選んで第一種より分離せしめたものであつて而して其の種類に依り着色上の許容の限度に差異を有せしめて居るのである。

(A) 第一種、第二種に共通なる規定

- 1 有害性着色料は總て販賣用の飲食物の着色に使用出来ないこと(規則第二條)
- 2 有害性着色料で着色したものは販賣用の飲食物の容器又は被包として使用出来ないこと(規則第三條)

一般飲食物其の他の物品に關する取締

第一種、第二種
の有害性着色料に共通なる規定

3 左記の場合に於ては除外例として之を許容すること

(イ) 銅、銅化合物又は之を含有する著色料を次の飲食物中次の程度に含有するまで使用すること(規則第二條)

① 野菜果實類の貯藏品中に其の一キログラム中銅一〇〇ミリグラムまで

② 昆布の無水物一キログラム中銅一五〇ミリグラムまで

(ロ) 漆、硝子、釉薬又は珪瑯質に有害性著色料を融和したものを飲食物の容器又は被包の著色料として用ひること(規則第三條第一號)

此の(A)に掲げた規定は有害性著色料の全般に涉つて共通なる取締規定であるが其の内には3に示した如き除外規定があるのである。蓋し(イ)の銅に關する規定は銅の少量が人體に何等危害を與ふることなきのみならず野菜果實類の保存品の生色を保たすためには少量の銅分を必要とする爲に衛生及産業の見地より之を斟酌して上掲の程度まで許容したものと思想される。又(ロ)に關しては有害性著色料と雖も漆、硝子等に融和されて居れば飲食物容器の著色料として用ひても著色料が飲食物に混入の虞がないためである。尙(イ)に掲げた飲食物中の銅の試験法に就ては其の方法が定められて居つて有害性著色料取締規則第二條野菜果實類の貯藏品及昆布中銅の試験方法に據つて定量することに規定されてゐる。(關係法令参照)

尙又砒素及錫の試験法に就ても飲食物及布片中砒素及錫の試験方法が規定されて居つて之に準據することになつてゐる。(關係法令参照)

(B) 第一種に就ての一般規定

第一種の著色料に就ては(A)に述べた總ての規定を適用せられる他に更に次の諸規定がある。

1 販賣用の化粧品、齒磨、小兒玩弄品(繪双紙、錦繪、色紙を含む)の製造又は著色に使用出来ないこと(規則第四條)

第一種の有害性著色料に就ての一般規定

2 左記の場合に於ては除外例として之を許容すること(規則第四條)

(イ) 漆、硝子、釉薬又は珪瑯質に第一種の著色料を融和したもの

(ロ) ゴム質に融和した金硫黄

(ハ) 乾燥油又はワニスに融和し若くはワニスを塗布した酸化鉛(鉛丹を含む)又はクロム酸鉛(硫酸鉛を併用せるものを含む)、但し剝離し易いものを除く

(ニ) 水に不溶性の亜鉛化合物をゴム質又はワニスに融和し又はワニスを塗布したもの

(ホ) アンチモニウム、鉛又は其の兩者の合金でワニス若くはセルロイドを塗布し又は金メッキ若くは銀メッキをしたもの、但し剝離し易いものを除く

尙第一種に屬する著色料の規定に拘らず鉛白を化粧品に使用することは規則の最初の制定當時當分の間例外として認めることに定められた。之は本邦に於ては鉛白原料の白粉が從來使用されてゐたので直ちに禁止することは如何かと考慮された結果であつたが社會の進歩と共に昭和五年十月及同九年十二月の改正に依つて遂に昭和十年十二月末日限り全く斯かる化粧品品の販賣を盡く禁止したのである。

(C) 第一種中の特殊なるものに就ての規定

砒素を含有する著色料は(A)に依る規定の他に衣服、身の廻り用物品又は其の材料に使用出来ない。但し布の一〇〇平方センチメートル中二ミリグラムまでは差支ない。(規則第五條) 因みに砒素及錫の試験法は飲食物及布片中砒素及錫の試験方法に據ることに定められてゐる。(關係法令参照)

(D) 第二種に就ての規定

第二種の著色料については(A)に關する總ての規定を適用せられる他に更に次の諸規定がある。

一般飲食物其の他の物品に關する取締

第一種の有害性著色料中特殊なるものに就ての規定

第二種の有害性著色料に就ての規定

- 1 酸化亜鉛又は硫化亜鉛はゴム質又はワニスに融和するか若くはワニスを塗布するかの他にはゴム製の玩弄品の製造又は着色に使用出来ないこと(規則第四條)
- 2 第二種の着色料で着色した容器又は被包で飲食物に着色料の混入の虞ないものは使用差支ないこと(規則第三條第二號)

以上の如き諸規定があるのであるが之等の規定に違反して造られた飲食物又は容器、被包若くは違反せる容器、被包を用いた飲食物及規定に違反して着色された物品若くは材料は之を販賣出来ないのみならず販賣の目的で陳列、貯藏も出来ないことになつてゐる。(規則第六條)

罰則

(三) 罰則

有害性着色料取締規則違反に對しては總て二十五圓以下の罰金と規定されてゐて其の他の刑はない。(規則第九條) 尙營業者が未成年者、禁治産者又は法人のときは其の罰則は法定代理人又は代表者に課されること(未成年者でも成年者と營業上同能力を有すと認めらるる者は本人)及雇人、家族等の規則違反に對しても營業者自身が處罰を受けねばならぬことに規定されてゐることは他の關係規則の場合と同様である。(規則第十條)

(四) 關係法令

(A) 飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル件(明治三十三年二月法律第一五號)

第四二〇頁参照

關係法令
飲食物其の他の物品取締に關する件
有害性着色料取締規則

(B) 有害性着色料取締規則(明治三十三年四月内務省令第一七號 最近昭和五年十月内務省令第三〇號改正)

第一條 有害性着色料ヲ分テ左ノ二種トス

第一種 左ニ掲クル物質其ノ化合物及之ヲ含有スルモノ

砒素、拔留謨、嘉度密烏謨、格羅謨、銅、水銀、鉛、錫、安知母紐謨、烏拉紐謨、亞鉛、藤黃、必偏林酸、「チニトロクレツ
ール」、「コラルリン」

第二種 左ニ掲クル物質及之ヲ含有スルモノ

硫酸拔留謨、硫化嘉度密烏謨、酸化格羅謨、朱、酸化錫、「ムッシューフ」金、酸化亜鉛、硫化亜鉛、銅、錫、亞鉛及其ノ合金屬ニシテ固有ノ光澤ヲ有スルモノ

第二條 有害性着色料ハ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ着色ニ使用スルコトヲ得ス但シ野菜果實類ノ貯藏品ニ在リテハ其ノ一「キログラム」中銅百「ミリグラム」、昆布ニ在リテハ其ノ無水物「キログラム」中銅百五十「ミリグラム」ヲ含有スル限度マテ銅、銅化合物又ハ之ヲ含有スル着色料ヲ使用スルハ此ノ限ニ在ラス

第三條 有害性着色料ヲ以テ着色シタルモノハ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ容器又ハ被包トシテ使用スルコトヲ得ス但シ左ニ掲クルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 漆、硝子、釉藥又ハ珐瑯質ニ有害性着色料ヲ融和シタルモノ
二 第一條第二種ノ着色料ヲ以テ着色シタル容器又ハ被包ニシテ飲食物ニ其ノ着色料混入ノ虞ナキモノ

第四條 第一條第一種ノ着色料ハ販賣ノ用ニ供スル化粧品、齒磨、小兒玩弄品(繪雙紙、錦繪、色紙ヲ含ム)ノ製造又ハ着色ニ使用スルコトヲ得ス但シ左ニ掲クルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 漆、硝子、釉藥又ハ珐瑯質ニ有害性着色料ヲ融和シタルモノ
二 護謨質ニ融和シタル金硫黃

三 乾燥油又ハ「ワニス」ニ融和シ若ハ「ワニス」ヲ塗布シタル酸化鉛(鉛丹ヲ含ム)又ハ格羅謨酸鉛(硫酸鉛ト併用セルモノヲ含ム)但シ剝離シ易キモノハ此ノ限ニ在ラス

四 水ニ不溶性ノ亜鉛化合物ニシテ護謨質又ハ「ワニス」ニ融和シ若ハ「ワニス」ヲ塗布シタルモノ
五 安知母紐謨、鉛及安知母紐謨ト鉛トノ合金ニシテ「ワニス」若ハ「セルロイド」ヲ塗布シ又ハ鍍金シ若ハ鍍銀シタルモノ但シ剝

一般飲食物其の他の物品に關する取締

離シ易キモノハ此ノ限ニ在ラス
酸化亜鉛又ハ硫化亜鉛ハ護謨質又ハ「ワニス」ニ融和シ若ハ「ワニス」ヲ塗布スル場合ノ外販賣ノ用ニ供スル護謨製玩具品ノ製造又ハ著色ニ使用スルコトヲ得ス

第五條 砒素ヲ含有スル著色料ハ販賣ノ用ニ供スル衣服其ノ他身ノ圍リニ用ユル物品又ハ其ノ材料ノ著色ニ使用スルコトヲ得ス但シ布片百平方「センチメートル」中「ミリグラム」以下ノ砒素ヲ含有スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六條 第二條ニ違背シテ著色シタル飲食物第三條ノ容器被包及ヒ之ヲ使用シタル飲食物又ハ第四條若ハ第五條ニ違背シテ製造シ著色シタル物品若ハ材料ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

第七條 前條ノ物品ニ關シテハ地方長官ハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第八條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第九條 第二條乃至第六條ニ違背シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第十一條 本則ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

有害性著色料
取締規則第二
條野菜果實類
貯藏品及昆布
銅ノ試験方法

第十二條 現在鉛白ヲ使用シテ化粧品ノ製造ヲ爲ス者ハ現在製造ノ化粧品ト同一ノモノヲ製造スル場合ニ限り第四條ノ規定ニ拘ラズ昭和八年十二月三十一日迄鉛白ヲ使用スルコトヲ得

鉛白ヲ使用シタル化粧品ハ昭和十年十二月三十一日以後ニ於テ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列若ハ貯藏スルコトヲ得ス之ニ違背スル化粧品ハ第四條ノ規定ニ違反シテ製造シタルモノト看做ス

第十三條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

(C) 有害性著色料取締規則第二條野菜果實類ノ貯藏品及昆布中銅ノ試験方法(大正二年七月二十六日 内務省令第一三號)

檢體五「グラム」ヲ磁製坩堝ニ取リ(昆布ニ在リテハ百度ノ温ニ於テ恒量ヲ得ルニ至ルマテ乾燥シ先ツ水分ヲ定量シタル後)熱灼シテ炭化セシメ冷後硝子棒ヲ以テ搗碎シテ粉末トナシ稀硝酸約五立方「センチメートル」ヲ注加シテ温浸シ「エルレンマイエル」硝子瓶中ニ濾入シ濾紙上ノ殘留物ハ濾紙ト共ニ再ヒ前ノ磁製坩堝ニ致シ乾燥シ熾灼シテ全ク灰化セシメ此ノ殘灰ニ稀硝酸約二立方「センチメートル」ヲ加ヘ温浸シ濾過シ洗滌シ前ノ濾液ニ合シ「アムモニア」水ヲ以テ中和シタル後鹽酸性トナシ之ニ硫化水素ヲ通シテ充分飽和セシメ燻口ヲ寬ク栓塞シ約三時間温所ニ放置シ全ク沈底セル硫化銅ヲ濾紙上ニ採取シ硫化水素水ヲ以テ善ク洗滌シタル後乾燥シ濾紙ト共ニ前ノ磁製坩堝内ニ於テ灰化シ殘灰ヲ數滴ノ硝酸ニ溶解シ重湯煎上ニ温メ「アムモニア」水ヲ注加シテ「アルカリ」性トナシ若シ必要アレハ濾過シ玆ニ得タル澄明ノ液ヲ蒸發皿ニ移シ重湯煎上ニ蒸發シテ過剩ノ「アムモニア」ヲ驅逐シ中性反應ヲ呈スルニ至リ其ノ中性液ヲ二百立方「センチメートル」ノ標線アル硝子壺ニ移シ硝酸「アムモニウム」溶液(硝酸「アムモニウム」百「グラム」ヲ蒸餾水一「リットル」ニ溶解シ其ノ反應全ク中性ノモノ)二十立方「センチメートル」ヲ注加シ水ヲ以テ全容量二百立方「センチメートル」トナシ善ク混和シテ其ノ二十立方「センチメートル」(原品〇・五「グラム」ニ相當ス)ヲ内徑約一・五「センチメートル」ノ無色試驗管ニ取リ又別ニ前ト同一ノ試験管數個ニ標準銅溶液(純結晶硫酸銅〇・三九二七「グラム」ヲ蒸餾水一「リットル」ニ溶解シタルモノニシテ其ノ一立方「センチメートル」中〇・一「ミリグラム」ノ純銅ヲ含有ス)若干立方「センチメートル」ヲ取リ之ニ硝酸「アムモニウム」溶液二立方「センチメートル」ヲ加ヘ水ヲ以テ全容量二十立方「センチメートル」トナシタル後各試験管ニ新ニ製シタル黃色血滴

一般飲食物其の他の物品に關する取締

鹽溶液 (用ニ臨テ黄色血滴鹽一「グラム」ヲ蒸餾水一「リットル」ニ溶解シタルモノ) ○五立方「センチメートル」ヲ加ヘ善ク混和シ十分時内ニ白紙上ニ於テ上面ヨリ透視シ比色定量法ヲ行フヘシ但昆布ニ在リテハ其ノ無水物一「キログラム」ノ中銅量(ミリグラム)ニ改算スヘシ

(D) 飲食物及布片中砒素及錫ノ試験方法 (明治三十四年十月十二日 内務省令第三〇號)

一 飲食物中砒素及錫ノ定性分析法

甲 固 體

著色部分二十「グラム」ヲ取り試験ニ供スヘシ若シ其ノ量ヲ得難キトキハ少量ヲ使用スルコトヲ得
檢體ヲ細判若ハ粉碎シ瓷皿ニ容レ之ニ純鹽酸(比重一・一〇乃至一・一三)ヲ三倍容量ノ蒸餾水ヲ以テ稀釋シタルモノ百立方「センチメートル」ヲ注加シ次ニ格魯兒酸加留膜約〇・五「グラム」ヲ投加シ重湯煎上ニ致シ其ノ内容ノ溫度重湯煎ノ溫度ニ達スルヲ窺ヒ五分時間毎ニ格魯兒酸加留膜〇・二乃至〇・二「グラム」ヲ投加シ蒸發スル水分ハ斷ヘス之ヲ補ヒ其ノ内容鮮黄色ニシテ且均同稀薄トナルニ至ラハ尙約〇・五「グラム」ノ格魯兒酸加留膜ヲ投加シ加温シ格魯兒兒臭ノ消失スルニ至リ冷却シ濾過シ濾紙上ノ殘渣ハ温湯ヲ以テ良ク洗滌シ濾液及洗滌液ヲ最初用ヒタル純鹽酸量ノ少クモ六倍トナシ之ヲ攝氏六十度乃至八十度ニ温メツツ三時間徐々ニ純硫化水素瓦斯ヲ通シ飽和セシメ然ル後濾紙ヲ以テ覆ヒ少クモ十二時間温所ニ放置シ茲ニ沈澱ヲ生セハ濾過シ硫化水素含有ノ水ヲ以テ能ク洗滌シ尙濕潤スルニ乘シ黄色硫化安母紐膜(黄色硫化安母紐膜四立方「センチメートル」比重〇・九六ノ安母尼亞水二立方「センチメートル」及水十五立方「センチメートル」ヨリ成レル混和液)ヲ以テ溶解セシメ殘渣ハ硫化安母紐膜含有ノ水ヲ以テ洗滌シ其ノ濾液及洗滌液ハ微温ニテ蒸發乾燥シ之ニ約三立方「センチメートル」ノ發烟硝酸ヲ加ヘ微温ニテ蒸發シ黄色ノ殘渣ヲ得ルニ至リ(殘渣尙暗色ナレハ發烟硝酸ヲ加ヘテ温ムルノ法ヲ反覆スヘシ)其ノ殘渣ノ濕潤ニ乘シ之ニ少量ノ炭酸那篤留膜末ヲ加ヘテ亞爾加里性トナシ之ニ三分ノ炭酸那篤留膜及一分ノ硝酸那篤留膜ヨリ成レル混和物二「グラム」ヲ加ヘ更ニ少量ノ水ヲ混シ均同泥狀トナシ乾燥シ注意シテ熱シ熔融セシメ無色トナルニ至リ(熔塊無色ナラサルトキハ尙少量ノ硝酸那篤留膜ヲ加フヘシ)熔塊ハ冷後温湯ヲ以テ溶解シ濾過シ始メハ冷水次ニ水及酒精各等分ヨリ成レル混和液ヲ以テ洗滌スヘシ錫アレハ濾紙上ノ殘渣中ニ存在シ砒素アレハ濾液中ニ存在

ス濾液及洗滌液ハ蒸發シテ約十五立方「センチメートル」トナシタル後稀硝酸ヲ滴加シテ酸性トナシ(茲ニ酸化錫ヨリ成レル沈澱ヲ生セハ前ノ如ク濾過洗滌スヘシ)温メテ炭酸及亞硝酸ヲ去リ(必要アレハ濾過スヘシ)然ル後過量ノ安母尼亞水ヲ加ヘ(必要アレハ濾過スヘシ)次ニ少量ノ酒精及麻偏涅失亞合劑ヲ加フヘシ砒素存在スレハ直ニ(若ハ冷所ニ放置シタル後)白色結晶性ノ沈澱ヲ析出ス此ノ沈澱ヲ濾過シ安母尼亞水一分水二分及酒精一分ヨリ成レル混和液少量ヲ以テ洗滌シタル後成ルヘク少量ノ稀硝酸ニ溶解シ其ノ溶液ヲ蒸發シ少量トナシ其ノ一滴ヲ小瓷皿ニ取り硝酸銀溶液一滴ヲ加ヘ瓷皿ノ邊緣ヨリ安母尼亞水(比重〇・九六)一滴ヲ注意シテ添加スヘシ然ルトキハ其ノ接界ニ赤褐色ノ帶ヲ生ス

前上炭酸那篤留膜ト硝酸那篤留膜トノ熔塊ノ水ニ溶解セサル殘渣ハ濾紙ト共ニ乾燥シ磁製坩堝内ニ於テ灰化シ之ニ少量ノ鹼化加留膜ヲ加ヘ熱シテ熔融シ且紅熾シ始ムルニ至ラシムヘシ冷後坩堝ノ内容ニ水ヲ加ヘテ軟化シ水ヲ用ヒテ瓷皿内ニ移スヘシ錫存在スレハ金屬トナリ沈著スルヲ以テ能ク洗滌シ乾燥シタル後之ニ少量ノ鹽酸ヲ加ヘテ温メ其ノ溶液ニ就キテ昇汞又ハ格魯兒兒金若ハ硫化水素ヲ以テ錫ヲ檢査スヘシ

乙 液 體

液中ニ含有スル固形物質約二十「グラム」ニ應スル量ヲ取り試験ニ供スヘシ
稀薄ノ液體ニシテ酸性ナラサルモノハ直チニ蒸發シテ少量トナシ其ノ殘渣ハ固體ノ試驗ニ於ケル如ク格魯兒酸加留膜及鹽酸ヲ以テ處置スヘシ其ノ濾液ハ鹽酸ニテ酸性トナシ純硫化水素瓦斯ヲ通シ若シ沈澱ヲ生セハ前ノ殘渣ヨリ得ヘキ硫化水素沈澱ト合スヘシ

二 布片中砒素ノ定量分析法

檢體三十「グラム」ヲ取り其ノ面積ヲ計測シタル後之ヲ細截シ内容約四百立方「センチメートル」ノ有口「レトルト」ニ投加シ之ニ純鹽酸(比重一・一八乃至一・一九)百立方「センチメートル」ヲ注加シ其ノ「レトルト」ノ斜メニ上向セル頸部ト鈍角ヲナシテ冷却器ヲ結合シ受器ハ内容五百立方「センチメートル」ノモノヲ撰ミ之ニ蒸餾水二百立方「センチメートル」ヲ充タシ其ノ受器ヲ冷却シ氣密ニ冷却器ト連結スヘシ斯クシテ鹽酸注加後約一時間ヲ經過セハ之ニ砒素ヲ含有セサル亞格魯兒兒鐵冷飽和溶液五立方「センチメートル」ヲ注

加シ蒸餾スヘシ「レトルト」内ノ液體殆ント抽出シ終ルニ及テ之ヲ冷却セシメ更ニ五十立方「センチメートル」ノ純鹽酸ヲ加ヘ再ヒ蒸餾スルコト前ノ如シ茲ニ得タル餾液ハ通常褐色ヲ呈ス此ノ液ニ水ヲ加ヘテ六百乃至七百立方「センチメートル」トナシ攝氏六十度乃至八十度ニ温メツツ三時間徐々ニ純硫化水素瓦斯ヲ通シテ飽和セシメ濾紙ヲ以テ覆ヒ少クモ十二時間温處ニ放置シ茲ニ生シタル沈澱ヲ濾過シ硫化水素含有ノ水ヲ以テ能ク洗滌シ其ノ沈澱尙濕潤ナルニ乘シ黄色硫化安母紐膜「黄色硫化安母紐膜四立方「センチメートル」比重〇・九六ノ安母尼亞水二立方「センチメートル」及水十五立方「センチメートル」ヨリ成レル混和液」ヲ以テ溶解セシメ殘渣ハ硫化安母紐膜含有ノ水ヲ以テ洗滌シ其ノ濾液及洗滌液ハ磁製坩堝ニ容レ微温ニテ蒸發乾燥シ之ニ約三立方「センチメートル」ノ發烟硝酸ヲ加ヘ時計硝子ヲ以テ覆ヒ微温ニテ蒸發シ「殘渣尙暗色ナレハ發烟硝酸ヲ加ヘテ温ムルノ法ヲ反覆スヘシ」其ノ殘渣尙濕潤ナルニ乘シ之ニ少量ノ炭酸那篤留膜末ヲ加ヘテ亞爾加里性トナシ之ニ三分ノ炭酸那篤留膜及一分ノ硝酸那篤留膜ヨリ成レル混和物ニ「グラム」ヲ加ヘ更ニ少量ノ水ヲ混シ均同泥狀トナシ重湯煎上ニ於テ乾燥シ注意シテ熱シ熔融セシメ無色トナルニ至リ「熔塊無色ナラサルトキハ尙少量ノ硝酸那篤留膜ヲ加フヘシ」熔塊ハ冷後温湯ヲ以テ溶解シ濾過シ初メ冷水次ニ水及酒精各等分ヨリ成レル混和液ヲ以テ洗滌シ濾液及洗滌液ハ蒸發シテ約十五立方「センチメートル」トナシタル後稀硝酸ヲ滴加シ酸性トナシ「茲ニ沈澱ヲ生セハ濾過洗滌スヘシ」温メテ炭酸及亞硝酸ヲ去リ「必要アレハ濾過スヘシ」然ル後過量ノ安母尼亞水ヲ加ヘ「必要アレハ濾過スヘシ」次ニ少量ノ酒精及麻偏濕失亞合劑ヲ加ヘ砒酸安母紐膜麻偏濕失亞トナシ常法ニ從ヒ定量シ布片百平方「センチメートル」ニ付砒素ノ含有量ヲ算出スヘシ

飲食物防腐劑、漂白劑

三 飲食物防腐劑、漂白劑

略稱（法第十五號）飲食物其の他の物品取締に關する件（法律）

解説

(一) 解説

飲食物の腐敗する主な原因は之に微生物が附着して其の本來の成分を分解し衛生上危険なる物質を化生すること

飲食物防腐劑、漂白劑と稱する物質

あるが、防腐劑とは著しく人體に危害を與へない程度の量に於て夫等微生物を殺し又は發育を休止せしむる藥品であり、又漂白劑と云ふのは飲食物の著色を漂白するか又は色を或る程度脱色せしめて美しくするための藥品を云ふ。

飲食物に防腐劑を使用することに就ては從來學者に依り賛否兩論がある。賛成論者は防腐劑は吾人の健康を害しない程度に於て飲食物に使用することは飲食物を徒らに腐敗せしむることを防ぎ却つて危険を防止し得る。夫れのみならず飲食物經濟上よりも亦重要なもので何等禁止すべきものでないと稱するので、又反對論者は防腐劑は完全に無害であると確定せざる限り使用さるべきでない。然るに完全に無害か如何かと云ふことは簡單に決るべきものでない。或る小實驗に於ては無害なりと認められても永い使用の結果後日になつて圖らざる危険があつたことに氣のつくことは少なくない。之等の事實はアンチフェブリンやズルフォナルの如き藥品の例に依つても吾々は良く知るところである。更に一日何程までが無害なりと研究の結果假令決つたとしても吾々は種々の飲食物を攝取する關係上その量を超過することも決して珍しくないのだから之が使用は認めない方がよいと云ふのである。我が國に於ては明治三十六年九月内務省令第十號飲食物防腐劑取締規則を以つて飲食物中に含有すべからざる藥品を列挙して、斯かる物質を検出するものは飲食物として販賣すべからざることを規定したのであつた。其の後昭和三年六月内務省令第二十二號を以つて飲食物防腐劑、漂白劑取締規則が制定されて從來の規則は之を廢止した。而して此の規則に於ては飲食物防腐劑の目的ばかりでなく漂白の目的に對して使用せらるる藥品の中、使用を許されざる藥品を指定し併せて除外例として特定の藥品を特定の物質に一定量まで含有する如く使用することを認めたのである。尙指定以外の藥品を飲食物の防腐、漂白の目的に使用する場合も、夫等の藥品を防腐劑、漂白劑として廣く賣出さんとする場合も何れも地方長官（東京府に於ては警視總監、以下之に倣ふ）の許可を要することになつてゐる。

尙此の規則の執行に關しては地方長官は法第十五號を適用して検査せんとする防腐劑、漂白劑及飲食物の無償收去

現今に於ける飲食物防腐劑、漂白劑の取締方針

をなし得ることになつて居り尙違反品の廢棄及營業者に對しては營業の禁止、停止が出来ることになつてゐる。(規則第六條、第七條)

(二) 取締規定

取締規定
法定禁止防腐劑、漂白劑

(A) 法定禁止防腐劑、漂白劑
規則に於ては左記に擧げる物質は之を防腐劑、漂白劑と看做し原則として飲食物の製造又は貯藏に使用することが出来ないことになつてゐる。(規則第一條)

- 1 安息香酸、硼酸、クロール酸、フルオール水素、フォルムアルデヒド、昇汞、亞硫酸、次亞硫酸、サリチール酸、チモール、ナフトール、レゾルチン、ヒノゾール、蟻酸、亞硝酸、蒼鉛、銀、桂皮酸、フルアクリール酸
- 2 前號に掲げた物の化合物及之を含有するもの

以上の通りであるが之には除外規定があつて左記の場合は飲食物防腐劑、漂白劑取締規則第一條第一項に依る指定及清酒の製造又は貯藏に關し飲食物防腐劑、漂白劑取締を適用せざる件に依つて次記條件に従つて使用することは差支ないことになつてゐる。

- 1 亞硫酸、次亞硫酸、其の化合物及之を含有する物を別に定めたる飲食物中亞硫酸試験法に適合する範圍内に使用する
- 2 安息香酸及安息香酸ナトリウムを別に定めたる天然果實汁及天然果實蜜類中安息香酸試験法に適合する範圍で天然果實汁及天然果實蜜類に使用すること、但しこの場合には其の容器又は被包に安息香酸又は安息香酸ナトリウムを含有する旨明記すべきこと
- 3 清酒の製造又は貯藏にサリチール酸を別に定めたる清酒中「サリチール」酸の試験法に依つて検出せざる程度に

飲食物に防腐劑、漂白劑を使用し得る場合

使用すること

右の内1に指定されたる試験法は其の詳細は關係法令中の飲食物中亞硫酸試験法に於て之を知ることが出来るが其の試験法に依り飲食物中に許容せられてゐる無水亞硫酸(SO₂)の量は左記の通りである。

各飲食物一疋中の許容量

| | |
|---------|----------|
| 乾杏果 | 一〇〇〇・九六疋 |
| ゼラチン | 四九九・二〇疋 |
| 糖蜜 | 二九九・五二疋 |
| 葡萄酒 | 一九九・六八疋 |
| 其の他の飲食物 | 三〇・七二疋 |

又2に於て掲げられたる天然果實汁及天然果實蜜類中の安息香酸の試験法は其の詳細は前同様天然果實汁及天然果實蜜類中安息香酸試験法に於て示されてゐるが其の許容量は安息香酸として天然果實汁又は天然果實蜜一疋につき五九八・一九疋までである。尙3の場合に於ては別に清酒中「サリチール」酸の試験法を規定し特に試験法を寛にして清酒一石につき十匁乃至十二匁までの使用は本試験に於ては反應陽性とならざるやうに定められたものである。

尙以上何れも特定物品に對し特定の藥品を一定量まで使用を認めてゐるからには之等を其の限度以内に含有する夫等の飲食物を販賣、貯藏、陳列することは何等支障ないことは今更改めて申述べるまでもない。

(B) 法定禁止以外の防腐劑、漂白劑

- 1 法定禁止以外の防腐劑、漂白劑を使用せんとするとき

前述の法定禁止以外の物質を防腐劑、漂白劑として販賣用の飲食物の製造又は貯藏に使用せんとする場合は其の品

一般飲食物其の他の物品に關する取締

法定禁止以外の防腐劑、漂白劑を使用せんとするときは發賣せんとす

名、用法及用量を記し尙一般飲食物に使用する場合官公立の衛生試験所の證明、酒に對しては所轄稅務監督局の使用許可書を付して主な營業所所在地の地方長官の許可を得なくては使用することが出来ない。(實務要項參照) 又其の内容を變更せんとする場合も同様である。但し食鹽、砂糖、酢、アルコール、蕃椒其の他調味を主たる目的とする物品を使用する場合及次號に述べる許可を得た防腐劑又は漂白劑を許可を得た用法、用量通りに使用する場合は自由に使用して差支ない。尙この規定に違反して製造されたる飲食物は販賣、貯藏、陳列、運搬等が出来ないことは勿論である。(規則第一條)

2 法定禁止以外の防腐劑、漂白劑を發賣せんとするとき

法定禁止以外の防腐劑、漂白劑を發賣したい場合には名稱、原料品名及其の分量、調製方法、用法及用量を記し尙一般飲食物に用ふる場合は官公立の衛生試験所の證明書、酒に對しては所轄稅務監督局の使用許可書を付し主な營業所所在地の地方長官の許可を得なければ發賣出来ないことになつてゐる。(規則第二條)(實務要項參照) 而して發賣に關しては左記の如き制限がある。

(イ) 原料品が日本藥局方に收載されてゐる物質の場合は必ず之に適合せるものを使用すること(規則第三條)

(ロ) 日本藥局方收載品以外の原料品の際には發賣の許可を得る際見本を提出し之と同様なものを必ず原料として使用すること(規則第二條、第三條)

(ハ) 發賣者は防腐劑又は漂白劑の容器又は被包に氏名又は商號、主な營業所所在地、用法及用量を記すこと(規則第四條)

以上の通りであるが之等法定禁止以外の防腐劑、漂白劑は其の發賣又は使用を許可せられたるものでも地方長官が衛生上危害を生ずるの虞があると認められた場合は其の許可事項の變更を命ずることが出来ることになつてゐる。(規則第五條)

罰則

(三) 罰則

本規則の罰則は總ての違反に對して百圓以下の罰金又は拘留若しくは科料となつてゐる。但し日本藥局方藥品以外の物品の見本品の提出を爲さなかつた場合の罰則だけではないのである。尙法定禁止の防腐劑、漂白劑又は未許可の防腐劑、漂白劑を使用して飲食物を造る場合は違反の事實を知らない場合でも處罰を免れることは出来ないのである。(規則第八條)

尙營業者が未成年者、禁治産者又は法人のときは其の罰則は法定代理人又は代表者に課されること(未成年者でも成年者と營業上同能力を有すと認めらるる者は本人) 及雇人、家族等の規則違反に對しても營業者自身が處罰を受けねばならぬことに規定されてゐることは他の關係規則の場合と同様である。(規則第九條、第十條)

(四) 關係法令

(A) 飲食物其の他ノ物品取締ニ關スル件(明治三十三年二月法律第一五號)

第四二〇頁參照

(B) 飲食物防腐劑、漂白劑取締規則(昭和三年六月內務省令第三二號)

第一條 左ニ掲グル物ハ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ製造又ハ貯藏ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ別ニ指定スル物ヲ指定ノ條件ノ下ニ使用スルハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 安息香酸、硼酸、「クロール」酸、「フルオール」水素、「フォルムアルデヒド」、昇汞、亞硫酸、次亞硫酸、「サリチール」酸、「チモール」、「ナフトール」、「レゾルチン」、「ヒノゾール」、蟻酸、亞硝酸、蒼鉛、銀、桂皮酸、「フルアクリール」酸
- 二 前號ニ掲グル物ノ化合物及之ヲ含有スル物

前項ニ掲ゲザル物ニ付テハ品名、用法及用量ヲ具シ主タル營業所所在地ノ地方長官(東京府ニ在リテハ警視廳以下之ニ依リ)ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ

一般飲食物其の他の物品に關する取締

關係法令
飲食物其の他
の物品取締に
關する件
飲食物防腐
劑、漂白劑取
締規則

防腐又は漂白ノ目的ヲ以テ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ製造又ハ貯藏ニ使用スルコトヲ得ズ但シ第二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル防腐劑又ハ漂白劑ヲ許可ヲ受ケタル用法、用量ノ範圍内ニ於テ使用シ又ハ食塩、砂糖、酢、アルコホル、蕃椒其ノ他調味ヲ主トスル物品ヲ使用スルハ此ノ限ニ在ラズ

前二項ノ規定ニ違反スル飲食物ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ運搬、陳列若ハ貯藏スルコトヲ得ズ

第二條 飲食物ノ防腐劑又ハ漂白劑ヲ發賣セムトスルトキハ發賣者ハ名稱、原料品名及其ノ分量、調製方法、用法並用量ヲ具シ主タル營業所所在地ノ地方長官ノ許可ヲ受ケベシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ

前項ノ場合ニ於テ日本藥局方ニ記載セザル原料品ヲ使用セムトスル者ハ其ノ見本品ヲ提出スベシ

第三條 前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル防腐劑又ハ漂白劑ノ原料品ニシテ日本藥局方ニ記載スル物ハ其ノ所定ノ性状品質、之ニ記載セザル物ハ第二條第二項ノ見本品と同様ノ性状品質ヲ具備スルコトヲ要ス

第四條 發賣者ハ防腐劑又ハ漂白劑ノ容器又ハ被包ニ其ノ氏名又ハ商號、主タル營業所所在地、用法並用量ヲ明記スベシ

第五條 地方長官ハ衛生上危害ヲ生ズルノ虞アリト認ムルトキハ第一條第二項又ハ第二條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ許可ヲ受ケタル事項ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第六條 地方長官ハ本令又ハ本令ニ基キテ爲シタル處分ニ違反スル飲食物、防腐劑又ハ漂白劑ニ關シテ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得

本令又ハ本令ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタル營業者ニ關シテ亦同ジ

第七條 地方長官ハ本令ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第八條 左ニ掲グル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス但シ第一條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタル場合ニ於テハ其ノ事實ヲ知ラザルトキト雖モ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

一 第一條各項ノ規定ニ違反シタル者

二 第二條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケズシテ防腐劑又ハ漂白劑ノ發賣ヲ爲シタル者

三 第二條第一項ノ規定ニ違反スル防腐劑又ハ漂白劑ヲ販賣シタル者

四 第三條ノ規定ニ違反スル防腐劑又ハ漂白劑ノ發賣ヲ爲シタル者

五 第四條ノ規定ニ依リ表示ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ表示ヲ爲シタル者

六 第五條ノ規定ニ依リ處分ニ違反シタル者

第九條 營業者ガ未成年者、禁治産者又ハ法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ代表者ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附 則

第十一條 明治三十六年九月内務省令第十號飲食物防腐劑取締規則ハ之ヲ廢止ス

第十二條 本令公布前地方長官ノ許可ヲ得テ發賣セル防腐劑ニ付テハ本令ニ依リ發賣ノ許可ヲ得タルモノト看做ス

(C) 飲食物防腐劑、漂白劑取締規則第一條第一項ニ依リ指定(昭和三年六月十五日 内務省令第三號)

一 亞硫酸、次亞硫酸、其ノ化合物及之ヲ含有スル物ヲ別ニ定ムル所ノ飲食物中亞硫酸試驗法ニ適合スル範圍内ニ於テ使用スルコト

二 安息香酸及安息香酸「ナトリウム」ヲ別ニ定ムル所ノ天然果實汁及天然果實蜜類中安息香酸試驗法ニ適合スル範圍内ニ於テ天然果實汁及天然果實蜜類ノ製造又ハ貯藏ニ使用スルコト但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ容器又ハ被包ニ安息香酸又ハ安息香酸「ナトリウム」ヲ含有スル旨明記スベシ

(D) 飲食物中亞硫酸試驗法並天然果實汁及天然果實蜜類中安息香酸試驗法(昭和三年六月十五日 内務省令第二四號)

内容約七百五十立方「センチメートル」ノ圓底硝子壺ヲ取り之ニ二孔ヲ有スル栓ヲ施シ其一孔ニハ殆ト壺底ニ達スル硝子管(甲)他ノ

一般飲食物其ノ他の物品に關する取締

飲食物防腐劑、漂白劑取締規則第一條指定

飲食物中亞硫酸試驗法並天然果實汁及天然果實蜜類中安息香酸試驗法

一孔ニハ壘頸ニ終ル硝子管(乙)ヲ挿入シ乙管ヲ「リービヒ」冷却器ニ連結シ冷却器ニハ有孔栓及接續管(下端ノ内徑約五「ミリメートル」ヲ有スルモノ)ニヨリ球附U字管(兩側ノ球約二百立方「センチメートル」底部ノ球約五十立方「センチメートル」ノ内容ヲ有スル「ペリゴ」管)ヲ附シ甲管ヨリ炭酸瓦斯(過「マンガン」酸「カリウム」溶液ヲ以テ洗滌セルモノ)ヲ通ジテ装置内ノ空氣ヲ全ク驅除シタル後「ペリゴ」管ニ澱粉糊液五十立方「センチメートル」ヲ容レ「ヨードカリウム」一「グラム」ヲ添加シ「ピウレット」ヨリ五十分定規「ヨード」液一乃至二滴ヲ加ヘタル後炭酸瓦斯ヲ通ジツツ硝子壘ヲ緩カニ開栓シ檢體二十五「グラム」(固形ノ檢體ニ在リテハ細割セルモノ)ヲ容レ一旦煮沸シタル水百八十立方「センチメートル」ヲ以テ之ヲ洗入シ「タンニン」酸〇・二「グラム」及二十五「プロセント」ノ燐酸二十五立方「センチメートル」ヲ加ヘ再ビ栓ヲ施シ絶ヘズ炭酸瓦斯ヲ通ジツツ十五分時間經過シタル後注意シテ加熱シ一分時間四十乃至五十滴ノ溜出速度ニ於テ蒸餾シ「ペリゴ」管中ノ溶液脱色セントスルトキハ更ニ「ピウレット」ヨリ「ヨード」液ヲ滴加シツツ絶ヘズ淡藍色又ハ淡紫色ヲ呈セシメ蒸餾液溜出シ始メテ正確ニ一時間蒸餾スルニ茲ニ消費シタル五十分定規「ヨード」液(「ヨード」液一滴ニヨル「ヨード」澱粉ノ藍色乃至紫色一分時間以上持続スルヲ要ス)ハ乾杏果ニ在リテハ三十九・一立方「センチメートル」「ゼラチン」ニ在リテハ十九・五立方「センチメートル」糖蜜ニ在リテハ十一・七立方「センチメートル」葡萄酒ニ在リテハ七・八立方「センチメートル」其他ノ飲食物ニ在リテハ一・二立方「センチメートル」ヲ過グベカラズ(五十分定規「ヨード」液一立方「センチメートル」ハ無水亞硫酸〇・六四「ミリグラム」ニ相當ス)

乾果類ニ在リテハ其細割セルモノ二十五「グラム」ヲ乳鉢内ニ取り六「プロセント」ノ「ナトロン」滴液三十立方「センチメートル」ヲ加ヘ善ク研和シテ糜粥狀トナシ三十分時間放置シタル後之ヲ蒸餾壘ニ容レ試驗スベシ

澱粉糊液製法 馬鈴薯澱粉〇・二「グラム」ヲ少量ノ水中ニ混攪シ之ヲ沸湯二百立方「センチメートル」中ニ注加シ攪拌シツツ一乃至二分時間加熱シタル後茲ニ得タル糊液ヲ乾燥濾紙ヲ用ヒ温ニ乗ジテ濾過シ冷後之ヲ使用スベシ本液ハ用ニ臨ミテ製スベシ

天然果實汁及天然果實蜜類中安息香酸試驗法

檢體百「グラム」ヲ内容二百立方「センチメートル」ノ調度硝子壘ニ取り飽和食塩溶液ヲ加ヘテ約百五十立方「センチメートル」トナシ

次ニ食塩ノ粉末ヲ加ヘテ溶解セシメ飽和スルニ至リ十「プロセント」ノ「ナトロン」滴液ヲ以テ「アルカリ」性トナシ飽和食塩溶液ヲ加ヘテ全量ヲ二百立方「センチメートル」トナシ時々振盪シツツ二時間以上放置シ上液澄明トナルニ至リ乾燥濾紙ヲ用ヒテ之ヲ濾過シ濾液百立方「センチメートル」(檢體五十「グラム」ニ相當ス)ヲ圓筒形分液漏斗ニ容レ稀塩酸(十)ヲ以テ中和シ更ニ同塩酸五立方「センチメートル」ヲ追加シ注意シテ四回各「エーテル」及石油「エーテル」(沸騰點六十度以下ノモノ)同容量混液五十立方「センチメートル」ヲ以テ振盪シ「エーテル」振盪液ヲ合シ三回各水五立方「センチメートル」ヲ以テ振盪洗滌シタル後無水硫酸「ナトリウム」適量ヲ加ヘ時々振盪シツツ三十分時間乾燥シ次ニ乾燥濾紙ヲ用ヒテ之ヲ小「エルレンマイエル」硝子壘ニ濾入シ少量ノ無水「エーテル」ヲ以テ分液漏斗及濾紙ヲ善ク洗滌シ重湯煎上ニテ六十度以下ノ温ニ於テ蒸餾シ殘留液約五立方「センチメートル」トナルニ至リ之ヲ重湯煎上ヨリ去リ乾燥空氣ヲ通ジテ「エーテル」分ヲ揮散セシメ殘留物ヲ再ビ少量ノ無水「エーテル」ニ溶解シ之ヲ内徑一・五乃至一・八「センチメートル」高サ十五乃至十六「センチメートル」ノ試驗管ニ移シ少量ノ無水「エーテル」ヲ以テ硝子壘ヲ善ク洗滌シ「クロール」カルチウム」管ヲ通過セシメタル空氣ヲ通ジツツ三十度以下ノ温ニ於テ徐々ニ蒸發乾燥セシメ次ニ直徑三・五「センチメートル」高サ七「センチメートル」ヲ有スル秤量壘ニ流動「ペラフィン」ヲ四「センチメートル」ノ高サマデ滿タシ二孔ヲ有スル石棉板ヲ以テ覆蓋シ其一孔ニ塞暖計他ノ一孔ニ前上ノ試驗管ヲ挿入シ其下端ヨリ約四「センチメートル」ノ處マデ「ペラフィン」中ニ没入セシメ百八十乃至百九十度ニ於テ約一時間熱シタル後注意シテ昇華物ノ附着セル處ヨリ約一「センチメートル」ノ下方ニ鑊傷ヲ附シ熾灼シタル硝子棒ヲ以テ試驗管ヲ切斷シ硫酸除濕器内ニ容レ一時間乾燥ノ後昇華物ヲ少量ノ「アルコホル」(「フェノール」フタレイシニ對シ中性ナルヲ要ス)ニ溶解シ試驗管ヲ善ク洗滌シ「フェノール」フタレイシヲ標示藥トナシ二十分定規「ナトロン」液ヲ以テ測定スルニ該液ヲ費スコト四・九立方「センチメートル」ヲ過グベカラズ(二十分定規「ナトロン」液一立方「センチメートル」ハ安息香酸六・一〇四「ミリグラム」ニ相當ス)

(E) 清酒中「サリチール」酸ノ試驗法 (明治三十六年九月二十八日內務省令第一二號) (昭和三年六月內務省令第二六號改正)

清酒二立方「センチメートル」ニ蒸餾水ヲ和シテ百立方「センチメートル」トナシ其ノ五立方「センチメートル」ヲ内容約五十立方「セ

一般飲食物其の他の物品に關する取締

清酒中「サリチール」酸の試驗法

ンチメートルノ分液漏斗ニ取り之ニ稀硫酸(十「プロセント」)三滴及揮發石油(攝氏六十乃至百二十度ニ於テ蒸餾スルモノ)十五立方「センチメートル」ヲ注加シ五分間強ク振盪シテ静置シテ下層ノ水溶液ヲ除去シ殘留シタル揮發石油ヲ蒸餾水十立方「センチメートル」ト共ニ強ク振盪シテ静置シテ二分間析出スル下層ノ水溶液ヲ内徑約一・五「センチメートル」ノ無色試験管ニ取り之ニ過「クロール」鐵液(約一「プロセント」)一滴ヲ和シ直ニ白紙上ニ於テ上面ヨリ透視スルニ呈色スヘカラス

(F) 清酒ノ製造又ハ貯藏ニ關シ飲食物防腐劑、漂白劑取締規則ヲ適用セサル件(大正三年十二月二十四日內務省令第二九號、昭和三年六月內務省令第二五號改正)

清酒ノ製造又ハ貯藏ニ關シ別ニ定ムル所ノ清酒中「サリチール」酸試験法ニ適合スル程度以內ニ於テ「サリチール」酸ヲ使用スル場合及之ヲ使用シタル清酒ヲ販賣陳列又ハ貯藏スル場合ニ付テハ當分ノ内昭和三年六月內務省令第二十二號飲食物防腐劑、漂白劑取締規則ヲ適用セズ

四 メチールアルコール(木精)

略稱(法第十五號)飲食物其他の物品取締に關する件(法律)
(規則)メチールアルコール(木精)取締規則(內務省令)

(一) 解説

メチールアルコール(木精)が人體に甚しい危害を與へることは現今では周知のことであつて吾人は實に澤山の實例を経験してゐるのである。其の最も著しい例としては西曆一九一一年のクリスマス夜の獨逸國伯林に於ける無宿人救護所に於て飲用されたるメチールアルコール製造の火酒に依り中毒者一六一名中六七名の死者と數名の失明者を出したことであつて、我が國に於ても明治四十五年三月東京市本所區の某酒店にて販賣せるメチールアルコール製造の人造ブランデー、燒酎等により數名の中毒死亡者、失明者を出した事件があり、同四十五年五月內務省令第八號を以つてメチールアルコール(木精)取締規則が公布され此の物を一般飲食物に使用出來ないのみならずメチールアルコール

メチールアルコール(木精)の取締

解説

メチールアルコールの危険性

清酒の製造又は貯藏に關し飲食物防腐劑、漂白劑取締規則を適用せざる件

を含有する物には總て其の旨の表示を必要とすることになつた。其の後に至つてメチールアルコールは從來の如く木材の乾溜でなく全くの合成に依り純品が造らるるやうになりメタノールと稱されて市場に現れるに及び、本品が其の外観、香味等酒精に相似たる點あるを奇貨として特に合成酒等に於ける贋造品が屢々出現することとなり遂に昭和八年秋には東京市を中心とする近縣に於てメチールアルコール贋造燒酎に依り三〇名の死者と一一名の失明者を出せる本邦に於ける最大のメチールアルコール中毒事件を發生するに至つた。斯かる實害の甚しい物質であるから本規則の施行に當つては地方長官(東京府にては警視總監、以下之に倣ふ)は勿論法第十五號を適用してメチールアルコールを含有する疑ある物品に對しては無償收去をすることが出來ることになつて居り又違反品の廢棄及營業者に對しては營業の禁止、停止が出來ることになつてゐる。(規則第五條、第六條)

(二) 取締規定

メチールアルコールは上述の如く衛生上危険の虞が多いので左の如き規定がある。

(イ) メチールアルコールを含有する飲食物は販賣することも若くは其の目的で製造、陳列又は貯藏することも出來ないこと(規則第一條)

(ロ) メチールアルコール又はメチールアルコールを混和した物品には其の容器に「メチールアルコール(木精)」又は「メチールアルコール(木精)混和」の文字を明記することなくして販賣又は其の目的で陳列若くは貯藏が出來ないこと(規則第二條)

(ハ) メチールアルコールの製造者、輸入者又は販賣者は帳簿に依つて其の製造高、受入高、讓渡高、受入先、讓渡先、其の年月日及讓渡先使用の目的を明記し置くこと(規則第三條)

(ニ) 前記の帳簿は十年間保存を要し且つ地方長官は當該吏員をして自由に此の帳簿を檢閲せしむることが出來る

一般飲食物其他の物品に關する取締

こと(規則第三條、第四條)

尙メチールアルコールを含有する飲食物は主に酒類であるが之等に於けるメチールアルコールの試験法は「メチールアルコール(木精)取締規則中清酒及葡萄酒ノ類並酒精燒酎「ブランデー」及「ウイスキー」ノ類ニ於ケル「メチールアルコール」試験方法に依ることに規定されてゐる。

罰則

(三) 罰 則

メチールアルコールは衛生上重要な意義を有するので罰則も相當重くなつてゐる。

メチールアルコール含有の飲食物の販賣又は其の目的にて製造、陳列、貯藏を爲したる者及メチールアルコール又はメチールアルコール混和の物品に其の旨を明記せざる者に對しては百圓以下の罰金又は三箇月以下の懲役に處する事となつてゐる。(規則第七條)

其の他の違反に對しては五十圓以下の罰金となつてゐる。(規則第八條)

尙營業者が未成年者、禁治産者又は法人の場合は其の罰則は法定代理人又は代表者に課されること(未成年者にて營業上成年者と同能力ある者は本人)及雇人、家族等の違反も營業者が處罰を受けることは他の關係法規の場合と全く同様である。(規則第九條)

(四) 關係法令

(A) 飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル件(明治三十三年二月法律第一五號)

第四二〇頁參照

(B) メチールアルコール(木精)取締規則(明治四十五年五月二十八日內務省令第八號)

第一條 メチールアルコール(木精)ヲ含有スル飲食物ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ製造、陳列若ハ貯藏スルコトヲ得ス

關係法令
飲食物其の他の物品取締に關する件
メチールアルコール(木精)取締規則

第二條 メチールアルコール(木精)又ハメチールアルコール(木精)ヲ混和シタル物品ニハ其ノ容器ニ「メチールアルコール(木精)」又ハ「メチールアルコール(木精)混和」ノ文字ヲ明記スルニアラサレハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列若ハ貯藏スルコトヲ得ス

第三條 メチールアルコール(木精)ノ製造者、輸入者又ハ販賣者ハ帳簿ヲ作製シ其ノ製造高、受入高、讓渡高、使用高、受入先、讓渡先其ノ年月日及讓渡先使用ノ目的ヲ記入スヘシ

地方長官ハ當該吏員ヲシテ前項ノ帳簿ヲ檢閲セシムルコトヲ得

第四條 前項ノ帳簿ハ十年間之ヲ保存スヘシ

第五條 メチールアルコール(木精)ヲ含有スル飲食物及其ノ營業者ニ關シテハ地方長官ハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得

第六條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第七條 第一條又ハ第二條ニ違背シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ三月以下ノ懲役に處ス

第八條 第三條第一項又ハ第四條ニ違背シタル者若ハ第三條第二項ノ檢閲ヲ拒ミタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

一般飲食物其の他の物品に關する取締

附 則

東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

(C) 「メチールアルコホル」(木精)取締規則中清酒及葡萄酒ノ類並酒精燒酎「ブランデー」

及「ウイスキー」ノ類ニ於ケル「メチールアルコホル」試験方法(明治四十五年六月五日
内務省訓令第七號)

「メチールアルコホル」(木精)取締規則中清酒及葡萄酒ノ類並酒精燒酎「ブランデー」及「ウイスキー」ノ類ニ於ケル「メチールアルコホル」試験方法

「メチールアルコホル」(木精)取締規則中清酒及葡萄酒ノ類並酒精燒酎「ブランデー」及「ウイスキー」ノ類ニ於ケル「メチールアルコホル」試験方法左ノ通定ム

一 清酒及葡萄酒ノ類ニ在リテハ檢體二百立方センチメートルヲ内容約五百立方センチメートルノ硝子壺ニ取り之ニ炭酸石灰約三グラムヲ加ヘ左圖ノ如キ割温蒸餾管ヲ用ヒ八十度ヲ超ヘサル温ニ於テ約二時間ニ蒸餾シテ得タル「アルコホル」ヲ以テ左ノ試験ヲ行フヘシ

前項ノ「アルコホル」〇・一立方センチメートルヲ試験管ニ取り之ニ「プロセント」ノ過「マンガン」酸「カリウム」溶液五立方センチメートル及硫酸〇・二立方センチメートルヲ加ヘ二乃至三分時間ノ後八「プロセント」ノ「蓴酸」溶液一立方センチメートルヲ以テ脱色シ試験管内ノ混液黄色ヲ呈スルニ至レハ更ニ硫酸一立方センチメートルヲ加ヘテ振盪シ全ク脱色シタル後之ニ「フクシン」亞硫酸液五立方センチメートルヲ加ヘ試験管ヲ栓塞シ輕ク搖盪シタル後一時間放置スヘシ

「フクシン」亞硫酸液製法

結晶「フクシン」ノ粉末トナセルモノ約〇・二グラムヲ内容百立方センチメートルノ共栓硝子壺ニ取り蒸餾水八十八立方センチメートル及重亜硫酸「ナトリウム」(白色ノ結晶性粉末約〇・七グラムヲ加ヘテ溶解シ一時間ノ後之ニ塩酸二十五滴ヲ加ヘテ密栓シ光ヲ遮リ冷處ニ貯フヘシ
本品ハ無色或ハ微黄色ノ液ナリ

本品五立方センチメートルヲ試験管ニ取り之ニ十萬分中一分ノ「フォルムアルデヒド」(CH₂O)ヲ含有スル水溶液五立方センチ

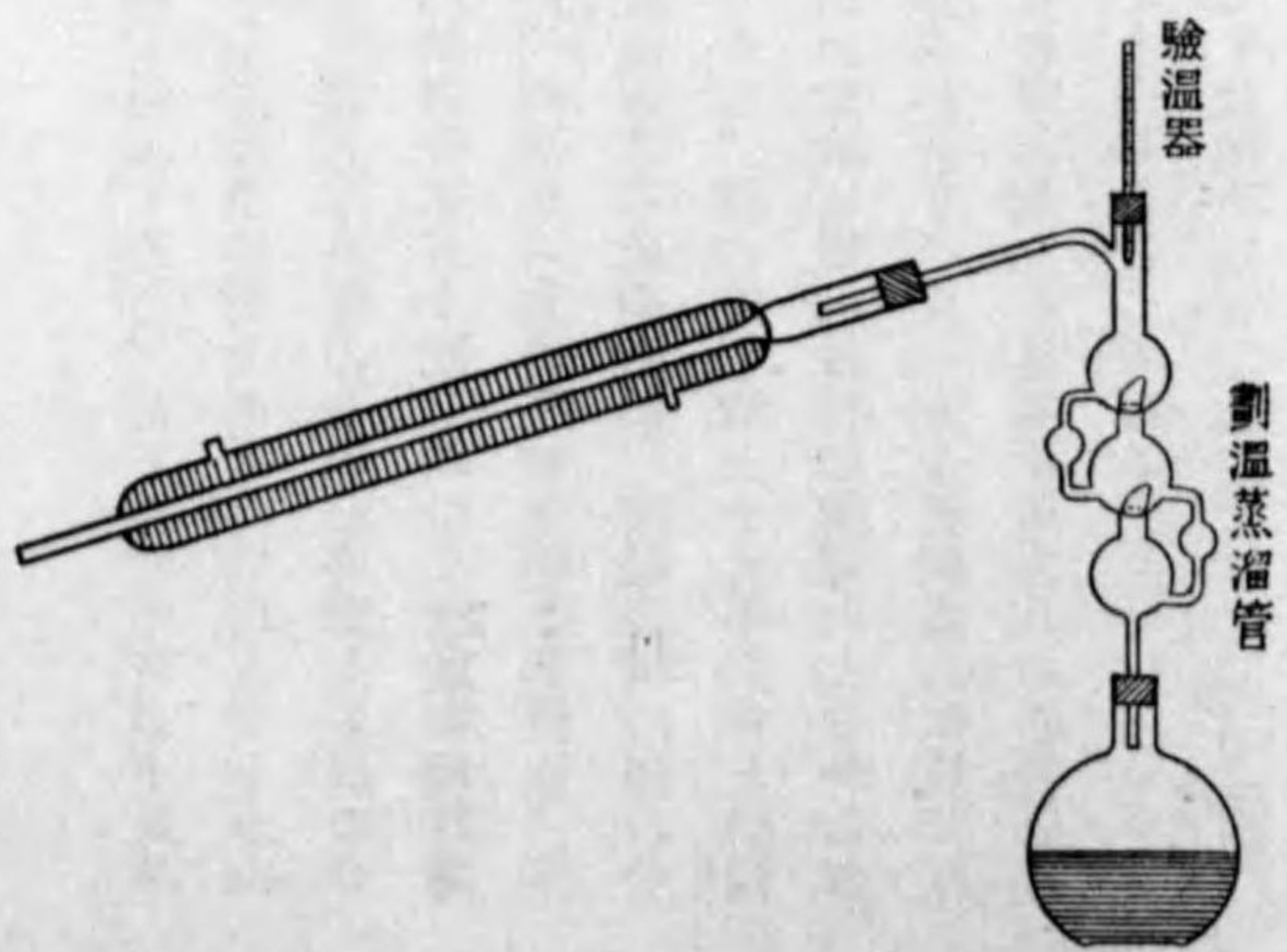
「メチール」及硫酸一立方センチメートルヲ加ヘテ栓塞シ輕ク搖盪シ一時間放置スルニ紫紅色ヲ呈セサル可ラス

前項ノ試験ニ於テ呈色シタルトキハ更ニ左ノ試験ヲ行フヘシ

前試験殘餘ノ「アルコホル」ヲ成ルヘク低温ニ於テ蒸餾シ十立方センチメートルヲ取り之ニ「プロセント」ノ過「マンガン」酸「カリウム」溶液二百五十立方センチメートル及硫酸十立方センチメートルヲ加ヘテ振盪シ二乃至三分時間ノ後八「プロセント」ノ「蓴酸」溶液ヲ以テ脱色シ蒸餾スヘシ蒸餾中ハ時時蒸餾液約五立方センチメートルヲ取り之ニ塩酸「フェニールヒドラチン」約〇・〇三グラム、二・五「プロセント」ノ「ニトロプルシットナトリウム」溶液四滴及十「プロセント」ノ「ナトロン」滴液一立方センチメートルヲ加フルニ初メハ暗赤色ヲ呈スルモ後ニ蒸餾シ來タルモノハ類藍色ノ反應ヲ呈スルニ至ルヲ以テ此場合ニハ受器ヲ取換ヘ可檢體含有ノ「醱液」ヲ成ルヘク多量ニ採集スルノ目的ヲ以テ同上ノ試験法ニ依リ藍色ヲ呈セサルニ至ル迄蒸餾ヲ持續スヘシ茲ニ得タル醱液ニ炭酸石灰約三グラムヲ加ヘテ更ニ蒸餾シ其醱液ニ過剩ノ「アムモニア」水ヲ注キ八十度ヲ超ヘサル温ニ於テ蒸餾シ濃厚トナシ(游離「アムモニア」揮散ノ後)殆ト無色ノ濃厚液二滴ヲ物體硝子壺ニ取り之ニ昇汞溶液一滴ヲ加ヘテ鏡檢スルニ三放線及多放線狀ノ星狀結晶ヲ認ムルトキハ「メチールアルコホル」ノ存在ヲ徵ス

二 酒精、燒酎、「ブランデー」並「ウイスキー」ノ類ニ在リテハ「アルコホル」含有量ノ多少ニ從ヒ之ニ相當量ノ水ヲ加ヘテ約十八容量「プロセント」トナシタルモノ二百立方センチメートルヲ取り清酒及葡萄酒ノ類ニ於ケル「メチールアルコホル」試験法ニ從ヒ試験スヘシ

一般飲食物其の他の物品に關する取締



五 飲食物用器具

略稱(法第十五號)飲食物其の他の物品取締に關する件(法律)
規則(飲食物用器具取締規則(内務省令))

(一) 解説

飲食物用器具(以下單に器具と稱することがある)は飲食物衛生上重要な意義を有してゐる。若し器具の質の不良なるものを使用するに於ては假令飲食物其の物が良質のものであつても器具より危險物が移行し吾人の口に入るときに於ては飲食物は既に有害なものと變つてゐることが尠なくない。この意味に於て器具は良質のものを必要とするのである。従つて明治三十三年二月に法第十五號が公布されると同年十二月には内務省令第五十號を以つて飲食物用器具取締規則が制定せられた。本規則に於て飲食物用器具と稱されるものは飲食器、割烹具、其の他飲食物の調製器、容器、貯藏器又は量器を云ふ(規則第一條)ので又此の規則に於て衛生上主眼とするところは金屬類、陶磁器類に拘らず有害なる砒素、鉛、銅等の器具からの移行に依る中毒を防止するのが其の目的である。其の後明治三十九年六月と同四十二年十二月に一部改正があつたが、陶磁器其の他珪瑯器具の鉛、砒素等の溶出試験は規則最初の制定のときから何等變更されず少しく苛酷に失すると云ふので當業者を始め諸所より種々の反對論があり、又一方金屬製器具に於ては本規則に適合のものを使用して尙且つ中毒死者を生じたる如き事件を惹起したので産業上の見地及衛生上の危害を考慮し更に昭和十一年七月に内務省令第二十五號を以つて相當廣範圍の改正があり今日となつてゐる。

飲食物用器具は上述の通り衛生上重要なものであるので本規則の執行に關しては地方長官(東京府にては警視總監、以下之に倣ふ)は法第十五號を適用して器具の無償收去を爲し得ることになつて居り尙後に於て詳述する如く金屬製器具にして製造者又は輸入者の符號を附する場合の違反を除く他の總ての違反に對しては販賣の器具の廢棄のみならず之を用ひて製造された販賣用の飲食物の廢棄、及營業者に對しては營業の禁止、停止が出来ることになつてゐる。

(規則第八條、第九條)

(二) 取締規定

器具は取締上之を分つて金屬製器具、珪瑯又は釉藥を施せる器具及哺乳用ゴム製器具の三類として取締つてゐる。而して此の取締の對象となる器具は販賣用の器具及販賣用飲食物に使用される器具であつて自家用の器具にして且つ之にて造つた飲食物も販賣用のものでないものに對しては此の規則は適用されないのである。

(A) 一般金屬製器具

一般金屬製品に共通する規定である。

- 1 器具は鉛一〇%以上を含む合金で製造又は修繕することが出来ないこと(規則第二條)
- 2 器具の飲食物に接觸する部分を二〇%以上の鉛を含む合金で鍍著し又五%以上の鉛を含む錫合金で塗布してはならないこと(規則第三條)
- 3 罐詰用の罐の外部の鍍著及鍍受の鍍著には五〇%以上の鉛を含む合金は使用出来ないこと(規則第三條)
- 4 自己の製造又は輸入した器具には極印等の容易に剝落しない方法で自己の製造又は輸入したことを證するに足る商號又は符號を附すること、但し輸入器具に對しては前述の代りに當分の間自己が輸入せることの證明となるべき票紙で代用しても差支ないこと(規則第五條の二)
- 5 銅或は其の合金で造つた器具又は修繕した器具は飲食物に觸れる部分が其の金屬固有の光澤を持つてゐるか又は鍍金してあるものならば此の鍍金屬が剝脱してゐないものでなければ飲食物營業者は營業上に使用することが出来ないこと(規則第七條)

一般飲食物其の他の物品に關する取締

珫瑯又は釉薬を施せる器具の取締

6 飲食物業者は飲食物の攪拌、磨碎等に用ひる製造器具で飲食物に接觸する部分の銅又は其の合金の剝削され易い装置あるものは營業上に之を使用することが出来ないこと(規則第七條)
以上の内12及び3に於ける修繕又は鐵著の場合は主として金屬器具であるが、場合により他の材料の場合もあるが等しく適用を受けるのである。

(B) 珫瑯又は釉薬を施せる器具

之に屬するものは主として陶磁器であるが珫瑯鐵器の如きも之に屬する。

1 煮沸用器具と非煮沸用器具とに区分し何れも珫瑯又は釉薬を施したる飲食物用器具中鉛又は砒素の試験方法に依つて鉛又は砒素を検出せざるものたること(規則第四條)

2 器具製造地地方長官の許可した方法で非煮沸用器具に施された上繪は前號の規定に拘らず差支ないこと、但し此の際には指定の標章を焼付ける必要があること(規則第四條及規則別記)

(C) 哺乳用ゴム器具

鉛又は亞鉛を含むもので製造出来ないこと(規則第五條)

以上の諸規定に違反したる器具類は之を販賣し又其の目的で貯藏、陳列出来ないのみならず此の器具を飲食物營業用に使用することも出来ない。但し(A)の4に示したものの違反品に對してのみは單に器具の販賣又は其の目的で貯藏、陳列が出来ないことになつてゐる。(規則第六條)

(三) 罰則

本規則の罰則は器具類の中に地方長官の許可を得て一定の標章を附したる上繪のものがある故に、若しこの點に虚偽のあつた場合のみに體刑が課されることになつてゐて其の場合には罰金又は料料である。即ち次の通りである。

罰則

哺乳用ゴム器具の取締

- 1 製造地の地方長官の許可を受けず又は許可されたる方法に據らずして許可のある如き指定の標章を附した者は三月以下の懲役又は百圓以下の罰金(規則第十條の二)
 - 2 其の他の違反に對しては百圓以下の罰金又は料料(規則第十條)
- 尙業者が未成年者、禁治産者又は法人のときは其の處罰は法定代理人又は代表者に課されること(未成年者にて未成年者と營業上同能力を有すと認めらるる者は本人)及雇人、家族等の規則違反に對しても業者自身が處罰を受けねばならぬことに規定されてゐることは他の關係規則の場合と同様である。(規則第十一條)

(四) 關係法令

(一) 法規

(A) 飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル件(明治三十三年二月)

第四二〇頁參照

(B) 飲食物用器具取締規則(明治三十三年十二月内務省令第五〇號)

最近昭和十一年七月内務省令第二五號改正

第一條 本則ニ於テ飲食物用器具ト稱スルハ飲食物、割烹具其ノ他飲食物ノ調理器、容器、貯藏器又ハ量器ヲ謂フ

第二條 營業者ハ飲食物用器具ヲ鉛又ハ百分中鉛十分以上ヲ含ム合金ヲ以テ製造シ又ハ修繕スルコトヲ得ス

第三條 營業者ハ飲食物用器具ノ飲食物ニ接觸スル部分ヲ百分中鉛二十分以上ヲ含ム合金ヲ以テ鐵著シ又ハ百分中鉛五分以上ヲ含ム錫合金ヲ以テ塗布スルコトヲ得ス

罐詰用ノ罐ニ在リテハ營業者ハ外部ノ鐵著及鐵受ノ鐵著ニ百分中鉛五十分以上ヲ含ム合金ヲ使用スルコトヲ得ス

第四條 營業者ハ珫瑯又ハ釉薬ヲ施シタル飲食物用器具ニシテ別ニ定ムル試験方法ニ依リ鉛又ハ砒素ヲ檢出スルモノヲ製造スルコトヲ得ス但シ製造所所在地ノ地方長官ノ許可シタル方法ニ依リ非煮沸用器具ニ施シタル上繪ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一般飲食物其の他の物品に關する取締

關係法令

法規

飲食物其の他の物品取締に關する件

飲食物用器具取締規則

前項但書ノ規定ニ依ル上繪ヲ施シタル飲食物用器具ニハ別記様式ノ標章ヲ燒付クヘシ

第五條 營業者ハ哺乳器具ヲ鉛又ハ亞鉛ヲ含ム護膜ヲ以テ製造スルコトヲ得ス

第五條ノ二 營業者ハ其ノ製造又ハ輸入スル金屬性飲食物用器具ニ極印其ノ他容易ニ剝落セサル方法ヲ以テ自己ノ製造又ハ輸入ニ係ルコトヲ證スルニ足ルヘキ商號其ノ他ノ符號ヲ附スヘシ

輸入者ニ在リテハ當分ノ内自己ノ輸入ニ係ルコトヲ證スルニ足ルヘキ商號其ノ他ノ符號ヲ記載シタル票紙ヲ貼付シテ前項ノ符號ニ代フルコトヲ得

第六條 第二條乃至第五條ニ違背シテ製造若ハ修繕シタル飲食物用器具ハ之ヲ販賣シ販賣ノ目的ヲ以テ貯藏若ハ陳列シ又ハ營業上ニ使用スルコトヲ得ス

第五條ノ二ニ定ムル符號ナキ金屬性飲食物用器具ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ貯藏若ハ陳列スルコトヲ得ス

第七條 銅又ハ其ノ合金ヲ以テ製造シ又ハ修繕シタル飲食物用器具ノ飲食物ニ接觸スル部分ニシテ鍍金屬ノ剝脱シタルモノ又ハ固有ノ光澤ヲ有セサルモノハ營業上ニ使用スルコトヲ得ス

飲食物ノ攪拌、磨碎等ノ用ニ供スル調理器ニシテ其ノ飲食物ニ接觸スル部分ノ銅又ハ其ノ合金ガ剝削セラレ易キ裝置ヲ有スルモノハ之ヲ營業上ニ使用スルコトヲ得ス

第八條 地方長官ハ第二條乃至第五條ニ違背シテ製造又ハ修繕シタル飲食物用器具若ハ之ヲ用ヒタル飲食物又ハ第七條ノ飲食物用器具若ハ之ヲ用ヒタル飲食物ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第九條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第十條 第二條乃至第七條ニ違背シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十條ノ二 第四條第一項但書ノ許可ヲ受ケス又ハ許可ヲ受ケタル方法ニ依ラスシテ上繪ヲ施シタル飲食物用器具ニ同條第二項ノ

標章ヲ附シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 營業者カ未成年者、禁治産者又ハ法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法定代理人又ハ代表者ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

附 則

第十二條 本則ハ明治三十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

附 則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前製造又ハ輸入シタル金屬性飲食物用器具ニ關シテハ第六條第二項ノ規定ヲ適用セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別 記)

備考

標章中ノ數字ハ製造所在地ノ地方長

官ノ指定シタル製造者番號トス



(C)

磁瑯又ハ釉藥ヲ施シタル飲食物用器具中鉛又ハ砒素ノ試験方法(昭和十一年七月内務省令第二六號)
檢品ヲ水ニテ清洗シ煮沸用器具ニ在リテハ之ニ四%ノ醋酸ヲ容レテ熱シ液ノ沸騰シ始メテヨリ一〇分間緩カニ煮沸シタル後直ニ浸

一般飲食物其の他の物品に關する取締

砒素又は鉛を施したる飲食物用器具中
磁瑯又は釉藥を施したる飲食物用器具中
試験方法

液ヲ硝子壺ニ移シテ放冷スベシ又非煮沸用器具ニ在リテハ之ニ四%ノ醋酸ヲ容レ室温ニ於テ一〇分間放置シタル後直ニ浸液ヲ硝子壺ニ移スベシ前上ノ浸液(濁濁セルトキハ濾過シ澄明ト爲スベシ)ニ就キ鉛ニ付テハ甲試験及乙試験ヲ、砒素ニ付テハ丙試験ヲ行フベシ

甲試験 浸液一〇ccヲ試験管ニ取り之ニ三〇%ノ醋酸三ccヲ加ヘタル後クロム酸カリ溶液二滴ヲ和シ三十分間以内ニ黄色ノ濁濁又ハ沈澱ヲ生ズルヤ否ヤヲ檢スベシ

乙試験 浸液一〇ccヲ試験管ニ取り稀硫酸二滴ヲ加ヘ約五〇度ニ加温シ之ニ約五分間硫化水素ヲ通ジタル後五乃至一〇分間放置シ沈澱ヲ生ジタルトキハ之ヲ小徑ノ濾紙上ニ濾取シ硫化水素水ヲ以テ善ク洗滌シタル後之ニ温硝酸三ccヲ注加シ茲ニ得タル濾液ヲ磁皿ニ取り更ニ少量ノ水ヲ右ノ濾紙上ニ注ギ其ノ洗液ヲ棄ル濾液ニ合シ之ニ硫酸一ccヲ加ヘ石棉板上ニ加熱シ白煙ノ發生スルニ至リ放冷シ其ノ殘液ヲ水一〇ccヲ以テ試験管ニ洗入シ之ニ五〇%アルコール三ccヲ加ヘテ善ク混和シ放置シ三〇分間以内ニ白色ノ濁濁又ハ沈澱ヲ生ズルヤ否ヤヲ檢スベシ

丙試験 浸液二ccヲ試験管ニ取り之ニ發煙硫酸二cc及塩化第一錫溶液八ccヲ和シ一時間以内ニ黃褐色乃至暗色ヲ呈スルヤ否ヤヲ檢スベシ

前記甲試験及乙試験何レモ陽性ナルトキハ鉛ノ存在ヲ微シ丙試験陽性ナルトキハ砒素ノ存在ヲ微ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二) 通 牒

飲食物用器具取締規則中改正砒毒又ハ軸藥ヲ施シタル飲食物用器具中鉛又ハ砒素ノ試験方法制定ノ件

衛生局長通牒(昭和十一年七月)

今般省令第二十五號ヲ以テ飲食物用器具取締規則中改正相成候處第四條中改正ハ產業ノ實狀ト衛生取締ノ實際トニ鑑ミ砒毒又ハ軸

通牒
飲食物用器具
取締規則中
改正砒毒又
ハ軸藥ヲ施
シタル飲物
用器具中鉛
又ハ砒素ノ
試験方法

藥ヲ施シタル飲食物用器具ヲ煮沸用器具ト非煮沸用器具トニ分チ上繪付陶磁器ニ付テハ更ニ別個ノ取扱ヲ爲サントスルノ趣旨ニ出テタルモノニ有之第七條中改正ハ飲食物調理器ニシテ飲食物ニ接觸スル部分ノ銅又ハ其ノ合金カ剝削セラレ易キモノハ衛生上ノ危害ヲ生スル虞アルヲ以テ其ノ中特ニ危險甚シト認メラルモノノ使用ヲ禁止セントスルモノニ有之尙本改正ニ伴ヒ内務省令第二十號ヲ以テ砒毒又ハ軸藥ヲ施シタル飲食物用器具中鉛又ハ砒素ノ試験方法制定相成候處右改正規則實施ニ當リテハ左記事項御留意ノ上取締上遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

記

第一 第四條第一項但書ノ規定ハ非煮沸用陶磁器ニ限り之ヲ適用シ上繪付ノ方法ニ付許可ヲ爲スハ左ノ條件ヲ具備スル場合ニ限ル

コト

一 燒成窯ハトンネル窯、電氣窯、又ハ過去ノ實績ニ微シ地方長官ニ於テ適當ト認メタル薪材窯ヲ使用スルコト

二 燒成火度ハ七百度以上タルヘキコト

三 繪具ハ前號ノ燒成火度ニ適合スルモノニシテ地方長官ノ指定シ又ハ適當ト認メタルモノヲ使用スルコト

第二 第四條第一項但書ノ許可ヲ爲シタル場合ハ監督員ヲ派遣スルト共ニ工業組合其ノ他ノ關係團體ヲシテ自治的檢査ヲ勵行セシ

ムル等常時取締ノ徹底ヲ期スルコト

第三 第四條ノ規定ハ飲食物ニ接觸スル部分以外ヨリ鉛又ハ砒素ヲ檢出スル器具ニ對シテハ之ヲ適用セサルコト

第四 第四條ノ施行ニ關スル左ノ通牒及回答ハ本改正規則施行ノ日ヨリ廢止セラレヘキコト

一 島根縣知事照會ニ對スル明治三十四年二月衛甲第五號衛生局長回答

二 大阪府知事照會ニ對スル明治四十三年二月阪第五〇三號衛生局長回答

三 德島縣知事照會ニ對スル大正六年六月二十六日付衛德第一五三號衛生局長回答並同伴ニ關スル同年同月同日付同號兵庫縣知

事宛衛生局長通牒

一般飲食物其の他の物品に關する取締

四 大正十二年七月十二日付衛保第三〇一號各地方官宛衛生局長通牒（岐阜縣知事照會ニ對スル同年同月同日付同號衛生局長
回答ヲ含ム）

第五 珓瑯又ハ釉藥ヲ施シタル飲食物用器具ニシテ本改正規則施行前ノ製造ニ係ルモノニ付テハ從前通取締ルコト

六 人造バター

人造バターの
取締

略稱 規則↓人造バター表示に關する件（農商務省令）

解説

(一) 解説

バターは本來牛乳の脂肪のみより製せらるるものなるも其の使用の目的及價額の關係より夫れの代用品として他の動物の脂肪を用ひ又は之を牛乳の脂肪と混合して造つたものが澤山ある。之等を真正のバターと誤認せらるることを避けんがため大正三年五月農商務省令第十二號を以つて人造バター表示に關する件を公布し人造バターに對しては人造バターたることの明示をすることを命じたのであるが、營業者の中には文字を不明瞭に書いたり小さく書いたりして尙弊害があるので遂に昭和九年十月農林、商工省令を以つて之を大改正し今日に至つてゐる。次の通りである。

取締規定

(二) 取締規定

人造バターは次の如くして嚴に真正バターと區別して公衆一般に誤認することなからしめんことを期してゐる。

(イ) 真正のバター（乳脂以外の脂肪を含まぬもの）に非ざる食用脂肪を販賣せんとする場合には其の容器又は包装に「バター」なる文字又はバターなる意味を表す文字を用ひられないこと、但し「人造バター」なる表示は差支ないこと（規則第一條）

(ロ) 自己の製造又は販賣のバターならざる食用脂肪に「人造バター」なる表示をなさんとするときには容器又は包

装に之を明瞭な文字で表した標章を附け、其の標章には氏名（又は名稱）及住所（又は主たる事務所所在地）を併記すること（規則第二條）

(ハ) 前述の標章は容器又は包装の同一面に附け「人造バター」の文字は同色且つ同大の文字にて一列に記すこと（規則第二條）

(ニ) 營業者は前述の標章を豫め住所又は事務所所在地の地方長官に届出て置くことを要すること、地方長官が届出の標章の「人造バター」の文字の表示が不適當なりと認めた際には其の變更を命じ得ること（規則第三條）

罰則

(三) 罰則

本規則は真正バターとの混同を避け贋造を豫防する目的のために違反者に對しては其の處罰重く體刑も課し得られることになつてゐる。即ち次の通りである。

1 前記（イ）（ロ）（ハ）の規定に違反せる場合は三月以下の懲役又は百圓以下の罰金（規則第四條）

2 （ニ）に示せる標章の届出をなさず又この規定に依る地方長官の命令に従はない者には百圓以下の罰金（規則第四條）

尙營業者が未成年者、禁治産者又は法人の場合には其の處罰は法定代理人又は代表者に課されること（未成年者にても營業上成年者と同能力を有する者は本人）及雇人、家族等の違反も營業者自身が處罰を受けることに規定されてゐることは他の關係規則と同様である。（規則第五條）

(四) 關係法令

人造バター表示ニ關スル件（大正三年五月農商務省令第一二號）
昭和九年十月農林、商工省令改正

關係法令
人造バター表
示に關する件

第一條 バター（乳脂以外ノ脂肪ヲ含有セザルモノ）ニ非ザル食用脂肪ヲ販賣セントスルトキハ其ノ容器又ハ包装ニバターナル文字

一般飲食物其の他の物品に關する取締

又ハバタータルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ但シ人造バターナル表示ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 バターニ非ザル食用脂肪ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル者人造バターナル表示ヲ爲サントスルトキハ容器又ハ包装ニ明瞭ナル文字ヲ以テ之ヲ表示シタル標章ヲ附シ且其ノ標章ニハ氏名又ハ名稱及住所又ハ主タル事務所所在地ヲ併記スベシ

前項ノ規定ニ依ル標章ハ容器又ハ包装ノ同一面ニ之ヲ附シ且人造「バター」ナル表示ハ同大同色ノ文字ヲ以テ一列ニ之ヲ爲スベシ

第三條 前條ノ業者ハ其ノ使用セントスル同條ノ標章ヲ豫メ住所又ハ主タル事務所所在地ノ地方長官ニ届出ツベシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ届出アリタル標章ニ付人造バターナル文字ノ表示方法不適當ト認メタルトキハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第四條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

前條ノ規定ニ依リ届出ツベキ標章ノ届出ヲ爲サズ又ハ同條ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令ニ從ハザル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條 營業者ガ未成年者、禁治産者又ハ法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人又ハ代表者ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附 則

本令ハ昭和九年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三編 實務要綱

實際業務に従事する者が等しく知らんと欲する事であり又知らねばならぬ事は實務上常に必要な事柄例へば官廳に提出すべき願届書に關する手續事項であるとか販賣、授與に際して執らねばならぬ手續規定等は第一、第二兩編に述べた法文解釋のみを以つてしては確實に窺知する事が出来ぬ。何故かと云へば之等手續規定の細目に關しては其の大部分が地方廳令に定めらるる處のものであるが故である。従つて之が完全な指針を與ふる事は各地方廳令を基礎として一々説明する外ないのであるが斯くの如きは到底實行不可能な事である。然し其の何れもが前編説く處の法律乃至は内務省令に基いて發せられた施行細則に外ならぬので其の根本は各府縣共同様であり僅かに手續上の細目が相違する程度に過ぎぬものである。故に本編に於ては便宜上主として警視廳令に依る規定を基礎として記載する事とし且つ總て可及的簡單明瞭を旨とした。依つて理論的根據に關しては第一、第二編によつて詳細を知悉する必要がある。又願届書類其の他の様式中に記載した數字は「注意事項」中の番號を示す。例へば藥劑師免許に關する事項中「藥劑師免許申請書様式」に②とあるは同「注意事項」②に於て説明する事を意味するものである。

尙本編に掲げた様式或は記載例は地方廳令に規定する處に極めて忠實に準據した積りであるが然し概略の指針を例示したに過ぎず且つ警視廳令に據つたものが多いので細目に關しては各地方取締官廳の指示或は所定様式に従ふべきは勿論である。即ち各様式中に宛名に「警視總監(地方長官)」と記載したるは東京府以外の場合に當該廳府縣令に據るべきことを指示したものである。

一 藥劑師免許に關する事項

假令大學、藥學專門學校を卒業しても又は藥劑師試験に合格しても藥劑師の免許を受けない限り藥劑師の資格に伴ふ業務に従事する事が出来ないのは當然の事なので誰もが學校を卒業し或は藥劑師試験に合格すれば一日も速かに藥劑師たらんと欲するのは人情の然らしむる處である。従つて特に三月、四月の卒業期になると全國から免許願が内務省に殺到するので至急免許を希望する者は一日も速かに完備した願書を提出する事が最も肝要な事である。不備な書類を提出して後で訂正を命ぜられる事は免許が遅れるのみならず官廳に對しても餘分な手数を掛ける事になるので此の點特に注意すべきである。藥劑師の免許に關しては一般出願者の便宜の爲に衛生局長が通牒を以つて書式其の他を一定してゐるのであつてどの府縣より提出する場合でも同様の手續を執れば良いのである。

藥劑師免許申請手續

(一) 藥劑師免許申請手續

〔申請書類〕

- ① 藥劑師免許申請書(第一號様式一五二八頁)
 - ② 卒業證書寫又は試験合格證書寫
 - ③ 身分證明書(第二號様式一五一九頁)
 - ④ 戶籍抄本
 - ⑤ 寫眞 一枚(但し東京府下に於ける申請者に限る)
- 〔注意事項〕
- ① 用紙美濃紙
 - ② 戶籍謄本(又は抄本)は六箇月以内に交付を受けたるものなること
 - ③ 一件書類は申請書、卒業證書又は試験合格證書寫、身分證明書、戶籍謄本(又は抄本)の順序に整備すること

藥劑師免許事項訂正手續

(二) 藥劑師免許事項訂正手續

〔申請書類〕

- ① 藥劑師免許事項訂正申請書(第三號様式一五二二頁)
- ② 藥劑師免許證
- ③ 戶籍謄本(又は抄本)

實務要綱

- ④ 収入印紙(十二圓)は右上部に貼付し且つ消印せざること
- ⑤ 外國藥學校の卒業證書又は外國の藥劑師免許證に依る本邦人の申請書には③の書類の外に履歴書、卒業證書の譯文、藥劑師免許證の寫及其の譯文を添付すること
- ⑥ 申請人が外國人なるときは國籍證明書を添付すること
- ⑦ 警視廳管下に於て出願する者は③の書類以外に寫眞(申請書提出前五箇月内に撮影した名詞型半身無臺紙、其の裏面に住所、氏名、生年月日を記入)一枚を添付すること
- ⑧ 藥劑師免許に關する申請書は住所地を管轄する警察署に差出すこと
- ⑨ 申請書並に資格證書記載の本籍、氏名、生年月日は必ず戶籍謄本(又は抄本)記載の文字と一致すること
- ⑩ 申請書を差出すときは資格證書(卒業證書又は試験合格證書)を持參し本人自身警察署へ出頭すること(警察署は願書受付に際し申請書添付の寫と本證と相違の有無を調査し其の旨寫に證明を與ふると同時に未成年者、精神病者、瘡啞者、盲者等の關係を調査し意見書を添付する必要があるからである)
- ⑪ 身分證明書中末尾の「第 號」以下は市町村に於て記入の事項故「市町村長 殿」迄記載して市町村役場へ提出證明を受けること

第一號樣式(用紙美濃紙)

藥劑師免許證下付申請書

收 入
印 紙

本籍地 縣都市町村番地
現住所 同

族稱 氏

年 月 日 生 名

資 格 何々學校卒業
又ハ
何年何月 藥劑師試驗合格

右藥劑師免許登錄ノ上藥劑師免許證御下付相成度資格證書寫、身分證明書及戶籍謄本(又ハ抄本)相添此段及申請候也

年 月 日

内務大臣 殿

氏

名 氏

藥劑師免許證
下付申請書

身分證明書

第二號樣式(用紙美濃紙)

身 分 證 明 書

本籍地
現住所

氏
年 月 日 生 名

右者藥劑師法第三條、第四條ニ該當セサルコトヲ御證明相成度此段及願出候也

年 月 日

右 氏
名 氏

市町村長 殿

第 號

● 右證明候也

年 月 日

市町村長 氏

名 氏

〔注意事項〕

- ① 用紙美濃紙
- ② 登録事項の變更一件毎に金五十錢の割合を以つて相當する金額の収入印紙を貼付(消印せず)のこと
右の場合族籍、氏名、生年月日及姓の異動等各事項を各一件として通算のこと
- ③ 本申請は三十日以内に爲すこと
- ④ 其他(一)の注意事項参照のこと

(三) 藥劑師免許證再下付手續

〔申請書類〕

藥劑師免許證再下付申請書(第四號様式—五二二頁)

〔注意事項〕

- ① 用紙美濃紙
- ② 収入印紙(一圓)貼付、但し消印せざること
- ③ 再下付の事由は成るべく詳細に記載すること
- ④ 本申請は三十日以内に爲すこと
- ⑤ 其他(一)の注意事項参照のこと

二 藥劑師住所異動に関する事項

藥劑師は法の定むる處に依つて其の身分が保證せられてゐるのであるが其の半面には種々の義務が負はされてゐる

第三號様式(用紙美濃紙)

藥劑師免許事項訂正申請書

| | | |
|-----------|---|--|
| | ● | |
| 收 入 印 紙 | | |
| 舊本籍地 | | |
| 新本籍地 | | |
| 舊族稱 | | |
| 新族稱 | | |
| 舊 氏 名 | | |
| 新 氏 名 | | |
| 舊 年 月 日 生 | | |
| 新 年 月 日 生 | | |

右(他家入籍、復籍、分家、轉籍、改姓名、生年月日誤記發見)ノ爲メ藥劑師免許事項ニ變更相生シ候ニ付之ヲ訂正ノ上御下付相成度別紙藥劑師免許證及戶籍謄本(又ハ抄本)相添及申請候也

年 月 日

右 氏 名 〇

内務大臣 殿

第四號様式(用紙美濃紙)

藥劑師免許證
再下付申請書

藥劑師免許證再下付申請書

収入
印紙

一本籍地
一現住所
一族稱
一氏名

男何
女

年月日生

- 一 再下付ノ事由 ⑤
 - 一 資格取得ノ年月
 - 一 資格取得ノ種類
 - 一 登録年月日
 - 一 登録番號
 - 一 登録後登録事項ノ變更又ハ再下付申請ノ有無(若シ有リトセハ其年月日及事由)
- 右免許證再下付相成度此段及申請候也

内務大臣

殿

年月日

右

氏

名印

藥劑師住所異
動手續(他府
縣より東京府
下へ轉入の場
合)

のであつて住所を異動した場合其の届出を爲さねばならぬのは即ち藥劑師に課せられた義務の一端であると云ふ事が出来る。従つて藥劑師は其の業務に従事すると否とを問はず苟くも藥劑師たる以上住所を變更する毎に而も十日以内に必ず地方長官に届出づべき事が規定せられてゐるのである。然るに藥劑師殊に藥劑師の業務に従事せざる者在つては屢々之が届出を怠る者あるを聞くのは遺憾に堪へぬ。而して其の届出手續は次の如くである。

(一) 他府縣より東京府下へ轉入の場合

〔届出書類〕

① 藥劑師住所異動届(第一號様式—五二四頁)

② 寫眞 一枚

〔注意事項〕

- ① 用紙は成るべく美濃紙を使用すること
- ② 本届は後の住所地所轄警察署を経由すること
- ③ 警察署へ出頭の際は藥劑師免許證を持參すること
- ④ 本届は異動後十日以内に爲すこと
- ⑤ 他の府縣に於ける願届書は當該府縣令に據ること(以下同斷)

(二) 東京府下に於て異動した場合

〔届出書類〕

藥劑師住所異動届(第二號様式—五二五頁)

〔注意事項〕

實務要綱

藥劑師住所異
動手續(東京
府下に於て異
動した場合)

藥劑師住所異動届(他府縣より轉入の場合)

實務要綱
第一號様式

藥劑師住所異動届

| | | |
|------------------------|----------------------------------|-----------------|
| 本籍 族稱 舊住所 新住所 | 此ノ分部ノミ付糊 寫眞貼付 二寸一分 分六寸一 | 本籍 住所 新住所 |
|------------------------|----------------------------------|-----------------|

免許ノ資格
 資格取得年月日
 登録番號
 登録年月日

右 月 日 日頭書ノ通り住所異動仕候ニ付寫眞一葉相添ヘ此段及御届候也
 年 月 日
 警視總監(地方長官) 殿

藥劑師 氏
 年 月 日生 名

藥劑師住所異動届(東京府下に於て異動の場合)

實務要綱

藥劑師住所異動届

| | | |
|------------------------|---|--|
| 本籍 族稱 舊住所 新住所 | 一 免許ノ資格 一 資格取得年月日 一 登録番號 一 登録年月日 | 右 月 日 日頭書ノ通り住所異動仕候ニ付此段及御届候也 年 月 日 警視總監(地方長官) 殿 |
|------------------------|---|--|

藥劑師 氏
 年 月 日生 名

右 氏
 年 月 日生 名

薬局に関する事項

- ① 用紙は成るべく美濃紙を使用すること
- ② 届出は後の住所地所轄警察署を経由のこと
- ③ 住所異動後十日以内に届出ること

三 薬局に関する事項

薬局を開設した場合は十日以内に開設地の地方長官に其の旨届出ねばならぬ。然し實際に於ては諸種の設備であるとか器具、薬品の類の整理等で準備に相当の日子を費す筈であるので勢ひ開局と同時に届出の場合が多いのであるが之と反対に薬局の備準が整はぬ内に開局の届出を爲し爲に開局早々法規違反に問はるる様な例もあるので充分に薬局の設備が整つた後に開局し十日以内に遅滞なく届出の様爲さねばならぬ。

(一) 薬局の開設手續(薬劑師の場合)

〔届出書類〕

① 薬局開設届 〔薬劑師自ら管理する場合(第一號様式—五二八頁)
薬劑師自ら管理せざる場合(第二號様式—五二九頁)〕

② 薬劑師免許證寫

〔注意事項〕

- ① 用紙は成るべく美濃紙を使用すること
- ② 本届は薬局開設後十日以内に薬劑師免許證寫を添付、薬局開設地所轄警察署經由、警視廳へ届出ること
- ③ 名實相伴はぬ如き薬局の名稱例へば薬種商の管理薬劑師が薬局を開設する場合薬種商の姓を冠し何々薬局となし恰

薬局の開設手續(非薬劑師の場合)

も薬種商が薬局を開設するが如き感を公衆に與ふる名稱は認めない

- ④ 届出に際しては薬劑師免許證を持參すること
- ⑤ 第二號様式の届書には薬局開設者及管理薬劑師双方の免許證寫を添付すること
- ⑥ 薬劑師は薬局を開設すれば別に申請又は届出を要せずして醫師の處方箋に依り調劑を爲すことも薬品の販賣は勿論薬局方薬品の製造販賣を爲すことも出来る
- ⑦ 薬劑師は二箇所以上の薬局を管理することが出来る

(二) 薬局の開設手續(非薬劑師の場合)

非薬劑師が薬局の開設を許可さるるのは公共團體及地方長官に於て特に必要と認め許可したる者である。後者に對しては ① 薬局開設者死亡し其の相続人に對し一定の期間薬局開設を認むる特別の事情あるとき ② 公益上薬局開設の必要あるとき ③ 土地の状況に依り公衆衛生上薬局開設の必要あるとき ④ 法人の代表者薬劑師にして直接其の事業經營監督の任に當り事實上薬劑師が開設すると同一視せらるるとき〔三〇頁〕(二)薬局を開設し得る者參照〕等の場合特に必要と認めれば薬局の開設が許可さるのである。

〔願出書類〕

- ① 薬局開設許可願(第三號様式—五三〇頁)但し記載例は右①の場合である
- ② 薬劑師免許證寫

〔注意事項〕

- ① 用紙は成るべく美濃紙を使用すること
- ② 薬局開設事由は假りに例示したに過ぎぬ

薬局の開設手續(非薬劑師の場合)

第一號様式

藥局開設届

住所

藥劑師 氏

年 月 日生 名

一 藥局ノ所在地

一 藥局ノ名稱^⑤

何月何日前記ノ通り藥局開設致シ候間別紙藥劑師免許證寫相添ヘ此段及御届候也

年 月 日

右 氏

名^⑥

警視總監(地方長官) 殿

藥局開設届
(自ら管理す
る場合)

第二號様式

藥局開設届

住所

藥劑師 氏

年 月 日生 名

一 藥局ノ所在地

一 藥局ノ名稱

一 藥局ノ管理者 住所

藥劑師 氏

年 月 日生 名

何月何日より前記ノ通り藥局開設仕リ候間別紙藥劑師免許證寫相添ヘ此段及御届候也

年 月 日

右 氏

名^⑥

警視總監(地方長官) 殿

藥局開設届
(自ら管理せ
ざる場合)

第三號様式

藥局開設許可願

| | |
|--|---|
| 本籍 | 開設者氏名 |
| 住所 | 年月日生 |
| 一 開設ノ場所 | |
| 一 藥局ノ名稱 | |
| 一 藥局開設事由 | 肩書地藥局開設者父亡某 年月 日死亡ニ因リ私儀藥局ヲ相續シ引續キ開設致シ度モ未ダ資格ナキニヨリ管理藥劑師某ヲ以テ管理セシメントスルモノナリ |
| 右者前記ノ通り藥局開設致シ度候間御許可相成度別紙管理藥劑師免許證寫相添ヘ連署ヲ以テ此段及御願候也 | |
| 年月日 | 右 願出人氏名 |
| | 右某 未成年者ナルニヨリ母之ヲ親權ス 氏名 |
| | 住所 藥劑師 氏名 |
| 警視總監(地方長官) | 殿 |

藥局開設許可願

藥局の廢止手續

藥種商、製藥者に關する事項

- ③ 所轄警察署經由のこと
- ④ 出願の際藥劑師免許證持參のこと

(三) 藥局の廢止手續

[届出書類]

藥局廢止届(第四號様式—五三二頁)

[注意事項]

- ① 用紙は成るべく美濃紙を使用すること
- ② 廢止後十日以内に届出を爲すこと
- ③ 藥局を他に移轉した場合は舊場所の藥局は廢止届出を爲し移轉先に於て新たに藥局開設届出を爲すこと
- ④ 藥局を讓渡し又は相續した場合は廢業の届出を爲し讓受け又は相續した藥劑師が新たに開設届出を爲すこと

四 藥種商、製藥者に關する事項

藥劑師は藥劑師法の定むる處に従ひ藥品の製造及販賣を爲すことが出来る。従つて藥局を開設せずして單に藥品の製造又は販賣のみを爲す者は警視廳令の藥種商製藥者取締細則第十一條に依り其の旨警視總監に届出を爲せば宜しいのであるが(第三號様式(五三六頁)参照)藥劑師に非ざる者に在つては地方長官に願出て藥種商又は製藥者の免許を得るに非ざれば藥品の販賣又は製造を爲し得ないのである。而して藥種商、製藥者免許の條件としては藥劑師を管理人として使用する者又は藥種商又は製藥者試験に合格した者たる事である。

第四號様式

藥局廢止届

| | |
|--------------------------|---------|
| 藥局廢止届 | |
| 住所 | 藥劑師 氏 名 |
| 一 藥局ノ所在地 | |
| 一 藥局ノ名稱 | |
| 何月何日限り前記藥局ヲ廢止仕り候間此段及御届候也 | |
| 年 月 日 | 右 氏 名 印 |
| 警視總監(地方長官) | 殿 |

藥劑師を使用する場合の藥種商、製藥者免許申請手續

(一) 藥劑師を使用する場合の藥種商、製藥者免許申請手續

〔申請書類〕

- ① 免許鑑札下付願 個人の場合(第一號様式—五三四頁)
法人の場合(第二號様式—五三五頁)
- ② 藥劑師免許證寫
- ③ 定款寫(法人の場合に限る)

〔注意事項〕

- ① 營業所所在地所轄警察署を經由して申請すること
 - ② 申請の際藥劑師免許證を持參すること
 - ③ 免許鑑札交付手数料金七十錢を現金又は郵便爲替證書にて警視總監官房會計課へ納付すること(手数料納付手續、以下之に做ふ)
 - ④ 管理藥劑師は營業所以外に於て藥劑師の資格に伴ふ業務に従事せざる者たること
 - ⑤ 管理藥劑師は實質的に其の業務の監督管理を爲す者たること
 - ⑥ 警視廳免許藥種商又は製藥者の八字及住所氏名を記した標札(寸法の規定なし)を店頭見易き箇所に掲げること
 - ⑦ 製藥者は一年間に製造した藥品の名稱、數量を翌年一月三十一日迄に所轄警察署を経て警視總監に届出ること
- (此の規定は藥劑師にして藥品の製造販賣を爲す者にも適用されてゐる)

第一號樣式

製藥者免許鑑札下付願

本籍

住所

營業所

製造所(藥種商ハ不用)

出願者 氏

年 月 日 名

右者今般藥劑師何某使用ノ上藥種商(製藥者)營業致シ度候ニ付御許可相成度別紙藥劑師免許證寫相添ヘ連署ヲ以テ此段及御願候也

年 月 日

右

出願者 氏

名 名 名

使用藥劑師 氏

右住所

警視總監(地方長官)

殿

藥種商、製藥者免許鑑札下付願(個人ノ場合)

第二號樣式

製藥者免許鑑札下付願

事務所

營業所

製造所(藥種商ハ不用)

法人ノ名稱

代表者 氏

名

右者今般藥劑師何某使用ノ上藥種商(製藥者)營業致シ度候ニ付御許可相成度別紙定款寫及藥劑師免許證寫相添ヘ連署ヲ以テ此段及御願候也

年 月 日

右

法人ノ名稱

社印

代表者 氏

名 名

使用藥劑師 氏

名 名

右住所

警視總監(地方長官)

殿

藥種商、製藥者免許鑑札下付願(法人の場合)

第三號様式

非開局藥劑師
の藥品販賣
(製造販賣)届

藥品販賣(製造販賣)届

本籍
住所
營業所
製造所(藥品販賣届ハ不用)

藥劑師 氏

年 月 日生 名

右者何月何日ヨリ藥局ヲ開設セスシテ藥品販賣(製造販賣)致シ度候ニ付藥劑師免許證書寫相添ヘ此段及御届候也

年 月 日

右

藥劑師 氏

年 月 日生 名

警視總監(地方長官)

殿

藥種商、製藥
者免許證、札
付願(試驗合
格者の場合)

第四號様式

藥種商免許證札下付願

本籍
住所
營業所
製造所(藥種商ハ不用)

出願者 氏

年 月 日生 名

右者今般藥種商(製藥者)營業致シ度候ニ付御許可相成度別紙藥種商(製藥者)試驗合格證書寫相添ヘ此段及御届候也

年 月 日

右

出願者 氏

年 月 日生 名

警視總監(地方長官)

殿

藥種商、製藥者試験合格者の免許申請手續

(二) 試験合格者の免許申請手續

〔申請書類〕

① 免許鑑札下付願 (第四號様式—五三七頁)

② 試験合格證書寫

〔注意事項〕

① 營業所所在地所轄警察署經由のこと

② 願書提出の際試験合格證書を持参すること

③ 免許鑑札交付手数料金七十錢 (納付手續は(一)の注意事項③参照のこと)

(三) 免許鑑札書換手續

〔申請書類〕

① 免許鑑札書換願 (管理藥劑師變更の場合 (第五號様式—五三九頁) 住所、營業所又は製造所變更の場合 (第六號様式—五四〇頁))

② 免許鑑札

③ 藥劑師免許證書寫 (管理藥劑師變更の場合に限る)

〔注意事項〕

① 免許鑑札再渡手数料一回につき金五十錢 (納付手續は(一)の注意事項③参照のこと)

② 行政區劃、字若くは其の名稱又は地番の變更による免許鑑札の書換に付ては①の手數料を徴收せず

藥種商、製藥者免許鑑札書換手續

藥種商、製藥者免許鑑札書換願(管理藥劑師變更の場合)

第五號様式

製藥者免許鑑札書換願

住所 (法人ハ事務所)

營業所

製造所 (藥種商ハ不用)

(法人ノ場合ハ名稱及代表者氏名)

營業者 氏

年 月 日生 名

新管理藥劑師 氏 名

右 住所

舊管理藥劑師 氏 名

右者 年 月 日 管理藥劑師變更致シ候條免許鑑札御書換相成度別紙免許鑑札及藥劑師免許證書寫相添ヘ

連署ヲ以テ此段及御願候也

年 月 日

右

(法人ハ名稱、社印及代表者氏名、印)

營業者 氏

管理藥劑師 氏

名 名 名 名 ④ ④

警視總監(地方長官)

殿

第六號様式

藥種商、製藥者免許鑑札書の他變更の場

製藥者免許鑑札書換願

新住所(法人ハ事務所)

新營業所

新製造所(藥種商ハ不用)

(法人ハ名稱及代表者氏名)

營業者 氏

年 月 日生 名

舊住所

舊營業所

舊製造所

右者

年 月 日

日肩書ノ通り移轉致シ候條免許鑑札御書換相成度免許鑑札相添ヘ此段及御願候也

右 (法人ハ名稱、社印及代表者氏名、印)

營業者 氏

名 〇

警視總監(地方長官)

殿

指定藥品販賣手續

(四) 指定藥品販賣手續

藥種商は同業者(藥劑師、藥種商、製藥者)以外に對しては指定藥品を販賣又は授與することが出來ぬ。但し藥劑師を使用する場合は此の限りに非ず。此の場合は地方長官に届出を要するのである。

〔届出書類〕

① 指定藥品販賣届(第七號様式一五四二頁)

② 藥種商免許鑑札

③ 藥劑師免許證寫

〔注意事項〕

① 所轄警察署經由のこと

② 出願の際免許鑑札及藥劑師免許證を持參すること

(五) 管理藥劑師住所(氏名)變更手續

〔届出書類〕

① 管理藥劑師住所(氏名)變更届(第八號様式一五四三頁)

② 免許鑑札

〔注意事項〕

所轄警察署經由のこと

(六) 代表者(氏名)變更手續

〔届出書類〕

實務要綱

藥種商、製藥者、指定藥品販賣管理藥劑師住所(氏名)變更手續

藥種商、製藥者代表者(氏名)變更手續

第七號樣式

指定藥品販賣
届

指定藥品販賣届

住所
營業所

(法人ハ名稱及代表者氏名)
營業者 氏

住所
營業所

(法人ハ名稱及代表者氏名)
營業者 氏

右者 年 月 日 藥劑師使用ノ上指定藥品販賣致シ度候間藥種商免許鑑札及藥劑師免許證寫相添ヘ連署
ヲ以テ此段及御届候也

年 月 日

(法人ハ名稱、社印及代表者氏名、印)
營業者 氏

藥劑師 氏

警視總監(地方長官) 殿

名 日生

第八號樣式

藥種商、製藥
者、指定藥品
販賣管理藥劑
師住所(氏名)
變更届

製藥種商
指定藥品販賣
管理藥劑師住所(氏名)變更届

營業所

(法人ハ名稱及代表者氏名)
營業者 氏

管理藥劑師新住所(新氏名)
舊住所(舊氏名)

右者管理藥劑師住所(氏名他家入籍ニヨリ)變更候條免許鑑札相添ヘ此段及御届候也

年 月 日

(法人ハ名稱、社印及代表者氏名、印)
營業者 氏

警視總監(地方長官) 殿

名 日生

第九號様式

藥種商、製藥者代表者(氏名)變更届

| | | | |
|----------------|------------------------------------|---------------|-------|
| 製藥種商代表者(氏名)變更届 | | | |
| 住所(法人ハ事務所) | | | |
| 營業所 | | | |
| 製造所(藥種商ハ不用) | | | |
| 新代表者 氏名(新氏名) | 年 月 日 | (法人ハ名稱及代表者氏名) | 年 月 日 |
| 舊代表者 氏名(舊氏名) | | 營業者 氏名 | |
| 右者 年 月 日 | 日代表者(氏名他家入籍ニヨリ)變更候條免許鑑札相添(此段及御届候也) | 法 人 名 | 稱 社印 |
| 年 月 日 | | 代 表 者 氏 名 | 名 名 |
| | | 營 業 者 氏 名 | 名 名 |
| | | | 名 名 |
| 警視總監(地方長官) | 殿 | | |

藥種商、製藥者、指定藥品販賣廢業手續

藥品製造數量届出手續

①代表者(氏名)變更届(第九號様式一五四四頁)
②免許鑑札

〔注意事項〕

①所轄警察署經由のこと
②藥種商、製藥者の免許は讓受、讓渡又は法人組織の變更等一切認めざるに依り右の場合は一且廢業して新規に願出づべきである。

(七) 廢業手續

〔届出書類〕

①廢業届(第十號様式一五四六頁)
②免許鑑札(返納)

〔注意事項〕

所轄警察署經由のこと

(八) 藥品製造數量届出手續

藥劑師、製藥者は藥種商製藥者取締細則(警視廳令)第十條により一箇年間に製造した藥品の名稱及數量を翌年一月三十一日限り警視總監に届出ねばならぬのである。

〔届出書類〕

藥品製造數量届(第十一號様式一五四七頁)

〔注意事項〕

實務要綱

第十號様式

製藥者商
指定藥品販賣
廢業届

營業所

(法人ハ名稱及代表者氏名)

營業者 氏

名

右者 年 月 日 廢業致シ候條免許鑑札相添へ此段及御届候也

年 月 日

右

(法人ハ名稱、社印及代表者氏名、印)

營業者 氏

名

警視總監(地方長官)

殿

藥種商、製藥者、指定藥品販賣廢業届

藥品製造數量届

第十一號様式

藥品製造數量届

住所
營業所
製造所

(法人ハ名稱及代表者氏名)
藥劑師(製藥者) 氏

年 月 日 名

| 藥品ノ名稱 | 含製 | | 備考 |
|------------|----------------|----|----------|
| | 量 | 造 | |
| メチレンクレオソート | | 個數 | 二〇、〇〇〇瓦 |
| アスピリン錠 | 一錠〇・五瓦 | 個數 | 七五〇瓦 |
| 一〇% 葡萄糖注射液 | 一アンブル 二〇cc入 | 個數 | 四〇、〇〇〇cc |

右之通り 年中ニ於テ藥品製造仕リ候間此段及御届候也

年 月 日

右

(法人ハ名稱、社印及代表者氏名、印)

營業者 氏

名

警視總監

殿

新藥新製劑に
關する事項

届出期間内に遅滞なく届出ること

五 新藥新製劑に關する事項

新藥新製劑とは既に述べた如く何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑の謂である。而して新藥新製劑を製造發賣又は輸入發賣せんとする者は所定の事項を記載して地方長官に届出ねばならぬのである。

(一) 新藥新製劑發賣手續

〔届出書類〕

- ① 新藥(又は新製劑)製造(又は輸入)發賣届(第一號様式一五五〇頁)
- ② 製藥者(又は藥種商)免許鑑札寫又は藥劑師免許證寫
- ③ 見本品

〔注意事項〕

- ① 藥劑師は新藥新製劑の製造發賣及輸入發賣を爲し得るも製藥者は製造發賣のみを、又藥種商は輸入發賣のみを爲し得るものである
- ② 用紙美濃紙
- ③ 所轄警察署經由のこと
- ④ 見本品には名稱、成分分量(成分不明なるものは本質及製造法の要旨)及住所氏名を記載すること
- ⑤ 届出に際しては製藥者(藥種商)免許鑑札又は藥劑師免許證を持參すること
- ⑥ 成分については化學名其の他を以つて出來得る限り明細に記載すること、又製劑の成分分量は錠劑、丸劑、カプセ

新藥新製劑發
賣手續

新藥新製劑の
廢止手續

- ル劑の如きは一個中の含量を、又液劑、散劑、膏劑の如きは百分中の含量を記載すること
- ⑦ 新藥新製劑は届出制度であり別に鑑札の下付はないが届出事項に不備の點がある場合は夫々届出人に對し注意が與へられ又は訂正が命ぜられるので其の指示に従はねばならぬ
- ⑧ 新藥新製劑は單なる届出制度ではあるが衛生上危害を生ずるの虞ありと認めらるる場合は製造發賣又は輸入發賣を禁止せらるるものである
- ⑨ 新藥新製劑を移入發賣せんとする時は規則の上には明文はないが輸入に準じて届出を爲すことになつてゐる

(二) 新藥新製劑の廢止手續

〔届出書類〕

新藥新製劑發賣廢止届(第二號様式一五五一頁)

〔注意事項〕

- ① 用紙美濃紙
- ② 製造又は輸入發賣を廢止した時は十日以内に所轄警察署を經由して届出ること

六 細菌製劑認可に關する事項

細菌製劑即ち痘苗及血清其の他細菌學的豫防治療品を製造又は輸入若くは移入して販賣せんとする者は地方長官の認可を受けねばならぬ。即ち細菌製劑は病原菌を使用するものであるが故に細菌學の知識乏しき者或は無責任な者に對し無制限且つ無條件に製造を爲さしむる事は衛生取締上頗る危険の虞があるので特に内務省令を以つて嚴重な認可の條件が規定せられてゐるのである。依つて其の詳細を述べれば次の如くである。

細菌製劑認可
に關する事項

實務要綱

〔提出書類〕

- ①細菌製劑製造認可願（別記様式）
- ②圖面
- ③主任技術者履歷書

〔注意事項〕

- ①用紙は成るべく美濃野紙を使用すること
- ②願書は三通を作製、所轄警察署經由、警視總監の認可を得ること
- ③添付すべき圖面は附近の概略圖、建物敷地の平面圖

別記様式

細菌學的豫防治療品製造販賣認可願

私儀

今般左記ノ通細菌學的豫防治療品製造（輸、移入）販賣仕度候ニ付御認可相成度此段奉願候也

年 月 日

住 所

氏

名 印

警視總監（地方長官）

殿

左 記

一 製造所ノ名稱及位置

何々研究所

細菌學的豫防
治療品製造販
賣認可願

何區何町何番地

二 製造品ノ種類、製造ノ方法、使用方法、用量、目的、禁忌、有効期限、販賣價格

イ 製品ノ種類

（名稱ヲ記ス）

ロ 製造方法

ハ 使用方法

ニ 用量

ホ 目的

ヘ 禁忌

ト 有効期限

チ 販賣價格

三 製造所ノ建物、畜舎ノ構造、敷地ノ坪數及圖面

（建物構造仕様書ヲ記載ノコト）

（畜舎ナケレバ一ナシート記載ノコト）

（敷地ノ坪數一何十坪何合何々）

圖面ハ別紙ノ通り

四 所長及主任技術者ノ氏名履歷

所長 何 某

主任技術者 何 某

履歷ハ別紙ノ通り

實務要綱

七 醫藥用阿片販賣人に關する事項

醫藥用阿片は醫藥用阿片販賣人に依つてのみ販賣せらるるのであるが而も此の指定販賣人は藥劑師又は藥種商に限られ且つ定員及配置は大體に於て一警察署管内に一名程度であり多くとも三名を出でざる状態に制限されてゐるので缺員の無い限り假令希望しても無制限に指定される譯ではない。然し缺員の生じた時は地方長官に其の指定を申請する時は其の者が醫藥用阿片販賣人として適當なりと認めらるるに於ては指定を受け得るのである。

(一) 醫藥用阿片販賣申請手續

〔申請書類〕

- ① 醫藥用阿片指定販賣申請書(第一號様式一五五五頁)
- ② 資格證書寫
- ③ 履歷書

〔注意事項〕

- ① 所轄警察署經由のこと
 - ② 資格證書寫とは藥劑師免許證書寫又は藥種商免許鑑札寫のこと
- (二) 醫藥用阿片販賣人死亡手續
- 〔届出書類〕
- ① 醫藥用阿片指定販賣人死亡届(第二號様式一五五六頁)
 - ② 醫藥用阿片買上請求書(第三號様式一五五七頁)

第一號様式

醫藥用阿片指定販賣申請書

本籍
住所
營業所

資格何

某
年 月 日生

右者今般醫藥用阿片販賣致度候ニ付御指定相成度資格證書寫及履歷書相添へ此段及申請候也

年 月 日

右 何

某 印

警視總監(地方長官)

殿

第二號樣式

阿片指定販賣人死亡届

住所

營業所

阿片販賣人 何

年 月 日生

右者肩書地ニ於テ阿片販賣人ノ指定ヲ相受ケ營業中ノ處 年 月 日死亡致候條指令書相添ヘ此段及御届候也

年 月 日

右 何 某ノ
相續人又ハ戶主

何

某 ㊦

警視總監(地方長官)

殿

第三號樣式

醫藥用阿片買上請求書

住所

何

某

種類

個數

年 月 日 阿片指定販賣人何某死亡候ニ付右販賣殘餘ノ醫藥用阿片御買上被下度此段請求候也

年 月 日

何區何町何番地

故 醫藥用阿片販賣人

何

某

右相續人 何

某 ㊦

警視總監(地方長官)

殿

③ 指令書（返納）

〔注意事項〕

- ① 所轄警察署經由のこと
- ② 死亡届は相續人より十日以内に届出ること
- ③ 相續人が引續き阿片指定販賣人を希望する時は改めて指定の申請を爲すこと

八 麻薬製造に関する事項

麻薬製造に関する事項

麻薬の製造に關しては内務大臣の許可を要するものと内務大臣に届出を爲すを以つて足るものがある。何れにしても願又は届出を要するのであるが往々にして新薬新製劑の届出を爲したが故に假令麻薬に該當する藥品に在つても麻薬取締規則による届出を爲す必要なしと誤信し爲に其の手續を怠る者が多い。此の點に關しては一般藥業者に於て特に注意する必要がある。其の他麻薬に關する問題は只に國內のみに止まらず國際的にも複雑な關係を有するものであるが故に一營業者が些細な不注意怠慢に依つて爲された違法行爲も時に重大な結果を惹起する事が無いとは限らない。即ち斯くの如き重要性を有するが故に特に嚴重な取締が行はれてゐるのであつて藥業者は常に細心の注意を以つて麻薬の取扱を爲し苟くも法規に違反せざる様心掛くべきである。

(一) 許可を必要とする麻薬の製造手續

許可を必要とする麻薬の製造手續

許可を必要とする麻薬の製造に際しては(第一)に麻薬の種類、設備等に關する許可を得、(第二)に製造數量其の他の許可を得ねばならぬのである。而して(第三)に右の許可を受けた者は毎年所定の期間毎に製造高其の他を届出るのである。右に關する許可又は届出事項の詳細を記載すれば次の如くである。

(第一) 規則第二條に依る麻薬製造許可願

〔願書に記載すべき事項〕

① 製造所在地

② 品名

③ 製造又は貯藏に使用する建造物の位置、構造及設備（圖面添付のこと）

(第二) 規則第三條に依る麻薬製造許可願

〔願書に記載すべき事項〕

① 毎年製造せんとする數量

② 原料の種類、數量及取得方法

(第三) 規則第三條の二に依る麻薬製造届

〔届書に記載すべき事項〕

① 製造したる麻薬の品名及數量

② 拂出したる麻薬の品名及數量

③ 期間末に現在する麻薬の品名及數量

④ 受入れたる原料の種類、數量、受入先及原料が阿片又は第一條第二號の麻薬なる場合に於ては其の百分中に檢出するモルヒネ又はコカイン若しくはエクゴニンの量

⑤ 仕込みたる原料の種類、數量及原料が阿片又は第一條第二號の麻薬なる場合に於ては其の百分中に檢出するモルヒネ又はコカイン若しくはエクゴニンの量

麻薬取締規則第二條に依る麻薬製造許可願

麻薬取締規則第三條に依る麻薬製造許可願

麻薬取締規則第三條の二に依る麻薬製造届

⑥ 期間末に現在する原料の種類及數量

〔注意事項〕

① 用紙は成るべく美濃紙を使用すること

② 正副二通

③ 願届書は何れも製造所所在地地方長官を經由し内務大臣に提出すべきを以つて警視廳に於ては直接衛生部衛生課が受理してゐるが勿論他府縣に在つては所轄警察署に於て受理する處が多い事と思ふ

④ (第三)の届は毎年一月乃至三月、四月乃至六月、七月乃至九月、十月乃至十二月の各期間毎に其の期間満了後二十日以内に届出ること

⑤ 法人は社印及代表者印押捺のこと

(二) 届出を必要とする麻薬の製造手續

届出を必要とする麻薬に在つては先づ製造せんとする時即ち事前に製造の豫定數量其の他の届出を爲し製造後即ち事後に製造した數量其の他の届出ねばならぬのである。

〔製造前の届出書類〕

麻薬製造豫定數量届(第一號様式一五六二頁)

〔製造後の届出書類〕

麻薬製造數量届(第二號様式一五六三頁)

〔注意事項〕

① 用紙は成るべく美濃紙を使用すること

届出を必要とする麻薬の製造手續

- ② 正副二通
- ③ 法人は社印及代表者印押捺のこと
- ④ 製造所所在地地方長官を經由し内務大臣に届出ること(警視廳に於ては衛生部衛生課に於て直接受理)
- ⑤ 製造豫定數量届は製造數量が豫定數量を超過しない限り其の後は届出を要しないが若し超過する時は直ちに製造豫定數量の變更届を爲すこと
- ⑥ 麻薬を原料とし麻薬に非ざるものを製造した場合は製造豫定數量届の要なし、従つて第二號様式により製造數量届出のみを爲せばよろしいのである
- ⑦ 麻薬製造數量届の届出期間は一月三十一日迄である
- ⑧ 麻薬製造數量届は製造を爲さなかつた場合も其の旨届出を爲すこと

(三) 麻薬製造廢止届

〔届出書類〕

麻薬製造廢止届(第三號様式一五六四頁)

〔注意事項〕

- ① 用紙は成るべく美濃紙を使用すること
- ② 製造所所在地地方長官を經由し内務大臣に届出ること(警視廳に於ては衛生部衛生課に於て直接受理)
- ③ 正副二通

九 麻薬の輸移入又は輸移出に関する事項

麻薬の輸移入又は輸移出に関する事項

第一號様式

麻薬製造豫定數量届

麻薬製造豫定數量届

住所
營業所
製造所所在地
一 麻薬製造豫定數量

| 品名 | 原料麻薬名 | 含量 | 一年ノ製造豫定數量 |
|---------|--------|------|-----------|
| 賣薬 春山目薬 | 塩酸コカイン | 〇・二% | 五、〇〇〇瓦 |

二 原料麻薬數量

| 種類 | 使用數量 | 取得方法 |
|--------|-------|--------|
| 塩酸コカイン | 一〇・〇瓦 | 市場ヨリ購入 |

右之通り製造致シ度候間此段及御届候也

年 月 日
内務大臣 殿
資格氏 氏
年 月 日生 名 氏

第二號様式

麻薬製造數量届

麻薬製造數量届

住所
營業所
製造所所在地
一 麻薬製造數量

| 品名 | 原料麻薬名 | 含量 | 昭和 年中製造數量 |
|----|-------|----|-----------|
| | | | |

二 原料麻薬數量

| 種類 | 受入數量 | 使用數量 | 残高 | 受入先 | 營業所氏名 |
|----|------|------|----|-----|-------|
| | | | | | |

右之通り製造致シ候間此段及御届候也

年 月 日
内務大臣 殿
資格氏 氏
年 月 日生 名 氏

第三號様式

麻薬製造廢止届

住 所
營 業 所

資 格

氏 名

名

製造所在地

一 麻薬製造豫定數量

| 品 名 | 原 料 麻 薬 名 | 含 量 | 一 年 ノ 製 造 豫 定 數 量 |
|-----|-----------|-----|-------------------|
| | | | |

二 原料麻薬數量

| 種 類 | 使 用 數 量 | 取 得 方 法 |
|-----|---------|---------|
| | | |

右 年 月 日

日麻薬製造廢止仕候間此段及御届候也

右

氏 名

名[㊟]

内務大臣

殿

麻薬製造廢止届

麻薬輸(移)入手續

麻薬の輸(移)出入に關しては特に嚴重な取締規定が定められてゐるので藥業者は之亦法規違反の無きやう常に注意を爲さねばならぬ。輸(移)出入せんとする藥品に關しては假令少量の藥品見本の様なものでも麻薬に該當するものである以上、輸(移)出入の許可を得なければならぬ事を忘れてはならぬ。

(一) 麻薬輸(移)入手續

〔提出書類〕

麻薬輸(移)入許可願(第一號様式一五六六頁)

〔注意事項〕

- ① 用紙は成るべく美濃紙を使用すること
- ② 正副二通
- ③ 主たる業務所所在地地方長官を經由し内務大臣の許可を受けること(警視廳に於ては衛生部衛生課に於て直接受理)
- ④ 法人は社印及代表者印捺捺のこと
- ⑤ 輸(移)入の目的とは醫療用、製藥用、學術研究用と云ふ様な目的の事である
- ⑥ 出荷人の氏名は商號にても差支なし
- ⑦ 輸(移)入期間は「許可後何日間」又は「何月何日より何月間」と記すること
- ⑧ 送荷の方法は「船便」「小包郵便」「鐵道便及船便」と云ふ様な輸送方法及「送荷の個數」又は「輸(移)入の回數」を記入すること
- ⑨ 輸(移)入港又は郵便局名は輸(移)入手續を終るべき港名又は郵便局名のことである〔因みに麻薬の輸(移)入は一、二等郵便局のみにて取扱ふ事になつてゐる〕

第一號様式

麻薬輸(移)入許可願

住所
営業所

氏名
年月日生

今般左記麻薬輸(移)入致シ度候間御許可相成度此段及御願候也
昭和 年 月 日

右
氏名

麻薬輸(移)入
許可願

内務大臣

左記

殿

| | | | | |
|------------------|--------|----|------|-----|
| 品名 | 目的 | 含量 | 數 | 量 |
| | 鹽酸コカイン | — | 五瓦拾瓶 | 五〇瓦 |
| 出荷人ノ氏名 業務所所在地 | 6 | | | |
| 輸(移)入ノ期間 | 7 | | | |
| 送荷ノ方法 | 8 | | | |
| 輸(移)入港又ハ 郵便局名 | 9 | | | |

麻薬輸(移)出
手續

⑩麻薬を輸(移)入した時は輸(移)入許可證及送荷に添送した輸出許可證若くは轉向證明書の謄本を添付、十日以内に内務大臣に届出ること

(一) 麻薬輸(移)出手續

〔提出書類〕

- ①麻薬輸(移)出許可願(第二號様式一五六八頁)
- ②輸(移)入許可證明書(又は保税倉庫搬入許可證明書)

〔注意事項〕

- ①用紙は成るべく美濃紙を使用すること
- ②正副一通
- ③主たる業務所所在地地方長官を経由し内務大臣に提出のこと(警視廳に於ては衛生部衛生課が直接受理)
- ④法人は社印及代表者印押捺のこと
- ⑤荷受人の氏名は商號にて差支なし
- ⑥送荷の方法は一回の送荷は許されるが二回以上に亘る送荷は許可されぬ、例へば「一〇キログラム」の輸出許可を受けた場合は「一〇キログラム」を一回に輸(移)出しなければならぬのである
- ⑦麻薬の輸(移)出を終了した場合は麻薬輸(移)出済届を同じく地方長官經由、内務大臣に届出るのである(第三號様式一五六九頁)

十 麻薬取扱に関する事項

薬品營業者は帳簿を備へ麻薬の受拂につき規定の事項を記入し其の日附より五年間保存することになつてゐる。右

麻薬取扱に關
する事項

第二號様式

麻薬輸(移)出
許可願

今般左記麻薬輸(移)出致シ度候間御許可相成度別紙荷受人輸(移)入許可證明書相添へ此段及御届候也
昭和 年 月 日

住 所 麻薬輸(移)出許可願
營業 所

氏 年 月 日生 名

内務大臣

左 記 殿 右 ● 氏 名 ㊟

| | | | |
|------------------|--------------------------|---------|--------|
| 品名 | 含量 | 數量 | 數量 |
| モルヒネ注射液 | 塩酸モルヒネ二%含有 一管中一・一cc | 五〇管入三〇函 | 一、五〇〇管 |
| 荷受人ノ氏名 業務所所在地 | ⑤ | | |
| 輸(移)出ノ期間 | | | |
| 送荷ノ方法 | ⑥ (例ハバ) 小包郵便トシテ一回ニ出荷 | | |
| 輸(移)出港又ハ 郵便局名 | (例ハバ) 神戸港(東京驛鐵道小荷物取扱所經由) | | |

第三號様式

麻薬輸(移)出
済届

住 所 麻薬輸(移)出済届
營業 所

氏 年 月 日生 名

昭和 年 月 日附昭和 年 第 號ヲ以テ左記麻薬輸(移)出御許可相成候ニ付 月 日輸(移)出致シ候間
別紙麻薬輸(移)出許可證相添へ此段及御届候也
昭和 年 月 日

内務大臣

左 記 殿 右 氏 名 ㊟

| | | | |
|--------------|------------------------|---------|--------|
| 品名 | 含量 | 數量 | 數量 |
| モルヒネ注射液 | 塩酸モルヒネ二%含有 一管中一・一cc | 五〇管入三〇函 | 一、五〇〇管 |
| 輸(移)出許可證番號 | | | |
| 輸(移)出許可年月日 | | | |
| 輸(移)出期間 | | | |
| 輸(移)出港又ハ郵便局名 | | | |
| 送荷ノ方法 | | | |
| 荷受人ノ氏名業務所所在地 | | | |
| 輸(移)出年月日 | | | |

(一) 賣藥發賣免許申請手續

〔申請書類〕

① 賣藥發賣免許申請書 〔藥劑師、醫師其他資格者の場合（第一號様式一五七三頁）
藥劑師を管理人とする者の場合（第二號様式一五七四頁）

② 資格證明證寫

③ 手数料

④ 日本藥局方外の原料見本

〔注意事項〕

① 用紙美濃紙

② 所轄警察署を經由し警視總監（地方長官）に許可申請を爲すこと（以下賣藥に關する書類は何れも同様である）

③ 資格證明證寫とあるは藥劑師、醫師に在つては藥劑師又は醫師免許證寫、又從前營業者に在つては大正三年三月以前の賣藥免許證の寫の謂である

④ 法人の場合は（法人名竝に代表者氏名及社印、代表者印）又未成年者の場合は（親權者又は保佐人の住所氏名及捺印）のこと

⑤ 法人にして始めて免許を受くるときは定款の寫を添付すること

⑥ 原料品中に日本藥局方以外の原料使用のときは其の原料品の少量宛を見本品として提出すること

⑦ 手数料一方に付き金三圓の收入印紙貼付（消印を行つてはならぬ）

(二) 賣藥の内容變更手續

賣藥發賣免許申請書（藥劑師、醫師其他資格者の場合）

第一號様式（用紙美濃紙）

賣藥發賣免許申請

住所

營業所（販賣所調製所）

印收三
紙入圓

營業者 藥劑師 氏 年 月 日生
醫師 氏 年 月 日生
從前營業者

- 一方 名
- 原料品及其ノ分量
- 調製方法
- 用法
- 用量
- 效能

右ハ今般賣藥製造發賣致シ度候ニ付免許相成度別紙資格證明證寫並手数料相添（此段及申請候也）

年 月 日

右

氏

名 印

警視總監（地方長官）

殿

第二號様式(用紙美濃紙)

賣藥發賣免許申請

住所
營業所(販賣所)
調製所

印收三
紙入圓

(法人ハ名稱並代表者氏名)
營業者 氏

年 月

日生 名

使用藥劑師 氏

名

方名
原料品及其分量
調製方法
用法
效能

右ハ藥劑師(氏名)ヲ使用シ賣藥製造發賣致度候ニ付免許相成度別紙藥劑師免許證寫及手數料相添(連署ヲ以テ此段及申請候也)

年 月 日

右

營業者 氏
使用藥劑師 氏

名 名
名 名

警視總監(地方長官)

殿

賣藥發賣免許申請書(藥劑師を使用する場合)

〔申請書類〕

①變更申請書 賣藥方名變更申請書(第三號様式一五七六頁)
賣藥內容變更申請書(第四號様式一五七七頁)

②賣藥免許證

③手數料

〔注意事項〕

①用紙美濃紙

②手數料は一方に付き金一圓の收入印紙貼付(消印せず)

③方名變更申請書には内容は記載せざること

④第四號様式中「左記變更事項」には變更の部分のみ記載のこと

⑤第三號様式は方名のみの変更、又第四號様式は方名變更と同時に内容を變更せんとする場合の様式である

⑥第四號様式には藥劑師使用の場合には規定に藥劑師の連署なきも成るべく連署を要す

(三) 賣藥讓受手續

〔申請書類〕

①賣藥免許讓受申請書 藥劑師、醫師其他資格者の場合(第五號様式一五七九頁)
藥劑師を管理人とする者の場合(第六號様式一五八〇頁)

②賣藥免許證

③資格證明證寫

實務要綱

賣藥讓受手續